

松山市障害者計画

平成 20 年 5 月

松山市

目 次

第1章 計画策定にあたって	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の期間	4
3. 計画の対象	4
4. 計画の策定	5
第2章 障害者の現状	6
1. 本市の概況	6
2. 本市の障害者の推移	6
3. アンケート調査の概要	11
第3章 基本方針	12
施策体系図	12
基本方針1 自立生活の促進	13
(1) 暮らしの場の確保	13
(2) 在宅福祉サービスの充実	13
(3) 総合的な相談体制と情報の提供	14
(4) 発達障害・高次脳機能障害等の制度の狭間にある人への支援	15
基本方針2 雇用・就労の促進	17
(1) 一般就労の推進	17
(2) 福祉的就労の推進	18
(3) 職業能力開発の推進	18
基本方針3 教育と生涯学習の充実	19
(1) 教育環境の充実	19
(2) 社会参加の促進と地域活動への支援	20
基本方針4 保健・医療サービスの充実	21
(1) 早期発見対策・早期支援の推進	21
(2) 障害に対する適切な保健・医療サービス	21
(3) リハビリテーション医療の推進	22
基本方針5 生活環境の整備	23
(1) バリアフリー整備の推進	23
(2) ユニバーサルデザインの生活空間の整備	23
(3) 防犯・防災対策の推進	23
(4) 障害のある人に配慮した住宅整備の推進	24

基本方針 6 理解と協力体制の促進	25
(1) 相互理解の促進	25
(2) 福祉コミュニティの推進	26
(3) 地域福祉関係者との協力	26
第 4 章 障害福祉計画の目標を達成するための施策	27
目標 1 . 施設入所者の地域生活への移行	28
目標 2 . 退院可能な精神障害者の地域生活への移行	29
目標 3 . 福祉施設利用者の一般就労への移行	30
第 5 章 計画の推進体制	31
資料編	32
1 アンケート調査結果	33
2 松山市障害者計画策定検討委員会設置要綱	85
3 用語解説	88

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 松山市の障害者施策の推移

本市では、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画(市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画)」として、平成 7(1995)年に「松山市障害者福祉長期計画」を策定し、市民が生きがいを持って安心して暮らせる「人にやさしい福祉社会の推進」を目指し、障害者の自立、福祉のまちづくり、福祉サービスの充実等为目标とした本市の基本方針を示しました。

この計画の重点的かつ効率的な施策を推進するために平成 11(1999)年に「松山市障害者プラン～21世紀へ・ハートフルに～」を策定し、国が平成 14(2002)年に平成 15(2003)年度から 10か年に講ずべき障害者施策の基本方針を定めたことを受け、平成 15(2003)年に、「松山市障害者プラン」の後継計画として「松山市新障害者プラン」を策定して、障害者福祉施策の計画的かつ効率的な推進を図っています。

(2) 障害者を取り巻く環境の変化

「松山市障害者福祉長期計画」の策定後、障害者を取り巻く環境は大きく変化し、平成 15(2003)年度には、身体障害者や知的障害者の福祉サービスの一部が、それまでの行政の主導によりサービスを決定する仕組みを基本とする「措置制度」から、利用者自らがサービスを選択する仕組みを基本とする「支援費制度」に移行しました。

また、平成 17(2005)年には、発達障害者(自閉症等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等)に対する「発達障害支援法」が施行され、平成 18(2006)年からは、「障害者の雇用の促進に関する法律」の改正に伴い、精神障害者が法定雇用率算定の対象となりました。

さらに、平成 18(2006)年には、障害者が住みなれた地域において自立した生活を営みながら安心して暮らすことができるよう支援することを目的とする「障害者自立支援法」が施行されたことにより、障害の種別ごとに別々の法律に基づいて実施されてきた障害者の福祉サービスが、一元化や再編されるとともに、支給決定に関する仕組みの透明化・明確化、制度を安定的に運営するために国や県の費用負担の義務化が図られました。

以上のように、障害者を取り巻く環境は近年の短期間に大きく変化し、障害者施策は大きな転換期を迎えています。

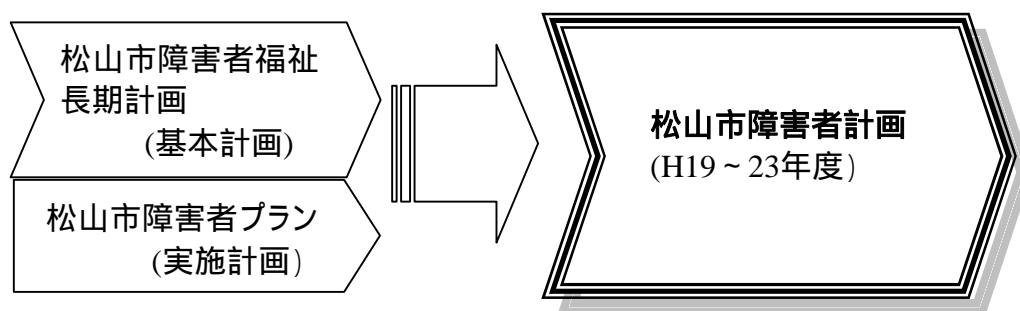
(3) 新たな計画の策定

このような環境の変化に対応するとともに、前計画の成果や課題を踏まえ、本市の障害者のニーズや実態に即した障害者施策を推進していくために「松山市障害者計画」を策定するものです。

2 . 計画の期間

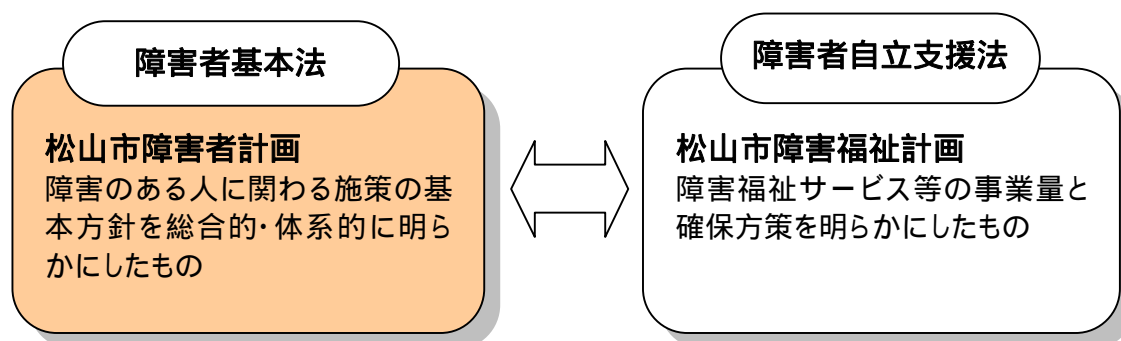
(1) 計画の期間

計画の期間は、今後の施策の変化に適切に対応するために平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間とします。



(2) 計画の性格

本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として、本市の障害者施策の基本方針を示すとともに、「障害者自立支援法」に基づき、市町村は国が定める基本指針に即して、「市町村障害者計画」と整合を図りながら、「市町村障害福祉計画」を 3 年ごとに策定し、障害福祉サービス等の量の見込やその確保のための方策を定めることが義務付けられ平成 19(2007)年 3 月に策定した「松山市障害福祉計画」の具体的な方策を示します。



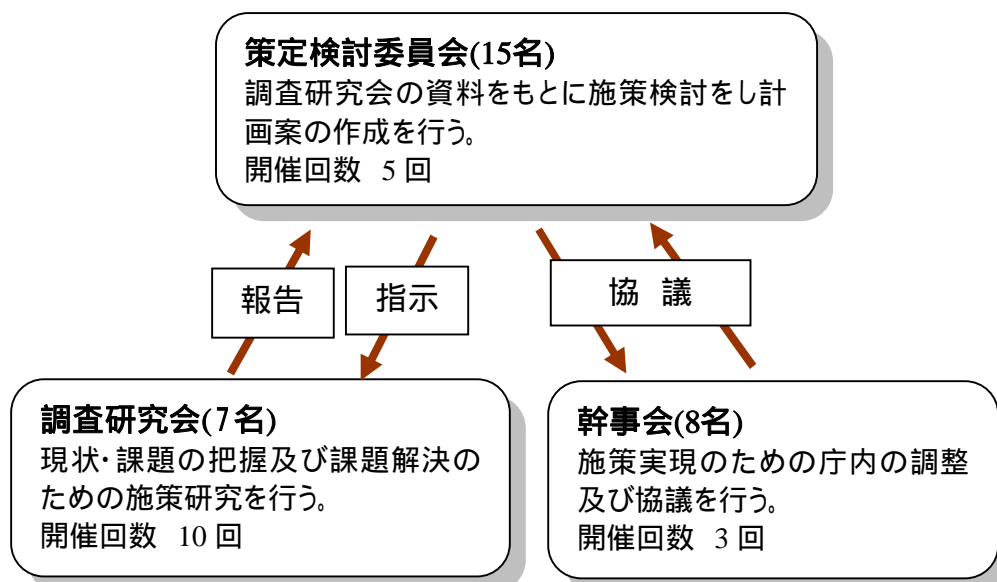
3 . 計画の対象

この計画における「障害者」とは、障害者基本法に基づく障害者(身体障害、知的障害、精神障害)を基本としていますが、発達障害者、高次脳機能障害者等を含めて検討しました。

4 . 計画の策定

(1) 計画の策定体制

本市では、学識経験者、福祉・医療関係者、障害当事者など 15 名で構成する障害者計画策定検討委員会を設置して計画案の作成を行いました。また、福祉や医療、教育現場の担当者 7 名で構成する調査研究会を設置して現状・課題の把握及び課題解決のための施策研究を行いました。



(2) 策定経緯

	策定検討委員会	調査研究会	幹事会
9月18日		第1回調査研究会	
10月11日		第2回調査研究会	
10月25日		第3回調査研究会	
11月14日		第4回調査研究会	
11月28日		第5回調査研究会	
12月10日		第6回調査研究会	
1月15日			第1回幹事会
1月23日		第7回調査研究会	
1月30日	第1回策定検討委員会		
2月8日			第2回幹事会
2月13日		第8回調査研究会	
2月18日	第2回策定検討委員会		
2月26日	第3回策定検討委員会		
2月27日		第9回調査研究会	
3月10日	第4回策定検討委員会		
3月12日		第10回調査研究会	
3月21日	第5回策定検討委員会		
3月26日			第3回幹事会
4月10日		市長報告	
4月		意見公募	
5月		公表	

第2章 障害者の現状

本市の統計データや障害者意向調査結果(平成 19 年度実施)を整理し、本市における障害者数の動向やニーズを明らかにしました。

1. 本市の概況

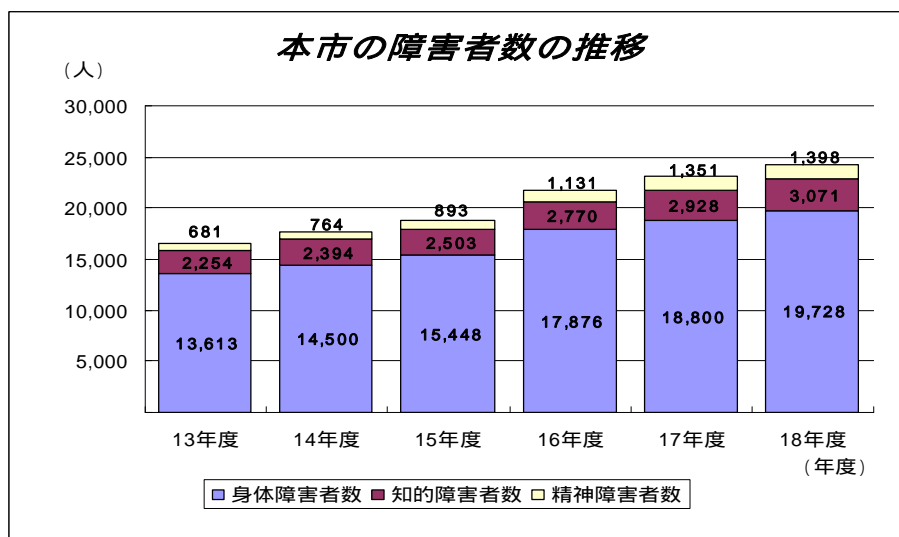
本市では、恵まれた自然環境と豊かな文化、さらには人情味あふれる市民性など全国に誇り得る個性を相互に連係させながら、調和のとれた都市づくりを進めるために、「みんなでつくろう、みんなの松山」をスローガンに「お年寄りや障害者にやさしい日本のまち」づくりを目指し、市民の誰もが豊かな未来を描ける新しい松山を創造する各種の施策に取り組んでいます。

2. 本市の障害者の推移

(1) 障害者数の推移

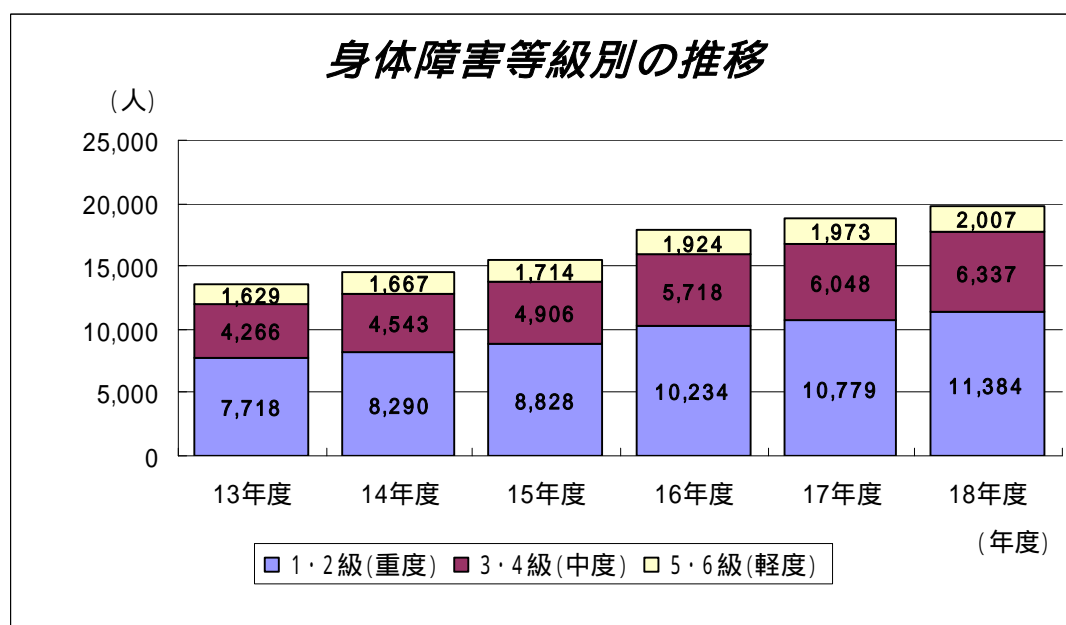
障害者数は年々増加しており、特に精神障害者数の増加率が高くなっています。

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
身体障害者数	13,613	14,500	15,448	17,876	18,800	19,728
増加率(%)		6.52%	6.54%	15.72%	5.17%	4.94%
本市の人口中の比率(%)	2.89%	3.07%	3.25%	3.75%	3.68%	3.85%
知的障害者数	2,254	2,394	2,503	2,770	2,928	3,071
増加率(%)		6.21%	4.55%	10.67%	5.70%	4.88%
本市の人口中の比率(%)	0.48%	0.51%	0.53%	0.58%	0.57%	0.60%
精神障害者数	681	764	893	1,131	1,351	1,398
増加率(%)		12.19%	16.88%	26.65%	19.45%	3.48%
本市の人口中の比率(%)	0.14%	0.16%	0.19%	0.24%	0.26%	0.27%
本市の人口	471,574	473,029	475,264	476,240	510,645	512,758
増加率(%)		0.31%	0.47%	0.21%	7.22%	0.41%

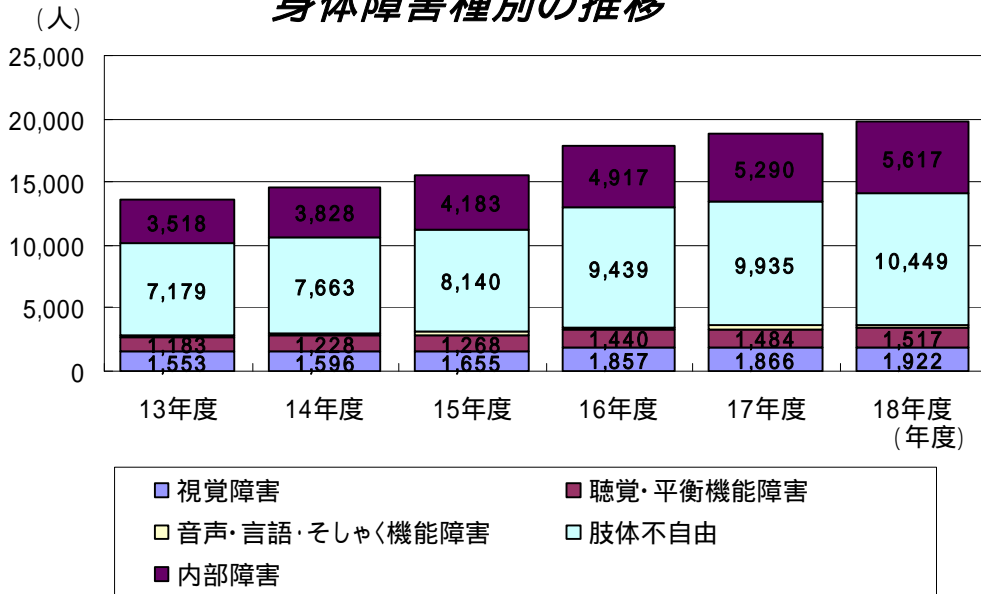


(2) 身体障害者の等級別、障害別、年齢別の推移

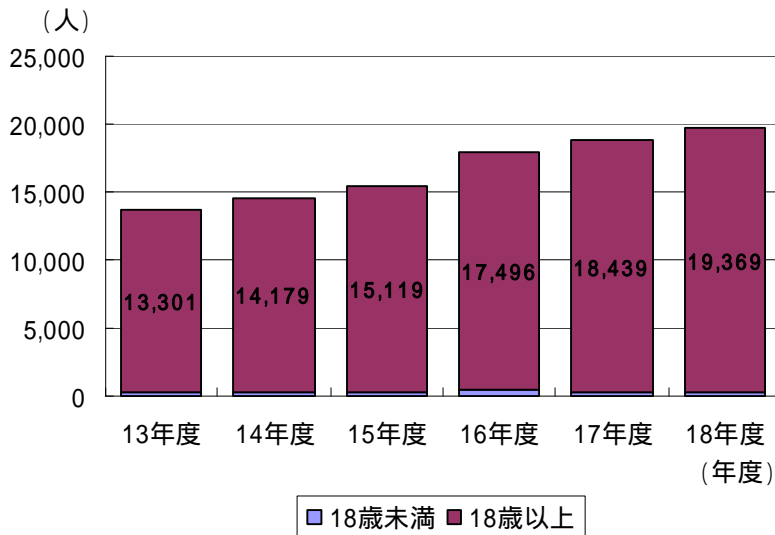
区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
身体障害者数	13,613	14,500	15,448	17,876	18,800	19,728
増加率(%)		6.52%	6.54%	15.72%	5.17%	4.94%
等級別						
1・2級(重度)	7,718	8,290	8,828	10,234	10,779	11,384
増加率(%)		7.41%	6.49%	15.93%	5.33%	5.61%
3・4級(中度)	4,266	4,543	4,906	5,718	6,048	6,337
増加率(%)		6.49%	7.99%	16.55%	5.77%	4.78%
5・6級(軽度)	1,629	1,667	1,714	1,924	1,973	2,007
増加率(%)		2.33%	2.82%	12.25%	2.55%	1.72%
障害別						
視覚障害	1,553	1,596	1,655	1,857	1,866	1,922
増加率(%)		2.77%	3.70%	12.21%	0.48%	3.00%
聴覚・平衡機能障害	1,183	1,228	1,268	1,440	1,484	1,517
増加率(%)		3.80%	3.26%	13.56%	3.06%	2.22%
音声・言語・そしゃく機能障害	180	185	202	223	225	223
増加率(%)		2.78%	9.19%	10.40%	0.90%	-0.89%
肢体不自由	7,179	7,663	8,140	9,439	9,935	10,449
増加率(%)		6.74%	6.22%	15.96%	5.25%	5.17%
内部障害	3,518	3,828	4,183	4,917	5,290	5,617
増加率(%)		8.81%	9.27%	17.55%	7.59%	6.18%
年齢別						
18歳未満	312	321	329	380	361	359
増加率(%)		2.88%	2.49%	15.50%	-5.00%	-0.55%
18歳以上	13,301	14,179	15,119	17,496	18,439	19,369
増加率(%)		6.60%	6.63%	15.72%	5.39%	5.04%



身体障害種別の推移

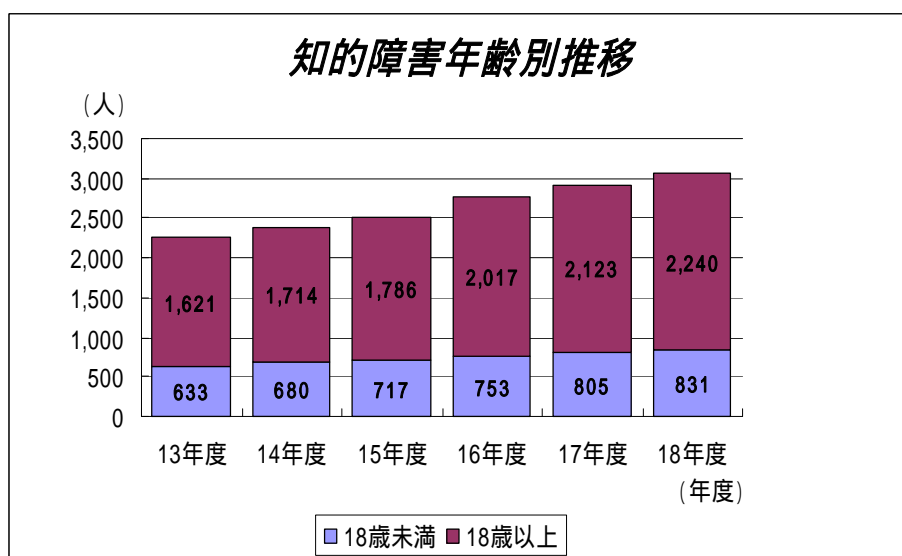
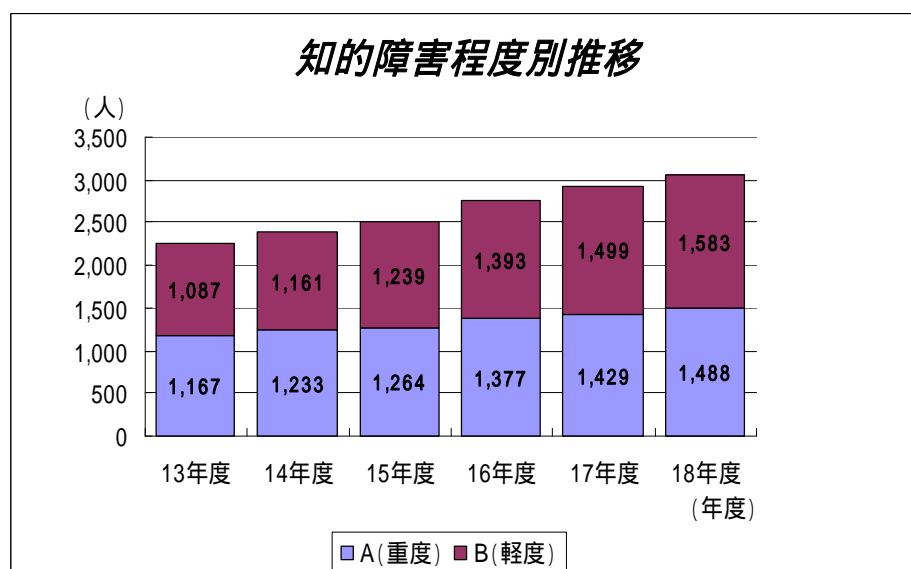


年齢別身体障害者の推移



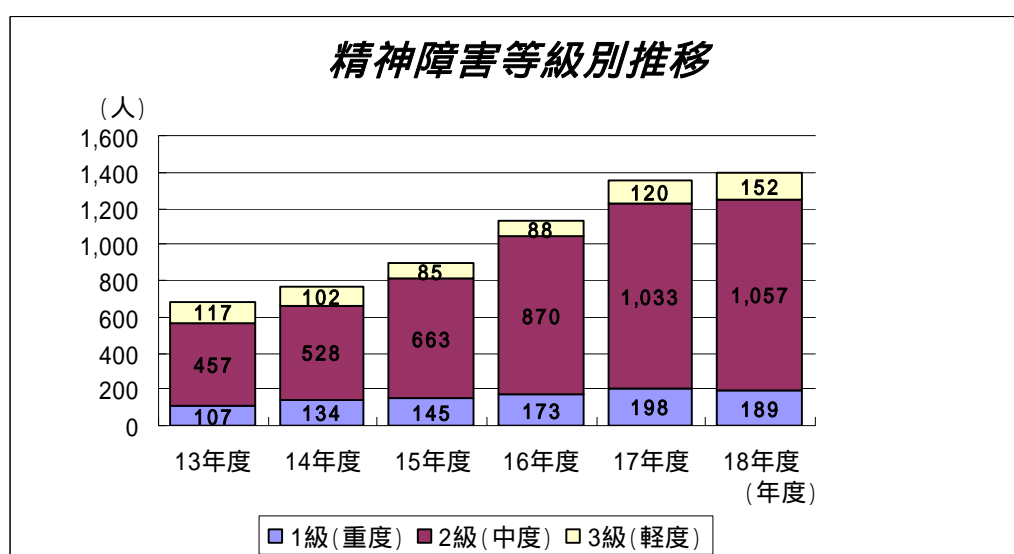
(3) 知的障害者の程度別、年齢別の推移

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
知的障害者数	2,254	2,394	2,503	2,770	2,928	3,071
増加率(%)		6.21%	4.55%	10.67%	5.70%	4.88%
程度別						
A(重度)	1,167	1,233	1,264	1,377	1,429	1,488
増加率(%)		5.66%	2.51%	8.94%	3.78%	4.13%
B(軽度)	1,087	1,161	1,239	1,393	1,499	1,583
増加率(%)		6.81%	6.72%	12.43%	7.61%	5.60%
年令別						
18歳未満	633	680	717	753	805	831
増加率(%)		7.42%	5.44%	5.02%	6.91%	3.23%
18歳以上	1,621	1,714	1,786	2,017	2,123	2,240
増加率(%)		5.74%	4.20%	12.93%	5.26%	5.51%

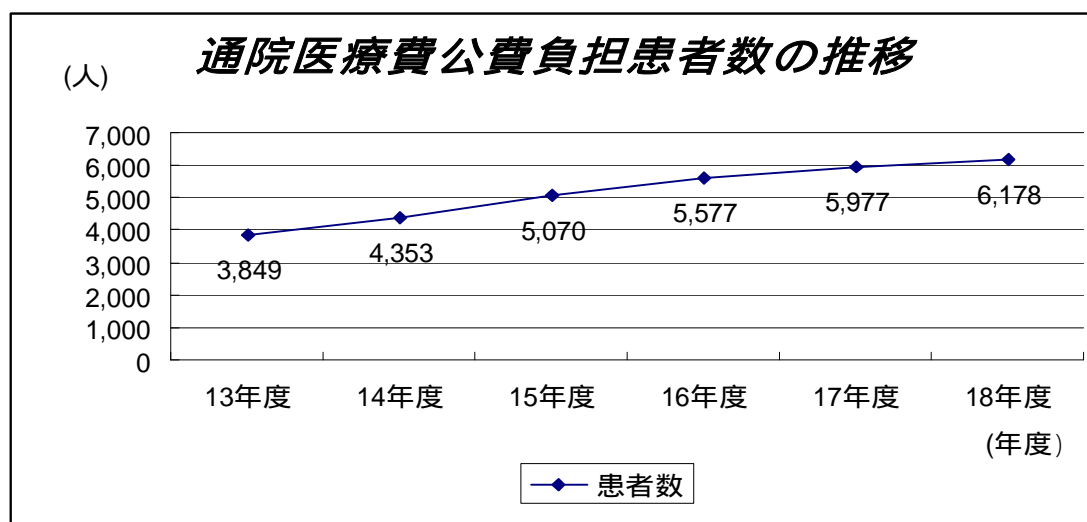


(4)精神障害者の程度別の推移

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
精神障害者数	681	764	893	1,131	1,351	1,398
増加率(%)		12.19%	16.88%	26.65%	19.45%	3.48%
程度別						
1級(重度)	107	134	145	173	198	189
増加率(%)		25.23%	8.21%	19.31%	14.45%	-4.55%
2級(中度)	457	528	663	870	1,033	1,057
増加率(%)		15.54%	25.57%	31.22%	18.74%	2.32%
3級(軽度)	117	102	85	88	120	152
増加率(%)		-12.82%	-16.67%	3.53%	36.36%	26.67%



区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
公費負担患者数	3,849	4,353	5,070	5,577	5,977	6,178
増加率(%)		13.09%	16.47%	10.00%	7.17%	3.36%
本市の人口中の比率(%)	0.82%	0.92%	1.07%	1.17%	1.17%	1.20%



3. アンケート調査の概要

本市における障害福祉に関する意向を把握するとともに、障害者計画策定にかかる調査のために、身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を取得している1割の方に対して、アンケート調査を実施しました。

(1) 調査実施期間

平成19年11月

(2) 調査対象者

18歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳交付者

(3) 調査方法

郵送によるアンケート送付、回収、無記名

(4) 送付数と回収数

送付数、回収数、回収率

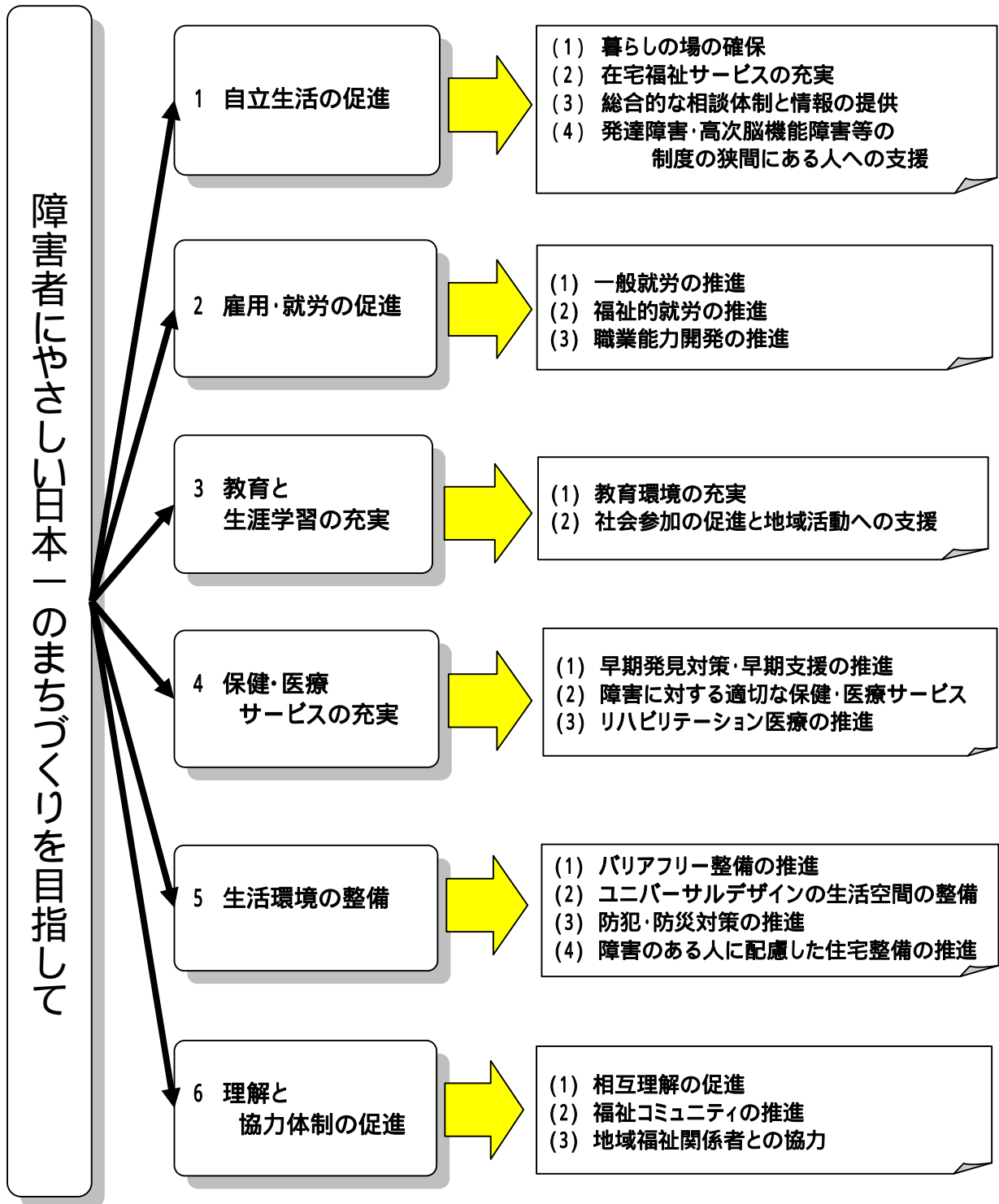
	送付数	回収数	回収率(%)
身体障害者	2,000	1,013	50.7
知的障害者	300	168	56.0
精神障害者	100	53	53.0
合計	2,400	1,234	51.4

(5) 調査結果

資料編に掲載

第3章 基本方針

施策体系図



基本方針1 自立生活の促進

(1) 暮らしの場の確保

障害のある人が住み慣れた地域において自立し安心して生活するために、障害のある人の個々の多様なニーズに柔軟に対応した、住宅・居住環境の整備に取り組みます。

グループホーム等の整備促進

施設入所者等の地域生活への移行手段の一つであるグループホーム等の整備を促進し、障害のある人の自立支援に努めます。

障害のある人の居住支援

障害のある人が地域生活を営むには、まず住まいの場を確保する事が不可欠ですが、現状では保証人問題や緊急時の対応、障害に対する偏見や差別等による様々な問題があります。

住みなれた地域において暮らすために、市営住宅の積極的な活用を含め、一般の賃貸住宅への入居支援を行う居住サポート事業を展開し、住環境を含む生活全体のコーディネートを行うこと等により、円滑な地域生活への移行促進に努めます。

(2) 在宅福祉サービスの充実

障害のある人が障害の種類や程度等を問わず必要な支援やサービスを受け、本人が希望する地域生活が可能となるよう、障害者自立支援法に基づいた障害福祉サービス体系による在宅サービスの充実を図ります。

訪問系サービスの充実

居宅介護、重度訪問介護、行動援護等訪問系サービスを必要とする利用者へのサービスを充実させるために、サービス提供事業者の専門的人材の確保やその質的向上を図るよう働きかけるとともに、そのために必要な情報の提供に努めます。

日中活動系サービスの確保・充実・支援

障害のある人自らが障害の程度等に応じて日中活動の場を選択できるよう、サービス提供事業者と連携を図りながら療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の確保と充実に努めるとともに、利用者の変化に適切に対応できるサービス体系へ円滑に移行できるよう支援します。

また、地域活動支援センター等への移行計画のある小規模作業所等をはじめ、障害者自立支援法に基づく新しいサービス体系へ移行可能な事業所への支援に努めます。

移動支援や日常生活用具給付の充実

移動が困難な障害のある人の、自立や社会参加の促進につながる移動支援や、日常生活の困難を改善し実用性のある日常生活用具の給付を充実させます。

施設サービスの移行促進

松山市障害福祉計画に基づき、事業者と連携して従来の入所施設から地域生活への移行促進を図ります。

専門職員の育成・確保

障害のある人の支援に直接携わるサービス従事者やサービス管理責任者、手話通訳者等の人材の確保と質の向上を図るため、各種研修への参加を促します。

(3) 総合的な相談体制と情報の提供

障害のある人やその家族等が、必要な時に相談や適切な情報の提供ができるよう、相談支援に係わる関係機関と連携を図り、障害のある人の地域生活をトータルで支援する包括的な相談支援体制の構築を目指します。

相談支援体制等の充実

障害のある人や家族等に必要な情報や助言を提供するため、身近な相談支援の場の構築に努めるとともに、苦情や要望等の解決に向け迅速に事業者や関連機関等と連携し対応します。

また、現在、行政機関、委託相談支援事業所、医療機関、福祉施設、サービス事業所、介護保険関係機関等が各々の分野において相談支援を行っていますが、障害のある人やその家族が困難な問題に直面した時に、種類や程度等を問わず気軽に相談ができるとともに、他の窓口や各関連機関との横断的なネットワークを構築し、総合的な対応ができる総合相談窓口を整備していきます。

出生から就労までの一貫した支援体制づくり

母子保健、児童福祉(子育て支援・保育所等)、教育(幼稚園・小学校・中学校・高校・大学・専門学校等)、労働、医療(専門医、一般の医療機関)等の連携を図り、生涯を支援するネットワークの整備について検討していきます。

障害のある子どもへの支援とサービスの整備

本市の障害のある児童の預かり事業としては、短期入所事業、日中一時支援事業、タイムケア事業や、放課後児童健全育成事業等がありますが、事業の体系をよりわかりやすく、利用しやすいように整備・充実していきます。

医療の必要度の高い障害のある人や子どもへの支援

医療の必要度の高い障害のある人や子どもへの支援については、現行の障害福祉サービスでは対応が困難な重症児(者)が年々増加していることや、保護者の福祉サービスにおけるサービス提供の限界についての理解不足等を踏まえ、医療機関や愛媛県立子ども療育センター等の関係機関との連携を図るとともに、現在本市が単独事業として実施している「重度障害児訪問看護利用補助事業」の対象の検討を含め、総合的な支援体制について検討していきます。

人権・権利擁護及び自立生活サービスの推進

現在、人権尊重を主眼とした社会福祉施設巡回支援事業を実施していますが、今後も関係機関との連携を深めることにより障害のある人の人権と人格を守るとともに、障害のある人の安心した地域生活のために日常生活自立支援事業(旧:地域福祉権利擁護事業)や成年後見制度利用支援事業を促進します。

情報・コミュニケーションの手段の確保

障害のある人の自立と社会参加の促進を図るためには、必要な情報のコミュニケーションの手段が確保される必要があります。コミュニケーションの手段の確保のために、障害の特性に応じた奉仕員の養成・派遣などの体制の充実を図ります。

(4) 発達障害・高次脳機能障害等の制度の狭間にある人への支援

平成 17 年に発達障害者支援法が施行されたものの、発達障害のある人の現状は、的確に診断できる専門医・専門機関が少ない、社会や家族の理解が十分ではない等といった様々な問題点があります。状態によっては、精神保健福祉手帳や療育手帳の取得も可能ですが、発達障害に特化したサービス提供基盤は十分に整備されておらず、支援が受けられない状態にある人も多いのが現状です。

また高次脳機能障害については、症状によっては精神保健福祉手帳の取得が可能な場合がありますが、記憶や行為、注意などに係る障害のみが残る場合には身体障害者手帳の取得は現行法では困難なため、十分な福祉サービスが受けられない現状にあります。また、医療や福祉の現場でも支援体制が整っていないため、狭間で困っている人も多いのが現状です。

こういった制度の狭間で十分な支援が受けられない方への支援について、本市においては、福祉、医療、保健、教育、労働等の各分野との連携体制の整備を図るとともに、ニーズ調査や情報収集による実態把握や啓発活動等を行い、課題が明らかになった場合においては課題解決に向けて取り組むなど、適切な支援について検討していきます。

現状把握のためのニーズ調査と課題整理

福祉、医療、保健、教育、労働等各分野における支援やサービス利用の実態を明らかにするとともに、保護者・当事者団体等の協力によるニーズ調査も検討しながら、市外の自治体を含めた各関係機関との情報交換等により、課題整理に向けて取り組んでいきます。

医療・教育関係機関との連携強化

児童精神科医等の専門医と連携し、医師会等との協働によって、発達障害等についての正しい認識を図るとともに、教育関係機関等との連携を深め一貫した支援の方向性を検討します。

定期的な研修等による普及啓発活動

発達障害については、障害への理解を促進するために、愛媛県発達障害者支援センターと連携を図り、定期的な研修等を通じ様々な分野への啓発活動に努めます。

また高次脳機能障害については、平成20年度から始まる愛媛県の高次脳機能障害支援普及事業と連携を図っていきます。

専門機関の養成・人材育成

定期的な研修等を通じ、専門性の向上に努め人材育成を図り、将来的には各専門機関の設置も視野に入れながら、適切な支援方法を検討していきます。

また国の「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」に基づいて平成20年度から愛媛県が実施するモデル事業との連携を図っていきます。

基本方針2 雇用・就労の促進

(1) 一般就労の推進

障害のある人の就労を推進するために、教育機関、福祉関係機関、ハローワーク、企業等と連携して相談から就労そして就労継続へと、個々の障害に対応して支援を行います。

雇用・就労の支援

就労を希望する障害のある人が、就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練を受ける就労移行支援を推進するとともに、企業や事業所等に対して、就労に関する情報を整理し提供します。

また、就職先での定着を図るため、職場に出向き仕事を支援するジョブコーチ制度の充実と普及啓発に努めます。

雇用機会の拡大

障害のある人の雇用を確保するため、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携して雇用機会の拡大に努めます。

また、現在各機関で推進している就労支援策を関係付け、障害のある人と事業主とのニーズのマッチングを行うための情報の一元化や、障害のある人と事業主の互いの不安を解消するため就労障害者への生活面も含めたフォローアップを図るなどの、障害者就労を点ではなく面で支えることを目的とした、就労支援ネットワークの構築を図ります。

また、情報技術(IT)を活用した在宅就労等のため「テレワーク在宅就労促進事業」や、「重度障害者在宅就労促進特別事業」を本市で実施していますが、今後「テレワーク在宅就労促進事業」の雇用拡大に向けた検討や、コミュニティビジネス等の新たなビジネスモデルの創造・開拓とその支援を含め、情報技術を活用した在宅就労等の雇用機会の創出及び拡大を図っていきます。

市における雇用の推進と就労促進体制の整備

障害者支援施設等で生産した製品の優先的活用を継続して推進するとともに、地方自治法施行令の改正に基づいた、本市の業務の中で外部委託できる業務のうち、市内の障害者支援施設等への随意契約について調査・検討していきます。

また、障害のある人の雇用について、本市におきましては地方公共団体としての法定雇用率は現在満たしておりますが、今後も引き続き雇用促進に努めるとともに、ハローワークと連携を図り関係機関への啓発に努めていきます。

障害者雇用問題の啓発

企業等に対し、障害への理解を深めてもらう啓発を行うとともに、障害者雇用促進策の国の制度等を活用し雇用拡大への協力を呼びかけます。

(2) 福祉的就労の推進

障害のある人の障害の程度や就労意欲に応じ、就業希望を実現するために福祉的就労の場で行う自立訓練や就労継続支援を推進していきます。

就労移行に対する支援の充実

一般就労を希望する人に対しては就労移行支援等により就労訓練を実施し、事業所等に対しても就労が可能となるように働きかけていきます。また、一般就労が困難な人に対しては、自立訓練や就労継続支援事業を充実させるとともに、福祉的就労の場を提供する小規模作業所を継続して支援します。

新たな就労機会への支援

障害のある人の就労につながる、就労移行支援、就労継続支援(A型 = 雇成型、B型 = 非雇成型)を実施しようとする事業者に対して必要な情報提供や相談支援を行っていきます。

(3) 職業能力開発の推進

障害のある人の就労機会の拡大のために、ハローワークが推進する職業相談、職業紹介、職業訓練など、就労に必要な技能の修得を行うことができるよう支援します。

実践的な技能の修得支援

現在、ハローワークや愛媛障害者職業センターで実施している、障害者の個々のニーズに応じた模擬的就労場面を利用した講習である職業準備支援事業や、就職に必要な知識・技能を習得するための障害のある人の態様に応じた多様な訓練事業等の情報を提供するとともに、就業につながる情報の収集と提供に努めます。

就労体験活動の支援

技能修得が就労につながるよう、ハローワークや商工会議所等関係団体への働きかけに努めます。

基本方針3 教育と生涯学習の充実

(1) 教育環境の充実

障害のある子どもの健やかな発達・発育を促し、必要な教育が受けられるように、早期の療育体制を整備し、就学前教育から学校教育と連携し保健、医療、福祉、教育が一体となって取り組みます。

就学前教育の充実

障害のある子どもとその保護者の抱えている悩みに対する不安解消のための相談・早期療育体制等を充実させ、就学前からの療育に取り組みます。

障害のある子どもの就園促進

保育所、幼稚園における障害のある子どもの支援の質を高めるため、施設支援一般指導事業の充実を図ります。

特別支援学校と地域の学校との連携強化

市内の小中学校と特別支援学校との研修・研究等の連携を通じて、障害のある子どもの教育環境の充実を図ります。

地域の特別支援教育の充実

障害のある子どもの教育支援を通じて、すべての子どもたちがお互いの違いを認識し、尊重しあう教育環境を整え、特別支援教育の趣旨が地域の学校全体において定着するよう支援していきます。

また、管理職研修を継続して実施するとともに、特別支援教育支援員をはじめとする各種支援員の活用により、障害のある子どもだけでなく、すべての子どもたちに対する教育の充実に努めていきます。

放課後等や学校外活動に対する支援

障害のある子どもの放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇時等における支援の場として放課後児童健全育成事業での受入れを推進し、指導員の理解・啓発と専門性の向上を図るとともに、障害のある子ども等の放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇時の地域の学校との交流機会の創設等を検討していきます。

教職員の特別支援教育等の専門性の向上

特別支援教育に対する知識や姿勢について教職員全員が研修できる機会をつくり、特別支援教育の理念の普及と実践を支援していきます。

(2) 社会参加の促進と地域活動への支援

地域の一員としてより良い社会生活を営むため、生涯を通じて学ぶ機会を増やし、スポーツや文化活動による社会参加の機会をつくり、自己実現と達成感を感じることができる生涯学習を充実させます。

また、地域で暮らす人々の障害に対する偏見や差別をなくし、正しい理解を深めていくための活動を行う障害者団体等の支援を行います。

スポーツ活動等の充実

障害者スポーツ大会の実施や、多様なスポーツ競技の紹介など、スポーツに親しみ、参加する機会を提供し、スポーツ活動の充実を図ります。また、将来本県で開催される全国規模の障害者スポーツ大会を視野に入れながら、関係機関と連携して指導者の育成に努め、障害者スポーツの振興を図ります。

余暇活動の場の確保と地域行事への参加促進

各種文化講座の開催や生涯学習施設等の利用の促進などの余暇活動の場を提供するとともに、公民館活動等の地域行事において、障害のある人が地域の一員として参加しやすい環境づくりを推進していきます。

「障害者団体」等の育成、活動支援等

「障害者団体」等の自主的な活動を促し、地域社会における交流活動や障害に対する啓発活動等を支援していきます。

基本方針4 保健・医療サービスの充実

(1) 早期発見対策・早期支援の推進

障害の原因となる疾病等の早期発見のために、保健・医療・福祉の連携を図り、相談指導、訪問指導等により早期支援を推進します。

障害の原因となる疾病等の予防、早期治療等の推進

関係機関との連携により、障害の予防、早期発見につながる健康診査や保健指導、生活習慣病の予防を実施し、早期治療の推進に努めます。

正しい知識の普及等

障害の原因となる疾患や障害への正しい知識の普及に努め、偏見や差別による治療への悪影響の予防や偏見をなくすことにより、早期治療につながるよう努めます。

(2) 障害に対する適切な保健・医療サービス

地域生活をおくる障害のある人がいつでも安心して医療が受けられるような体制を整備するとともに、障害の早期発見による適切な医療やリハビリテーションにより、障害の軽減、重複化防止、二次障害の防止等に努めます。

適切な保健・医療サービスの実施

健康相談や訪問指導を充実させ、定期通院や治療の継続等を支援することにより二次障害等の防止に努めます。また、病状の急変時のために必要な救急医療体制等の整備にも配慮します。

各機関への啓発活動

障害のある人のうち特に知的に障害のある人や保護者から、内科や歯科等の医療サービスの受診に対する不安の声があります。今後は医師会等とも連携し、医療機関への障害に対する理解・啓発活動に努め、医療サービスをより利用しやすくなるよう支援していきます。

精神保健・医療体制の充実

精神障害のある人へは訪問や定期的な精神保健相談を充実させ、適切な医療・福祉サービスの継続した支援により、心の健康を維持していくことができる環境づくりを支援していきます。

(3) リハビリテーション医療の推進

障害のある人が健康を維持し障害を軽減するために、初期的な治療として効果的なリハビリテーションを受けることができる環境を整備します。

地域リハビリテーションの充実

保健・医療・福祉の連携のもと、PT(理学療法士)やOT(作業療法士)、ST(言語療法士)による訪問等のリハビリテーションサービスを適正に実施できる体制づくりを図ります。

ライフステージに応じたリハビリテーションの整備

それぞれの年代に応じたリハビリテーションを通所型の日中活動系福祉サービスである機能訓練として実施できるよう、福祉サービスと保健・医療との連携をつくっていきます。

基本方針5 生活環境の整備

(1) バリアフリー整備の推進

障害のある人の外出の機会を増大させ、安心して安全に外出できるよう施設、道路等のバリアフリー化の整備に取り組みます。

建築物等のバリアフリーの整備

市役所庁舎や各出先機関について順次バリアフリー化を図るとともに、高齢者障害者移動円滑化促進法(バリアフリー法)に基づき、施設や鉄道駅、公園、大型商業施設及びそれらを結ぶ道路等のバリアフリーについて啓発を行い、障害のある人が利用しやすい街づくりに努めます。

心のバリアフリーの推進

車いすマークのついた駐車場は商業施設においても徐々に整備が進んでいますが、必要性等の認識が市民に浸透していないのが現状です。障害のある人に対する声掛け、手助けをするなどの市民の「心のバリアフリー」の配慮等の呼びかけを推進していきます。

(2) ユニバーサルデザインの生活空間の整備

あらゆる人が利用できるように道路や施設等のデザインを図るユニバーサルデザインの考え方を採り入れ、公共空間の整備を行っていくことを検討します。

生活圏における福祉のまちづくり推進

日常生活の圏域でユニバーサルデザインの考え方を実践し障害のある人をはじめあらゆる人にやさしい福祉のまちづくりの普及促進を図ります。

公共交通機関の充実とタクシー等の活用

鉄道やバスの公共交通機関のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、障害のある人がよく利用するタクシー料金の助成など移動しやすい環境をつくります。

(3) 防犯・防災対策の推進

障害のある人が安心して暮らせる地域社会とするために、地域社会の一員として地域関係団体や住民との連携により、防災・防犯体制づくりに取り組みます。

災害要援護者支援制度の促進

地域社会の自主防災組織や民生委員・児童委員等との連携により福祉防災を求める人の把握や迅速な支援体制を整えます。また防災ボランティア養成のための講座を、継続して社会福祉協議会で実施します。

防犯対策の推進

障害のある人が犯罪や事故に巻き込まれないように、警察署や地域住民等による防犯ネットワークにより、地域における見守り体制を検討します。

障害のある人向け防災及び防犯教室の開催

障害のある人向けの防災教室や防犯教室を開催し、いざという時の対応等を学ぶ機会を作っていきます。また、緊急時の情報をメールやパソコン等のIT情報機器等で受信できる仕組みを協働して作っていきます。

(4) 障害のある人に配慮した住宅整備の推進

介護保険制度や障害者自立支援法による住宅改造助成制度による持ち家住宅のバリアフリー化を推進するとともに、公的及び民間賃貸住宅においても住まいのバリアフリー化を奨励し、障害のある人が安心して暮らせる賃貸住宅としていくことを働きかけます。

公的住宅における整備の推進

市営住宅等の公的住宅において車椅子対応向け住宅等の整備やバリアフリー化を働きかけます。

民間住宅における整備の推進

民間賃貸住宅においても住宅改修費支給制度等を活用し、安心して住むことができる住宅の整備を働きかけます。

基本方針6 理解と協力体制の促進

(1) 相互理解の促進

障害に対して十分な理解を深めることができるように継続的に啓発や広報活動を実施するとともに、障害のある人の社会参加の促進のための機会の提供に取り組みます。

ノーマライゼーションの理念の普及・啓発

障害のある人とない人が人間として互いに理解し、互いにこころの壁を取り除き、互いに人間としての尊厳を認め交流することで、ともに生きる社会を目指すノーマライゼーションの理念を常に普及啓発していきます。

「障害者週間」を活用した交流イベント実施

12月3日から12月9日までの障害者週間を活用して市民が互いにふれあい交流するイベントを行っていきます。

広報紙等を活用した福祉情報の提供

市広報紙に市民が必要とする情報、障害のある人が必要な情報を適時掲載して福祉情報提供を充実させます。

企業等に対する障害の理解を求める啓発

市内の企業や各種団体等に対し適時必要な情報を提供し、就労等への協力や地域生活への理解を求めていきます。

地域住民に対する研修・講座等の開催

地域住民に対して、理解を深める機会である障害者に係る問題等の研修・講座等の開催に取り組みます。

情報バリアフリー化の推進

障害のある人の働く能力やコミュニケーション能力を補完する有効な手段であるコンピュータやデータ通信に関する技術などのITの普及に努めます。

また、視覚や聴覚に障害のある人への情報提供機器の整備の促進や字幕や手話解説付きのビデオソフトや点字情報の整備普及に努めます。

ボランティア活動等の支援

社会福祉協議会やNPO団体との更なる連携により、ボランティアの育成や利用者等のニーズに応じて安心して活動に参加できる環境整備に努めます。

(2) 福祉コミュニティの推進

市民がともに支えあう社会の実現を図っていくための啓発や機会を提供し、福祉コミュニティづくりを推進します。

学校教育、社会教育での福祉教育の推進

障害及び障害のある人への理解は幼少時からの福祉教育が有効と言われています。学校や生涯学習の場で福祉教育を実施していきます。

市の新規採用職員に対する研修の中で、障害のある人に対する接し方や人的支援に対する研修実施について検討します。

各種イベント等を活用したふれあいの場の確保

障害者週間におけるイベント開催や市の開催イベント等でのふれあい・出会い等を通じて障害について知り理解する機会をつくっていきます。

(3) 地域福祉関係者との協力

地域福祉を担う諸団体への地域福祉活動支援を行い、障害のある人と地域社会とのふれあう機会をつくるなどの活動推進などにつなげていきます。

民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員との連携を強化し、地域社会における障害及び障害のある人への理解を求める交流活動等を支援します。

自治会・町内会活動等各種団体活動の支援

自治会・町内会による地域社会における障害及び障害のある人への理解を深める交流活動や見守り活動等を促し支援します。

社会福祉協議会との連携強化

地域福祉の中核となる社会福祉協議会との連携を更に強化することにより、各種団体や地域と協働しながら、障害のある人が安心して暮らせる豊かな福祉社会の実現を目指します。

第4章 松山市障害福祉計画の目標を達成のための施策

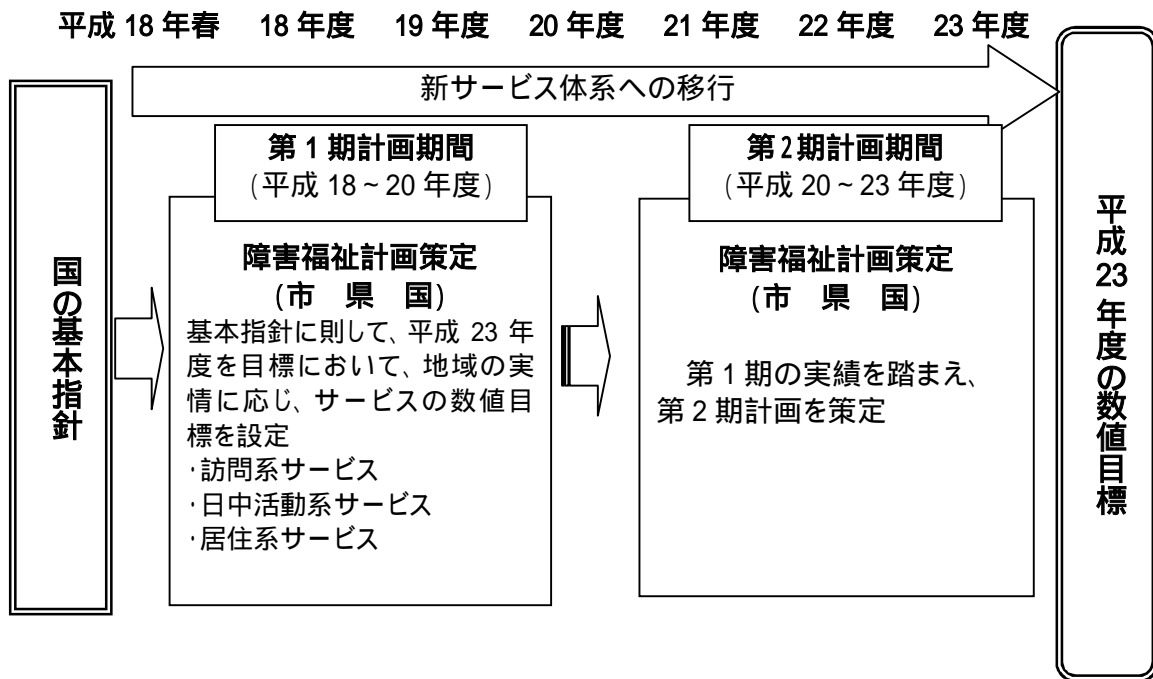
松山市では、障害者自立支援法第88条の規定に基づき、平成18年度に「松山市障害福祉計画(以下「福祉計画」といいます。)」を策定しました。

この福祉計画は、平成23年度の数値目標を設定し、その目標に基づき平成18年度から平成20年度までの第1期(3年間)計画ですが、障害者自立支援法や国の示した「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号)に即し、本市の障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための計画です。

この福祉計画においては、平成23年度末までに重点的に取り組む3点の目標を定めていますが、この目標は3点ともに何も行動を起さなければ達成は不可能な目標であり、そのためには官民が協働して互いに達成するための努力を行うことが不可欠です。

そこで、本市においては松山市障害者計画策定検討委員会調査研究会(研究員は添付資料参照)を設置し、本市の障害者福祉の現状把握と課題の洗い出し、課題解決のための施策研究を計10回行なった結果、下記のような具体的施策についての提言があり、この提言に沿って平成23年度末までに重点的に取り組む3点の目標を達成するための施策を展開していきます。

障害福祉計画の概要



目 標 1 施設入所者の地域生活への移行

目標数値

- (1) 平成23年度末までに、平成17年10月1日現在の施設入所者(470人)の1割(47人)が地域生活に移行することを目指す。
- (2) 平成23年度末の施設入所者数を7.5%(35人)削減することを目指す。

現 状

障害者意向調査の結果、施設入所者のうち今後も引き続き入所したいと回答したものが身体障害74.5%、知的障害62.2%となっており、その理由としては「障害が重度」「行き場所が無い」「介護者の不在」の順で挙げられています。

知的障害者の退所後の受け皿としては、障害者自立支援法に基づくグループホームやケアホーム(以下「グループホーム等」といいます。)がありますが、入所施設を運営している社会福祉法人には自己資金でグループホーム等を整備するだけの資力を有するものは少ないため、専ら民間の借家を活用しています。しかし、民間の借家では共同生活の場として必ずしも良好な住環境が保障されるものではないため保護者の理解を得ることが容易でないことから、グループホーム等への移行が進んでいません。

また、身体障害者グループホームについては障害者自立支援法に制度自体がありません。日本の住宅事情からバリアフリー化された住宅は稀少であり、特に重度の肢体不自由者にとって在宅での生活を考えるのは困難なことから、退所を望む身体障害者が少ないのが現状です。障害者意向調査でも問題が解消できたら退所したい身体障害者は56.4%となっています。

施 策

障害者グループホーム等建設費等補助事業の創設

知的障害者入所支援施設を運営している社会福祉法人がグループホーム等の建設を行なう場合に、良好な環境のグループホーム等の整備により障害者の地域生活移行が一層推進することを目的として、整備資金の一部補助を行なう制度の創設を検討します。

福祉ホーム建設費補助事業の創設と運営委託事業の創設

身体障害者入所支援施設を運営している社会福祉法人が福祉ホームの整備を行なう場合に、障害者の地域生活移行の推進のため市が整備資金の一部補助を行なう制度の創設を検討します。また、運営については障害者自立支援法第77条第3項に基づく地域生活支援事業の福祉ホーム事業の活用を検討します。

目 標 2 退院可能な精神障害者の地域生活への移行

目標数値

平成23年度末までに、退院可能な精神障害者(307人)のうち257人が地域生活に移行することを目指す。

現 状

障害者意向調査の結果、現在入院・入所している精神障害者のうち71.4%が退院・退所したいと回答しています。退院・退所したくても出来ない理由として、66.7%が「行き場所が無い」を理由に挙げています。

施 策

障害者グループホーム等建設等補助事業の創設(再掲)

民法(明治29年法律89号)その他の法律に基づいた法人格を有しているものが、グループホーム等の整備改修を行なう場合に、退院可能な精神障害者の地域生活への移行推進のための退院後の住居の確保を目的として、整備資金の一部補助を行なう制度の創設を検討します。

障害者グループホーム等建設等貸付事業の創設

精神病院等を運営している医療法人が、グループホーム等の建設を行なう場合に、退院可能な精神障害者の地域生活への移行推進のための退院後の住居の確保を目的として、市が整備資金の一部を貸付けする制度の創設を検討します。

平成14年全国患者調査に基づいて愛媛県から提示された人数

目 標 3 福祉施設利用者の一般就労への移行

目標数値

平成23年度中に、福祉施設から一般就労に移行する人を現在の一般就労者数(9人)を4倍(36人)にすることを目指す。

現 状

障害者意向調査の結果、就労している障害者は、身体障害 42.5%、知的障害 47.0%、精神障害 22.6%となっています。特に就労知的障害者については、福祉施設での就労が 61.5%を占めていますが、そのうち 47.9%が一般就労を希望しています。

また、一般の事業所で働けない理由として、「障害や体調」「事業者の理解不足」「フルタイム就労への不安」「事業者情報の不足」の順で挙げられていますが、ほかに就労に必要な支援として「通勤支援が必要」という意見があります。

現在、就労斡旋の機関としてはハローワークや障害者就業・生活支援センター等が、訓練機関としては訓練校や就労継続支援、就労移行支援事業所等があり、各々の役割で各々のネットワークをもって障害者の一般就労への促進を図っているところで。しかし、福祉施設利用者が一般就労を希望する場合、中核となる機関が無いため必ずしも効率的ではないという意見もあります。

施 策

松山市就労支援ネットワークの構築

障害者就労を点ではなく面で支えることにより、福祉施設利用者の就労支援について主導権を持つ中核的な機関の創設により、現在各機関で推進している就労支援策を関係付けるネットワークを構築するとともに、障害者と事業者とのニーズのマッチングを行うための情報の一元化や、障害者と事業者の互いの不安を解消するため就労障害者へのフォローアップを図るなどの、福祉的就労を行っている障害者の一般就労への移行を強力に推進するための新たな仕組みづくりを検討していきます。

移動支援事業の対象拡大(通勤支援)

障害者にとって一般就労を阻む要因の一つとして通勤問題があります。

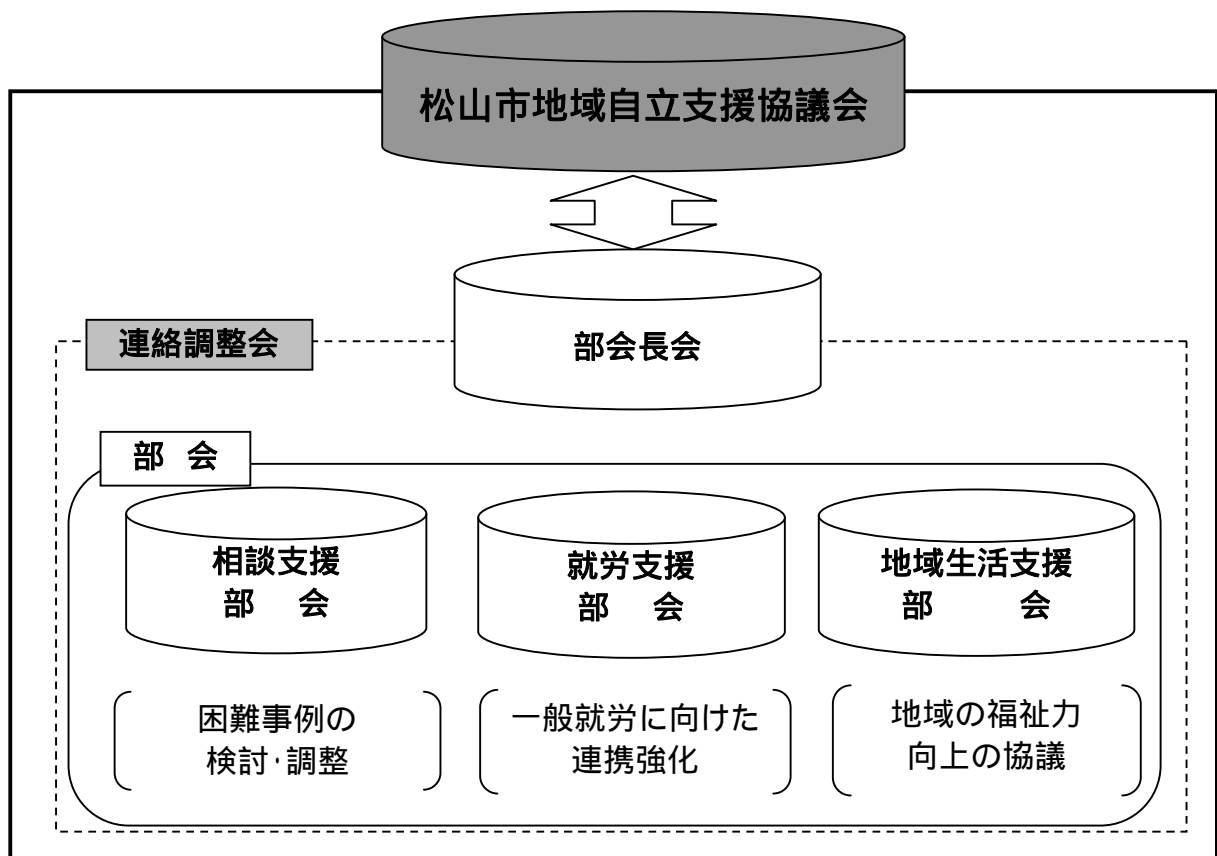
そこで一般就労への移行促進を図るため、一定の期間を定め、障害者自立支援法第77条第1項第3号の移動支援事業の対象とすることについて検討します。

第5章 計画の推進体制

障害者の地域生活を支援するためには、ニーズに応じたサービスの調整や社会資源の改善及び開発を行う相談支援事業の充実が不可欠であることから本市では、地域の実情に応じたきめ細やかな対応をするため障害者自立支援協議会を立ち上げています。

今後は、その協議会の中で計画の達成状況の検証や施策の展開について検討していきます。

松山市自立支援協議会組織図



資料編

1 アンケート調査結果

(1) 調査実施期間

平成 19 年 11 月

(2) 調査対象者

18 歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳交付者

(3) 調査方法

郵送によるアンケート送付、回収、無記名

(4) 送付数と回収数

送付数、回収数、回収率

	送付数	回収数	回収率 (%)
身体障害者	2,000	1,013	50.7
知的障害者	300	168	56.0
精神障害者	100	53	53.0
合 計	2,400	1,234	51.4

(5) 集計結果

設問ごとに、集計結果の表とグラフを掲示した。

グラフ化に当っては、回答者を「合計」と障害別に「身体障害」、「知的障害」、「精神障害」に分け、SA(単数回答)については、障害別の比較が容易となるように、100 分率の帯びグラフで表した。MA(複数回答)については、全体の棒グラフのみ掲示した。

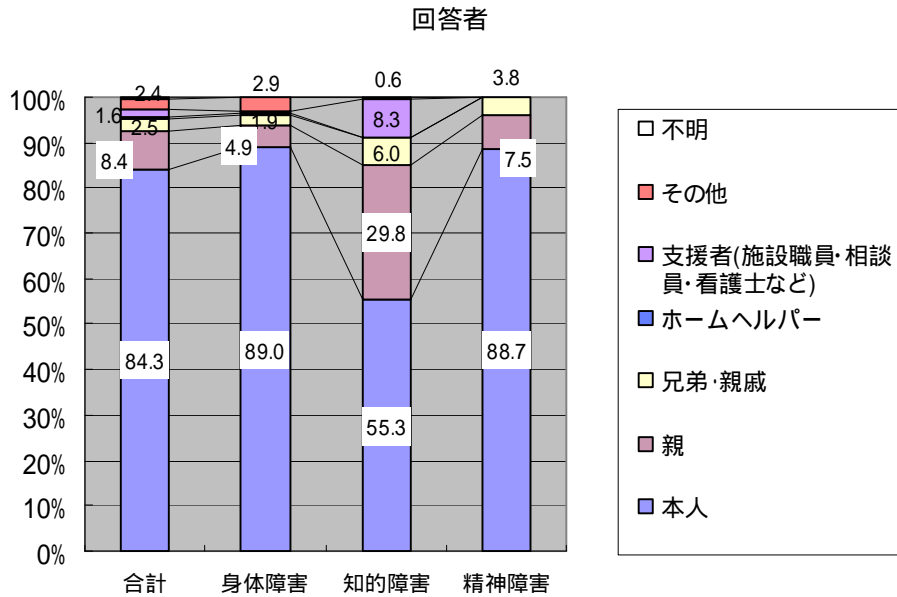
また、回答者合計の年齢別クロス集計も行い、年齢区分別に、100 分率の帯びグラフで表した。ただし、クロス集計した表の表側の欄には、不明を掲示していないため、縦の合計は不突合となっている。

(1)調査票記入者

問1 このアンケートに、実際に答えていただいているのはどなたですか？ 一つだけ選んで番号に 印をつけてください

1. 本人、2. 親、3. 兄弟・親戚、4. ホームヘルパー、5. 支援者(施設職員・相談員・看護師など)、6. その他()

調査票に「本人」が記入した割合を「障害別」にみると、「身体障害」と「精神障害」ではそれぞれ89.0%、88.7%と9割弱を占めている。これに対し、「知的障害」では「本人」記入は55.3%にとどまり、「親」の代理記入が29.8%と3割を占めるほか、「支援者」によるものも8.3%ある。

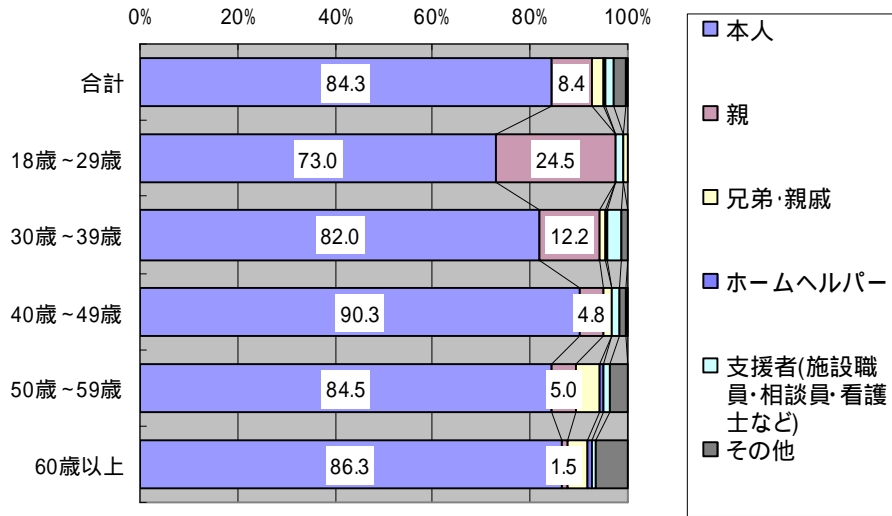


		全体	問1 回答者(SA)						
			本人	親	兄弟・親戚	ホームヘルパー	支援者(施設職員・相談員・看護師など)	その他	不明
合計		1234	1040	104	31	5	20	30	4
		100.0	84.3	8.4	2.5	0.4	1.6	2.4	0.3
障 害 別	身体障害	1013	902	50	19	5	6	29	2
		100.0	89.0	4.9	1.9	0.5	0.6	2.9	0.2
	知的障害	168	93	50	10	0	14	1	0
		100.0	55.3	29.8	6.0	0.0	8.3	0.6	0.0
	精神障害	53	47	4	2	0	0	0	0
		100.0	88.7	7.5	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0

「年齢区分」別みると、「18～29歳」では「本人」は73.0%にとどまり、「親」が24.5%と約1/4を占めている。年齢区分が高くなるに従い「本人」の比率は上昇し、「40～49歳」でピークの90.3%となっている。

「50歳」を過ぎると、「本人」が減少し、「親」のほか「兄弟・親戚等」の比率が高くなっている。

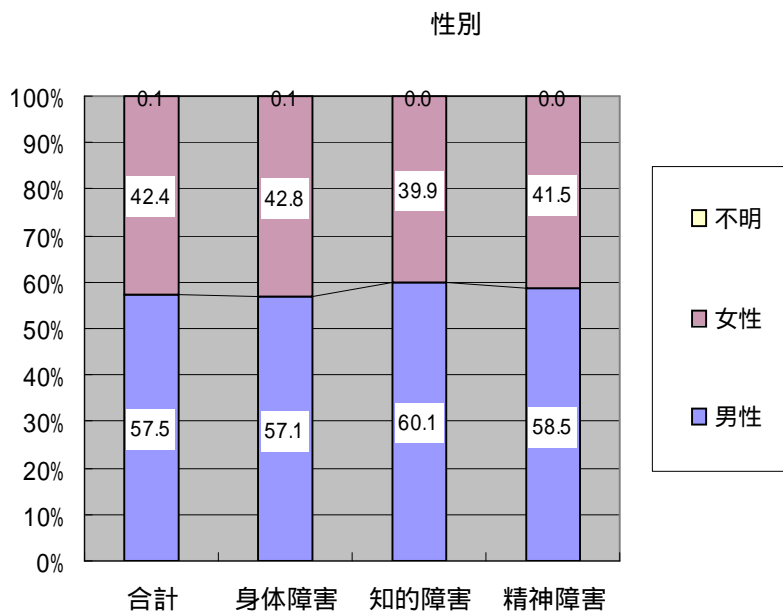
回答者(年齢別)



		全体	問1 回答者(SA)						不明
			本人	親	兄弟・親戚	ホームヘルパー	支援者(施設職員・相談員・看護師など)	その他	
合計		1234	1040	104	31	5	20	30	4
		100.0	84.3	8.4	2.5	0.4	1.6	2.4	0.3
問3 年齢	18歳～29歳	159	116	39	0	0	3	0	1
		100.0	73.0	24.5	0.0	0.0	1.9	0.0	0.6
	30歳～39歳	255	209	31	4	1	7	3	0
		100.0	82.0	12.2	1.6	0.4	2.7	1.2	0.0
	40歳～49歳	352	318	17	6	0	5	4	2
		100.0	90.3	4.8	1.7	0.0	1.4	1.1	0.6
50歳～59歳	258	218	13	12	2	3	10	0	
	100.0	84.5	5.0	4.7	0.8	1.2	3.9	0.0	
60歳以上	204	176	3	8	2	2	13	0	
	100.0	86.3	1.5	3.9	1.0	1.0	6.4	0.0	

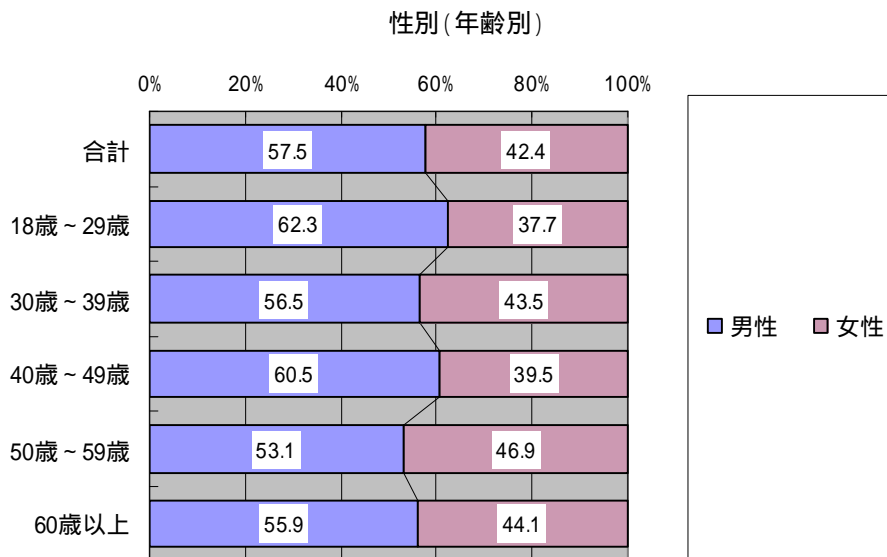
(2)性別

「性別」をみると、全体では「男性」が57.5%で、42.4%の「女性」を15.1ポイント上回っている。
 いずれの障害も「男性」が6割弱の過半数を占めているが、中でも「知的障害」が60.1%で最も大きい。



		全体	問2 性別(SA)		
			男性	女性	不明
合計		1234	710	523	1
		100.0	57.5	42.4	0.1
障害別	身体障害	1013	578	434	1
		100.0	57.1	42.8	0.1
	知的障害	168	101	67	0
		100.0	60.1	39.9	0.0
	精神障害	53	31	22	0
		100.0	58.5	41.5	0.0

「性別」の割合を「年齢区分別」にみると、「男性」の占める割合は「18～29歳」が62.3%で最も大きくなっている。一方、「女性」の占める割合が最も大きいのは「50～59歳」で46.9%となっており、年齢区分が上がるに従い、女性の占める割合が大きくなる傾向がみられる。



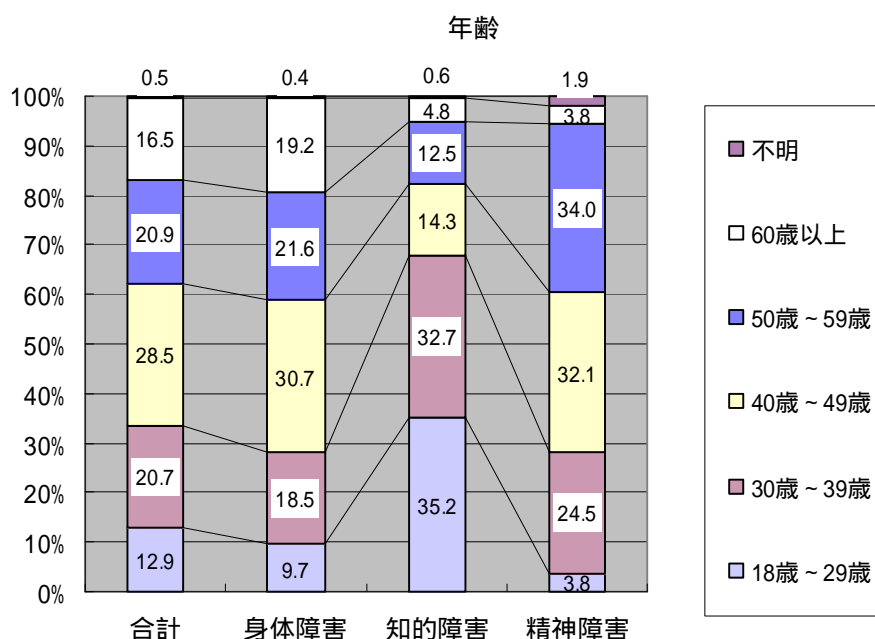
		全体	問2 性別(SA)		
			男性	女性	不明
合計		1234 100.0	710 57.5	523 42.4	1 0.1
問3 年齢	18歳～29歳	159 100.0	99 62.3	60 37.7	0 0.0
	30歳～39歳	255 100.0	144 56.5	111 43.5	0 0.0
	40歳～49歳	352 100.0	213 60.5	139 39.5	0 0.0
	50歳～59歳	258 100.0	137 53.1	121 46.9	0 0.0
	60歳以上	204 100.0	114 55.9	90 44.1	0 0.0

(3) 年齢

「年齢構成」を「障害別」にみると、「身体障害」では「40～49歳」が30.7%で最も大きく、「18～29歳」が9.7%で最も小さくなっている。

「知的障害」では、最も低い「18～29歳」が35.2%で1番多く、年齢区分が上がるほど構成割合は小さくなり、「60歳以上」は4.8%となっている。

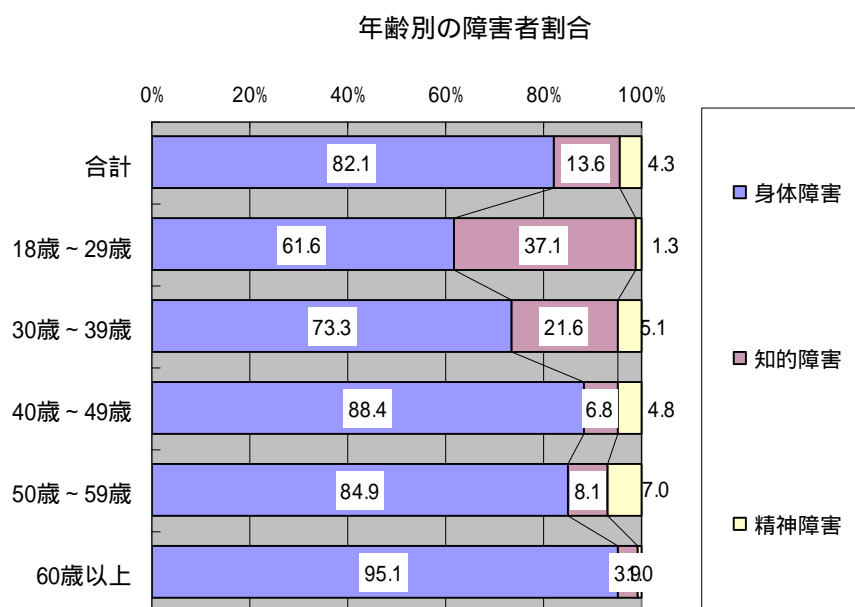
「精神障害」では、「18～29歳」の構成割合は3.8%にとどまっているが、「30歳」を境に急増し、「50～59歳」でピークの34.0%に達している。しかし、「60歳以上」になると再び急減し3.8%となっている。



	全体	問3 年齢(SA)						
		18歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上	不明	
合計	1234	159	255	352	258	204	6	
	100.0	12.9	20.7	28.5	20.9	16.5	0.5	
障害別	身体障害	1013	98	187	311	219	194	4
		100.0	9.7	18.5	30.7	21.6	19.2	0.4
	知的障害	168	59	55	24	21	8	1
		100.0	55.2	32.7	14.3	12.5	4.8	0.6
	精神障害	53	2	13	17	18	2	1
	100.0	3.8	24.5	32.1	34.0	3.8	1.9	

障害者の割合を「年齢区分別」にみると、「18～29歳」では「身体障害」61.6%、「知的障害」37.1%で、「精神障害」は1.3%となっている。

年齢区分が上がるに従い、「知的障害」の割合は低下し、「身体障害」の割合が多くなっている。「60歳以上」では「身体障害」の割合は95.1%に達している。



		全体	障害別			
			身体障害	知的障害	精神障害	不明
合計		1234	1013	168	53	0
		100.0	82.1	13.6	4.3	0.0
問 3 年 齢	18歳～29歳	159	98	59	2	0
		100.0	61.6	37.1	1.3	0.0
	30歳～39歳	255	187	55	13	0
		100.0	73.3	21.6	5.1	0.0
	40歳～49歳	352	311	24	17	0
		100.0	88.4	6.8	4.8	0.0
	50歳～59歳	258	219	21	18	0
		100.0	84.9	8.1	7.0	0.0
	60歳以上	204	194	8	2	0
		100.0	95.1	3.9	1.0	0.0

(4) 生活の場所

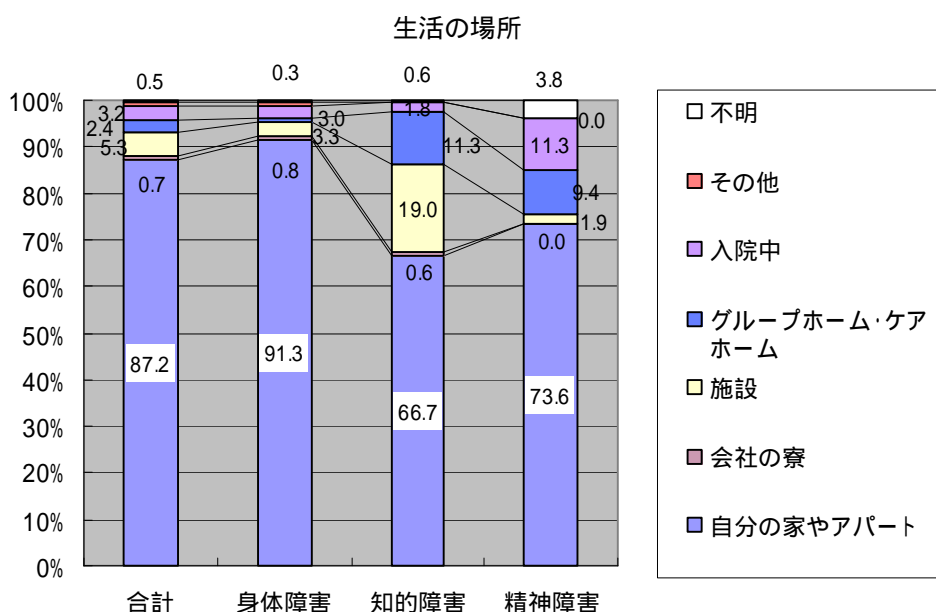
問4 あなたは今、どこで暮らしていますか。つぎのうち一つだけ選んで番号に をつけてください。

1. 自分の家やアパート 2. 会社の寮 3. 施設 4. グループホーム・ケアホーム 5. 入院中
6. その他()

「生活の場所」を「障害別」にみると、いずれも「自分の家やアパート」の割合が最も大きかった。なかでも「身体障害」は91.3%と3障害の中で最も高くなっている。

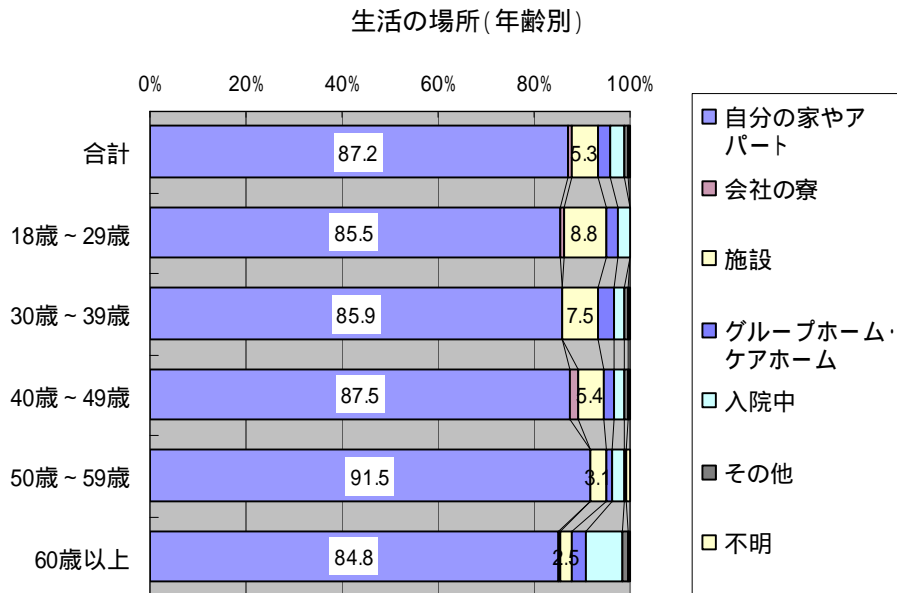
「知的障害」では、「施設」が19.0%、「GH・CH」が11.3%を占め、相対的に他の2障害より高くなっている。

「精神障害」は、「入院中」の11.3%で他の2障害に比べて高いほか、「GH・CH」も9.4%で1割近くを占めている。



		全体	問4 生活の場所 (SA)						
			自分の家やアパート	会社の寮	施設	グループホーム・ケアホーム	入院中	その他	不明
合計		1234	1076	9	66	30	39	8	6
		100.0	87.2	0.7	5.3	2.4	3.2	0.6	0.5
障害別	身体障害	1013	925	8	33	6	30	8	3
		100.0	91.3	0.8	3.3	0.6	3.0	0.8	0.3
	知的障害	168	112	1	32	19	3	0	1
		100.0	66.7	0.6	19.0	11.3	1.8	0.0	0.6
	精神障害	53	39	0	1	5	6	0	2
		100.0	73.6	0.0	1.9	9.4	11.3	0.0	3.8

「生活の場所」を「年齢別」にみると、「50～59歳」までは、年齢層が上がるに従い、「施設」が減り、「自分の家やアパート」が増える傾向がみられる。ただし、「60歳以上」になると、「自分の家やアパート」が91.5%から84.8%へと6.7ポイント低下し、代わりに「入院中」が2.7%から7.8%へと急増している。

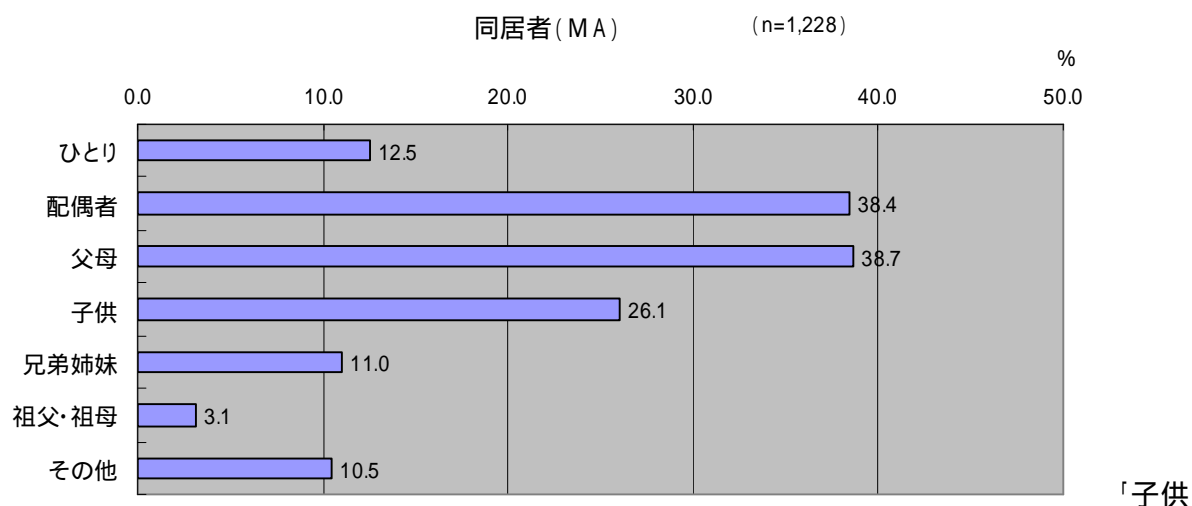


		全体	問4 生活の場所(SA)						
			自分の家やアパート	会社の寮	施設	グループホーム・ケアホーム	入院中	その他	不明
合計		1234	1076	9	66	30	39	8	6
		100.0	87.2	0.7	5.3	2.4	3.2	0.6	0.5
問3 年齢	18歳～29歳	159	136	1	14	4	4	0	0
		100.0	85.5	0.6	8.8	2.5	2.5	0.0	0.0
	30歳～39歳	255	219	0	19	9	5	2	1
		100.0	85.9	0.0	7.5	3.5	2.0	0.8	0.4
	40歳～49歳	352	308	6	19	8	7	3	1
		100.0	87.5	1.7	5.4	2.3	2.0	0.9	0.3
	50歳～59歳	258	236	1	8	3	7	1	2
		100.0	91.5	0.4	3.1	1.2	2.7	0.4	0.8
	60歳以上	204	173	1	5	6	16	2	1
		100.0	84.8	0.5	2.5	2.9	7.8	1.0	0.5

(5)同居者

問5 あなたは今、だれと暮らしていますか。あてはまるものすべてを選んで番号に をつけてください。

1. ひとりで暮らしている 2. 配偶者(妻または夫) 3. 父母(配偶者の父母を含む)
4. 子供 5. 兄弟姉妹 6. 祖父・祖母 7. その他(親戚や友人、会社の同僚、施設の仲間など)



「知的障害」は、「父母」が 57.8%と最も大きく、それに次ぐ「兄弟姉妹」の 24.1%は他の障害に比べると際立って高い。

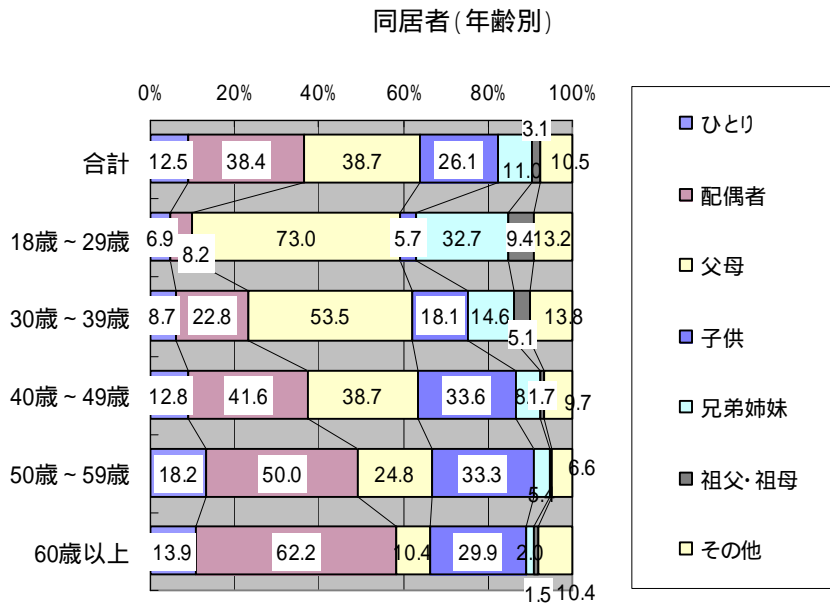
「精神障害」も「知的障害」と同様に、「父母」が 43.4%と最も大きい。2番目は「ひとり」の 22.6%であるが、独居の割合は他の2障害に比べ際立って高い。

	全体	問5 同居者(MA)							不明	
		ひとり	配偶者	父母	子供	兄弟姉妹	祖父・祖母	その他		
合計	1228	154	472	475	320	135	38	129	6	
	100.0	12.5	38.4	38.7	26.1	11.0	3.1	10.5		
障害別	身体障害	1009	133	461	356	312	92	28	64	4
		100.0	13.2	45.7	35.3	30.9	9.1	2.8	6.3	
	知的障害	166	9	4	96	3	40	8	55	2
		100.0	5.4	2.4	57.8	1.8	24.1	4.8	33.1	
	精神障害	53	12	7	23	5	3	2	10	0
		100.0	22.6	13.2	43.4	9.4	5.7	3.8	18.9	

「同居者」の状況を「年齢区分別」にみると、「18～29歳」では「父母」の73.0%が最も多く、「兄弟姉妹」が32.7%で2番目となっている。

年齢区分が上がるに従い、「父母」「兄弟姉妹」が減少し、代わって「配偶者」「子供」の割合が高くなっている。

「ひとり」も年齢区分が上がるに従って増加、「50～59歳」でピークの18.2%に達している。しかし「60歳以上」になると、4.3ポイント減少し13.9%となっている。

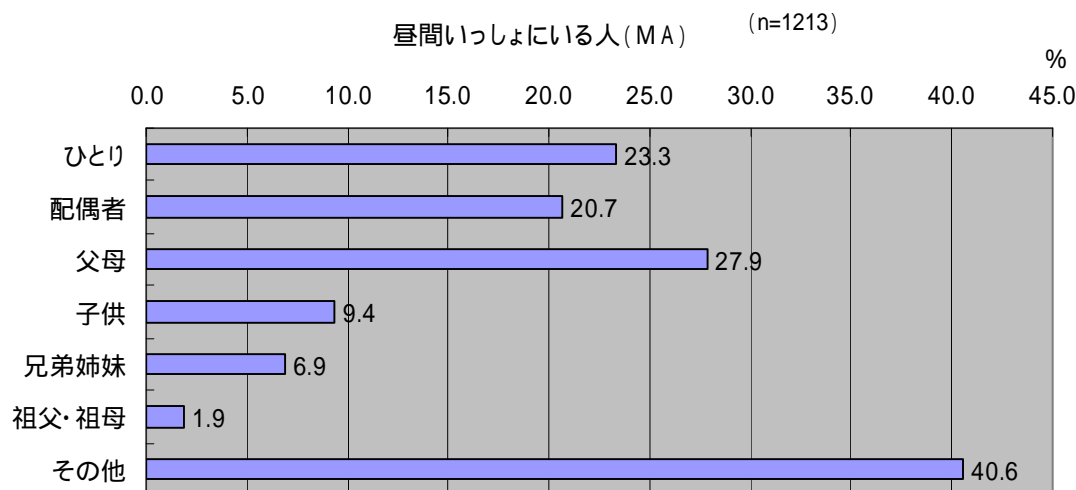


		全体	問5 同居者(MA)							不明
			ひとり	配偶者	父母	子供	兄弟姉妹	祖父・祖母	その他	
合計		1228	154	472	475	320	135	38	129	6
		100.0	12.5	38.4	38.7	26.1	11.0	3.1	10.5	
問3 年齢	18歳～29歳	159	11	13	116	9	52	15	21	0
		100.0	6.9	8.2	73.0	5.7	32.7	9.4	13.2	
	30歳～39歳	254	22	58	136	46	37	13	35	1
		100.0	8.7	22.8	53.5	18.1	14.6	5.1	13.8	
	40歳～49歳	351	45	146	136	118	28	6	34	1
		100.0	12.8	41.6	38.7	33.6	8.0	1.7	9.7	
50歳～59歳	258	47	129	64	86	14	1	17	0	
	100.0	18.2	50.0	24.8	33.3	5.4	0.4	6.6		
60歳以上	201	28	125	21	60	4	3	21	3	
	100.0	13.9	62.2	10.4	29.9	2.0	1.5	10.4		

(6) 昼間いっしょにいる人

問6 あなたは、昼間だれといますか。あてはまるものすべてを選んで番号にをつけてください。

1. ひとりで暮らしている 2. 配偶者(妻または夫) 3. 父母(配偶者の父母を含む) 4. 子供
5. 兄弟姉妹 6. 祖父・祖母 7. その他(親戚や友人、会社の同僚、施設の仲間など)



「昼間いっしょにいる人」の状況を「障害」別にみると、「身体障害」は「その他(36.9%)」「ひとり(25.3%)」「父母(24.8%)」「配偶者(24.3%)」の順となっている。「その他」については「勤務している会社の同僚」が多くを占めている。

「知的障害」は、「その他」(具体的には「施設の仲間」が多くを占めている)が63.6%と最も大きく、2番目は「父母」の44.2%となっている。

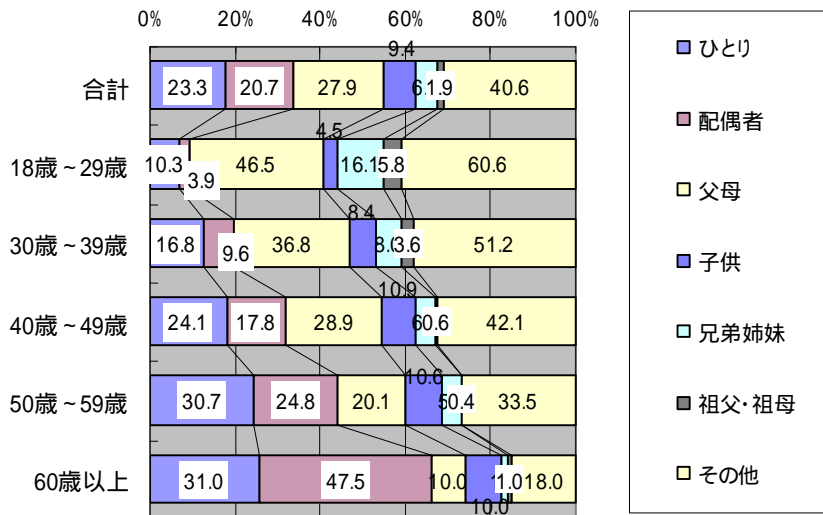
「精神障害」も「その他」(具体的には、「施設の仲間」が多くを占めている)が37.7%と最も大きいですが、「ひとり」も3番目に多い32.1%と約1/3を占めている。

		全体	問6 昼間いっしょにいる人(MA)							不明
			ひとり	配偶者	父母	子供	兄弟姉妹	祖父・祖母	その他	
合計		1213	283	251	338	114	84	23	492	21
		100.0	23.3	20.7	27.9	9.4	6.9	1.9	40.6	
障害別	身体障害	995	252	242	247	108	51	17	367	18
		100.0	25.3	24.3	24.8	10.9	5.1	1.7	36.9	
	知的障害	165	14	4	73	2	28	6	105	3
		100.0	8.5	2.4	44.2	1.2	17.0	3.6	63.6	
	精神障害	53	17	5	18	4	5	0	20	0
		100.0	32.1	9.4	34.0	7.5	9.4	0.0	37.7	

「昼間いっしょにいる人」の状況を「年齢区分」別にみると、「18～29歳」では「その他(60.6%)」や「父母(46.5%)」、「兄弟姉妹(16.1%)」は大きな比率を占めている。なお、「その他」については「勤務している会社の同僚」や「施設の仲間」が多い。

「年齢区分」が上がるに従い、「その他」や「父母」、「兄弟姉妹」が減少する一方で、「配偶者」や「ひとり」が増加している。「60歳以上」になると、「配偶者」が46.6%、「ひとり」も31.0%にまで上昇している。

昼間いっしょにいる人(年齢別)

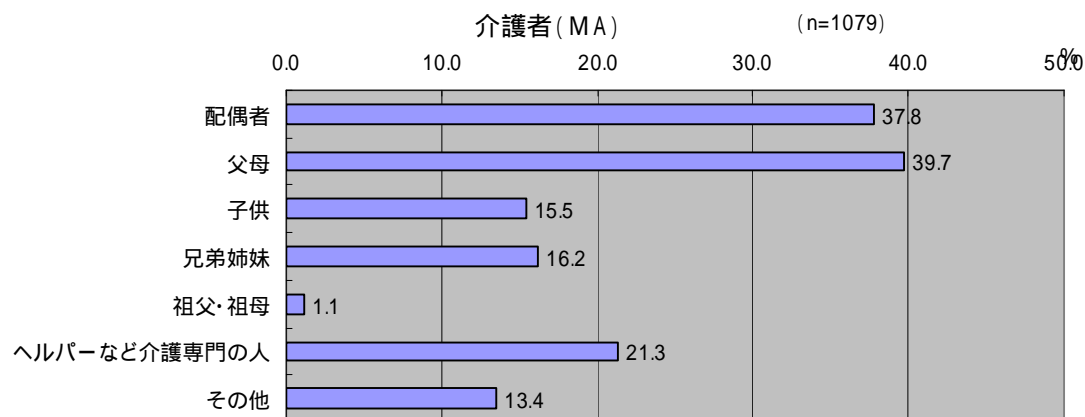


		全体	問6 昼間いっしょにいる人(MA)							不明
			ひとり	配偶者	父母	子供	兄弟姉妹	祖父・祖母	その他	
合計		1213	283	251	338	114	84	23	492	21
		100.0	23.3	20.7	27.9	9.4	6.9	1.9	40.6	
問 3 年 齢	18歳～29歳	155	16	6	72	7	25	9	94	4
		100.0	10.3	3.9	46.5	4.5	16.1	5.8	60.6	
	30歳～39歳	250	42	24	92	21	20	9	128	5
		100.0	16.8	9.6	36.8	8.4	8.0	3.6	51.2	
	40歳～49歳	349	84	62	101	38	21	2	147	3
		100.0	24.1	17.8	28.9	10.9	6.0	0.6	42.1	
50歳～59歳	254	78	63	51	27	15	1	85	4	
	100.0	30.7	24.8	20.1	10.6	5.9	0.4	33.5		
60歳以上	200	62	95	20	20	3	2	36	4	
	100.0	31.0	47.5	10.0	10.0	1.5	1.0	18.0		

(7) 介護が必要な場合の介護者

問7 介護が必要な時、あなたはだれに介護をしてもらっていますか。あてはまるものすべてを選んで番号にをつけてください。

1. 配偶者(妻または夫) 2. 父母(配偶者の父母を含む) 3. 子供 4. 兄弟姉妹
5. 祖父、祖母 6. ヘルパーなど介護専門の人 7. その他(親戚や友人、仲間など)



「介護が必要な場合の介護者」を「障害」別にみると、「身体障害」では「配偶者」が 45.0%で半数近くを占めており、これに「父母」が 35.5%で続いている。

「知的障害」では、「父母」が 63.5%と過半数を占めており、この割合は他の 2 障害に比べても際立って高い。また、「ヘルパーなど介護専門の人」も 38.5%と約 4 割を占めている。

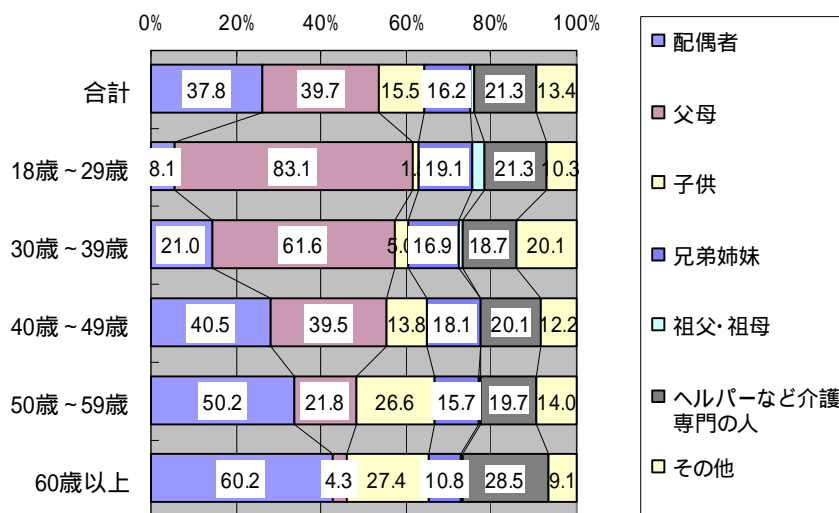
「精神障害」でも「父母」が 45.0%と最も多く、これに「兄弟姉妹(27.5%)」、「ヘルパーなど介護専門の人(25.0%)」が続いている。

		全体	問7 介護者 (MA)							不明
			配偶者	父母	子供	兄弟姉妹	祖父・祖母	ヘルパーなど介護専門の人	その他	
合計		1079	408	428	167	175	12	230	145	155
		100.0	37.8	39.7	15.5	16.2	1.1	21.3	13.4	
障害別	身体障害	891	401	316	166	134	8	163	113	122
		100.0	45.0	35.5	18.6	15.0	0.9	18.3	12.7	
	知的障害	148	2	94	0	30	4	57	26	20
		100.0	1.4	63.5	0.0	20.3	2.7	38.5	17.6	
	精神障害	40	5	18	1	11	0	10	6	13
		100.0	12.5	45.0	2.5	27.5	0.0	25.0	15.0	

「介護が必要な場合の介護者」を「年齢区分」別にみると、「18～29歳」は「父母」が83.1%と、他の項目に比べ圧倒的多数を占め、これに「ヘルパーなど介護専門の人(21.3%)」「兄弟姉妹(19.1)」が続いている。

年齢区分が上がるに従い、「父母」や「兄弟姉妹」の比率は大きく下がり、代わって「ヘルパーなど介護専門の人」や「配偶者」、「子供」が高くなっている。「60歳以上」になると「配偶者」は60.2%と過半数を大きく超えている。

介護者(年齢別)



		全体	問7 介護者(MA)							不明
			配偶者	父母	子供	兄弟姉妹	祖父・祖母	ヘルパーなど介護専門の人	その他	
合計		1079	408	428	167	175	12	230	145	155
		100.0	37.8	39.7	15.5	16.2	1.1	21.3	13.4	
問 3 年 齢	18歳～29歳	136	11	113	2	26	6	29	14	23
		100.0	8.1	83.1	1.5	19.1	4.4	21.3	10.3	
	30歳～39歳	219	46	135	11	37	3	41	44	36
		100.0	21.0	61.6	5.0	16.9	1.4	18.7	20.1	
	40歳～49歳	304	123	120	42	55	1	61	37	48
	100.0	40.5	39.5	13.8	18.1	0.3	20.1	12.2		
	50歳～59歳	229	115	50	61	36	1	45	32	29
	100.0	50.2	21.8	26.6	15.7	0.4	19.7	14.0		
	60歳以上	186	112	8	51	20	1	53	17	18
	100.0	60.2	4.3	27.4	10.8	0.5	28.5	9.1		

(8)入院、入所した時期

問8 いつから入所していますか。入所した時期をお書きください。

昭和__年、または平成__年頃から

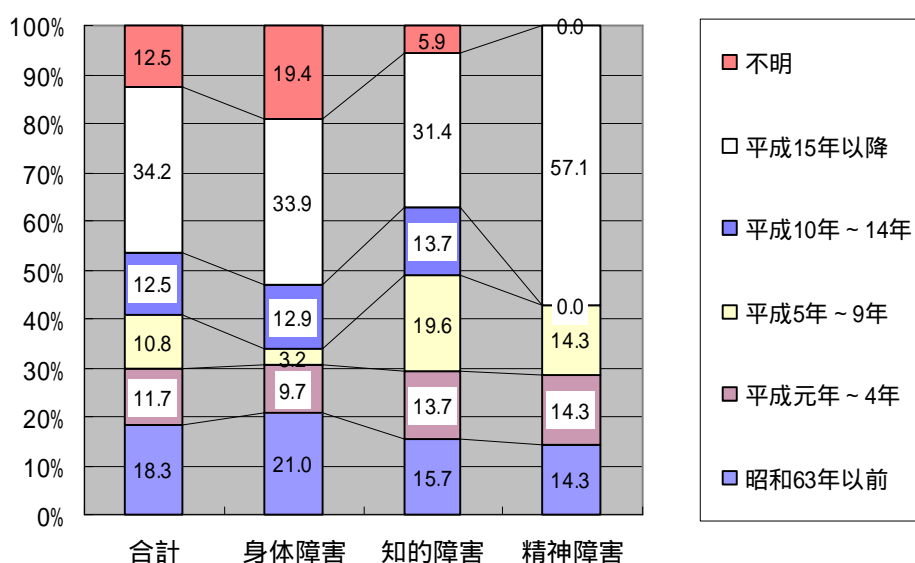
(集計は、回答年数をカテゴリー化した)

「入院、入所した時期」を「障害」別にみると、「身体障害」では「平成15年以降」が33.9%で最も多く、これに「昭和63年以前」が21.0%で続いており、長期と短期への二極化の傾向が見受けられる。

「知的障害」も、「平成15年以降」が31.4%で最も多く、これに「平成5～9年」が19.6%で続いている。

「精神障害」でも「平成15年以降」が57.1%で6割近くを占めているが、他の2障害に比べるとかなり高くなっている。

入院、入所した時期

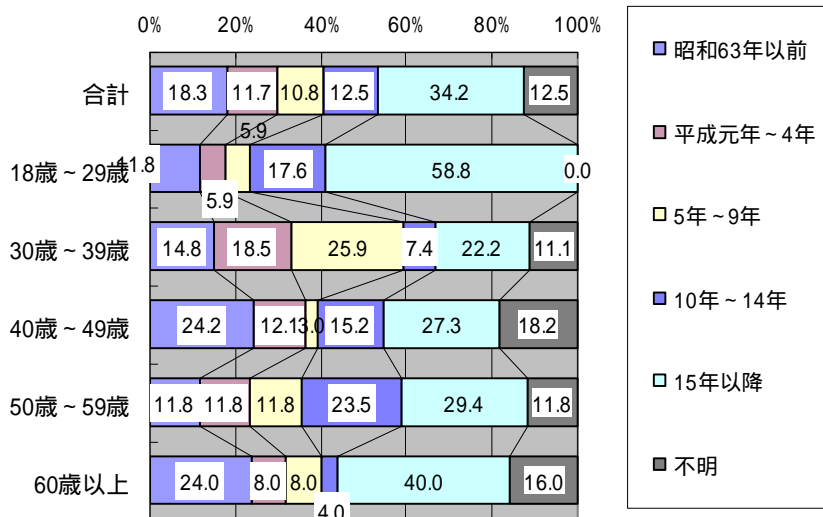


		全体	問8 入所時期					不明
			昭和63年以前	元年～4年	5年～9年	10年～14年	15年以降	
合計		120	22	14	13	15	41	15
		100.0	18.3	11.7	10.8	12.5	34.2	12.5
障害別	身体障害	62	13	6	2	8	21	12
		100.0	21.0	9.7	3.2	12.9	33.9	19.4
	知的障害	51	8	7	10	7	16	3
		100.0	15.7	13.7	19.6	13.7	31.4	5.9
	精神障害	7	1	1	1	0	4	0
		100.0	14.3	14.3	14.3	0.0	57.1	0.0

「年齢」別に「入所時期」をみると、「18～29歳」は「平成15年以降」が58.8%と、他の項目に比べ圧倒的多数を占め、これに「平成10～14年」が17.6%で続いている。

「60歳以上」では、「平成15年以降」が40.0%を占める一方、「昭和63年以前」もこれに次ぐ24.0%となっており、他の年齢区分に比べ、長期と短期への二極化の傾向が強い。

入所時期(年齢別)



		全体	問8入所時期					
			昭和63年以前	元年～4年	5年～9年	10年～14年	15年以降	不明
合計		120	22	14	13	15	41	15
		100.0	18.3	11.7	10.8	12.5	34.2	12.5
問3 年齢	20歳～29歳	17	2	1	1	3	10	0
		100.0	11.8	5.9	5.9	17.6	58.8	0.0
	30歳～39歳	27	4	5	7	2	6	3
		100.0	14.8	18.5	25.9	7.4	22.2	11.1
	40歳～49歳	33	8	4	1	5	9	6
		100.0	24.2	12.1	3.0	15.2	27.3	18.2
	50歳～59歳	17	2	2	2	4	5	2
		100.0	11.8	11.8	11.8	23.5	29.4	11.8
	60歳以上	25	6	2	2	1	10	4
		100.0	24.0	8.0	8.0	4.0	40.0	16.0

(9)入所、退所の希望

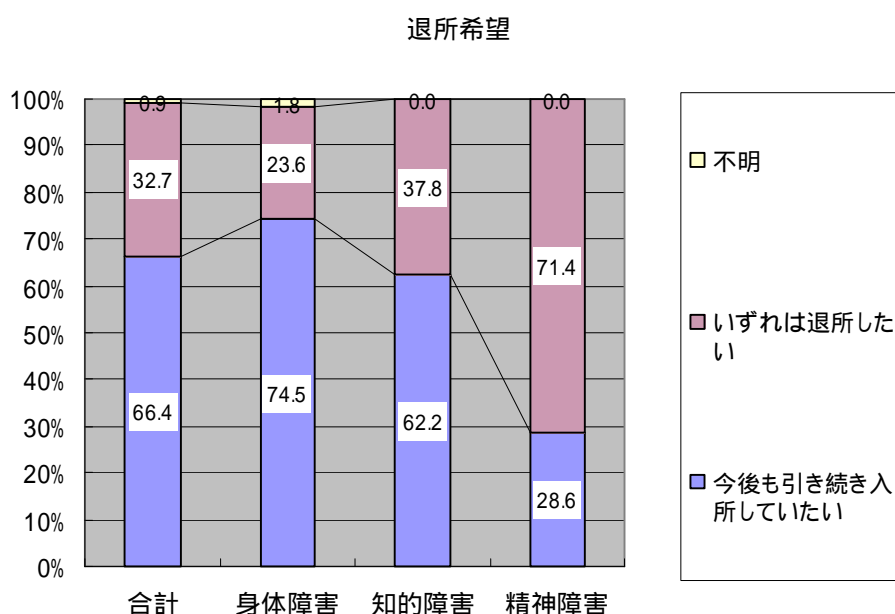
問9 このまま入所を続けたいですか、それとも、いずれは退所したいですか。希望するものを一つだけ選んで番号に つけてください。

1. 今後も引き続き入所していきたい 2. いずれは退所したい

現在入所(もしくは入院)されている方の、今後の「入所、退所の希望」を、「障害」別にみると、「身体障害」では「今後も引き続き入所していきたい」が74.5%で、「いずれは退所したい」の23.6%の3倍強の比率となっている。これは、他の2障害に比べてもかなり高い比率である。

「知的障害」でも、「今後も引き続き入所していきたい」が62.2%で、「いずれは退所したい」の37.8%を上回っている。

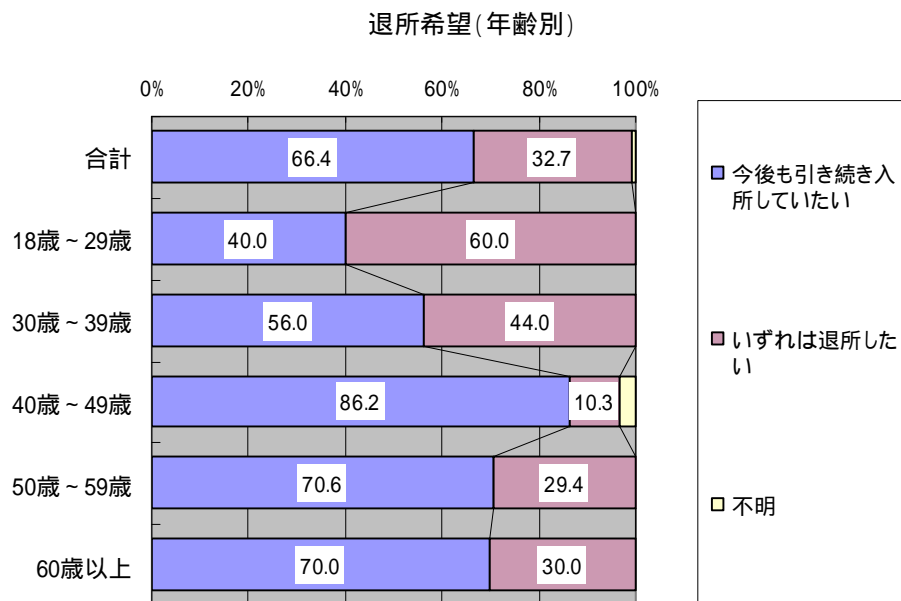
以上の2障害とは対照的に、「精神障害」では「いずれは退所したい」が71.4%で、「今後も引き続き入所していきたい」の28.6%を大きく上回っている。



	全体	問9入所、退所希望(SA)			
		今後も引き続き入所していきたい	いずれは退所したい	不明	
合計	107	71	35	1	
	100.0	66.4	32.7	0.9	
障害別	身体障害	55	41	13	1
		100.0	74.5	23.6	1.8
	知的障害	45	28	17	0
	100.0	62.2	37.8	0.0	
精神障害	7	2	5	0	
	100.0	28.6	71.4	0.0	

「入所、退所の希望」を「年齢区分」別にみると、「18～29歳」で「いずれは退所したい」が60.0%で「今後も引き続き入所していきたい」の40.0%を上回っているものの、それ以上の年齢区分では、いずれも「今後も引き続き入所していきたい」が過半数を超えており、なおかつその比率も年齢区分に比例し高くなる傾向がみられる。

中でも、「40～49歳」では「今後も引き続き入所していきたい」が86.2%と多数を占め、他の年齢区分に比べても特に高くなっている。



		問9 入所、退所希望 (SA)			
		全体	今後も引き続き入所していきたい	いずれは退所したい	不明
合計		107	71	35	1
		100.0	66.4	32.7	0.9
問3 年齢	18歳～29歳	15	6	9	0
		100.0	40.0	60.0	0.0
	30歳～39歳	25	14	11	0
		100.0	56.0	44.0	0.0
	40歳～49歳	29	25	3	1
		100.0	86.2	10.3	3.4
	50歳～59歳	17	12	5	0
	100.0	70.6	29.4	0.0	
	60歳以上	20	14	6	0
	100.0	70.0	30.0	0.0	

(10)施設入所者の入所を続けたい理由

問 10 施設に入所していたい理由は次のうちどれですか。あてはまるものをいくつでも選んで番号に をつけてください。

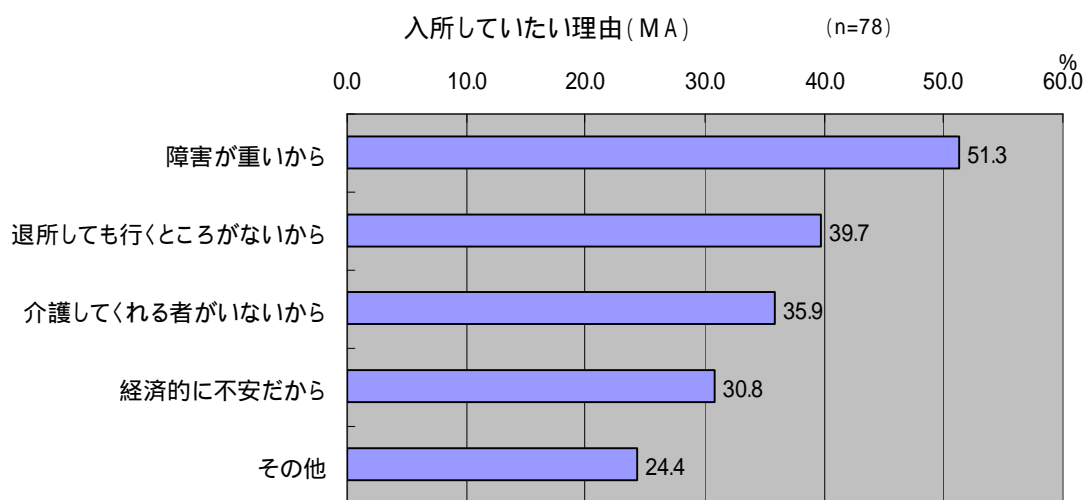
1. 障害が重いから 2. 退所しても行くところがないから 3. 介護してくれる者がいないから
4. 経済的に不安だから 5. その他()

「入所していたい理由」を「障害」別にみると、いずれにおいても「障害が重いから」が最も多く、過半数を超えている。

「身体障害」では、「障害が重いから」に加え、「退所しても行くところがないから(43.8%)」「介護してくれる者がいないから(43.8%)」も、4割を超えている。

「知的障害」も、「退所しても行くところがないから(29.6%)」「介護してくれる者がいないから(25.9%)」を理由に挙げる方が多い。

「精神障害」については、「退所しても行くところがないから(66.7%)」を、2 / 3の方が理由としてあげている。



		全体	問10 入所していたい理由 (MA)					不明
			障害が重いから	退所しても行くところがないから	介護してくれる者がいないから	経済的に不安だから	その他	
合計		78 100.0	40 51.3	31 39.7	28 35.9	24 30.8	19 24.4	0
障害別	身体障害	48 100.0	24 50.0	21 43.8	21 43.8	18 37.5	8 16.7	0
	知的障害	27 100.0	14 51.9	8 29.6	7 25.9	5 18.5	11 40.7	0
	精神障害	3 100.0	2 66.7	2 66.7	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0

その他の主なもの

- ・施設が楽しい
- ・自立できない
- ・ 父母が高齢等で面倒を見ることができない

「入所したい理由」を「年齢区分」別にみると、大半の年齢区分で「障害が重いから」が最も多くなっている。

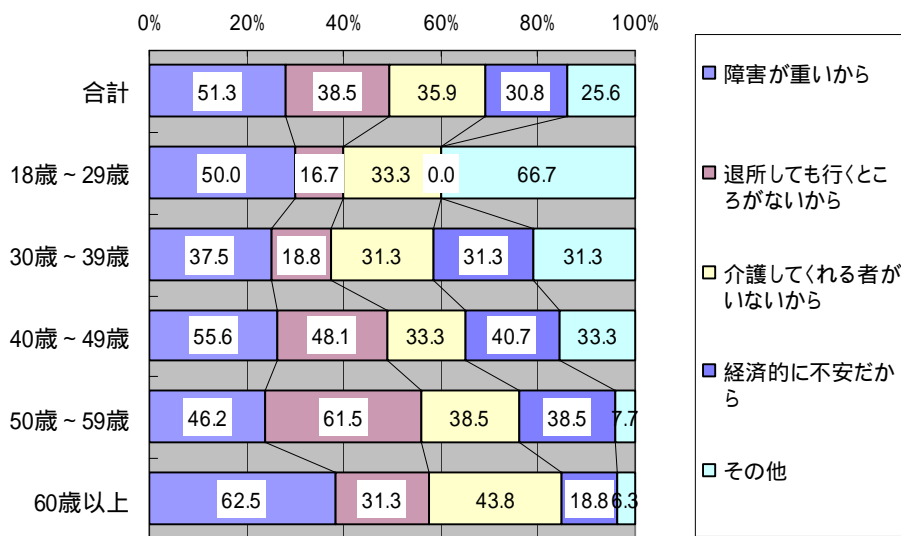
「退所してからも行くところがないから」を理由にあげる年齢層は40歳未満では2割未満であるのに対し、40歳以上では大幅に増加している、特に「50～59歳」では61.5%と「障害が重いから」を上回り最も多くなっている。

「介護してくれる者がいないから」は、いずれの年齢層も1/3前後を占めており、中でも「60歳以上」は43.8%と特に高くなっている。

なお、「経済的に不安だから」は、全体では30.8%となっているが、「18～29歳」に限れば「0」となっている。

また、「18～29歳」では「その他」が66.7%と最も多いが、具体的には「施設が楽しい」「自立できない」といった内容となっている。

入所したい理由(年齢別)



		問10 入所したい理由(MA)						不明
		全体	障害が重いから	退所しても行くところがないから	介護してくれる者がいないから	経済的に不安だから	その他	
合計		78 100.0	40 51.3	30 38.5	28 35.9	24 30.8	20 25.6	0
問3 年齢	18歳～29歳	6 100.0	3 50.0	1 16.7	2 33.3	0 0.0	4 66.7	0
	30歳～39歳	16 100.0	6 37.5	3 18.8	5 31.3	5 31.3	5 31.3	0
	40歳～49歳	27 100.0	15 55.6	13 48.1	9 33.3	11 40.7	9 33.3	0
	50歳～59歳	13 100.0	6 46.2	8 61.5	5 38.5	5 38.5	1 7.7	0
	60歳以上	16 100.0	10 62.5	5 31.3	7 43.8	3 18.8	1 6.3	0

(11) 解消した場合の退所希望

問11 上記(問10)の理由が解消できるとしたら、退所を希望されますか。つぎのうち一つだけ選んで番号にをつけてください。

1. 退所したい 2. 退所したくない

「解消した場合の退所希望」を「障害」別にみると、「退所したい」の比率は「知的障害」が19.2%と1/5未滿にとどまるものの、「身体障害」と「精神障害」は、それぞれ56.4%、66.7%となり、過半数を超えている。

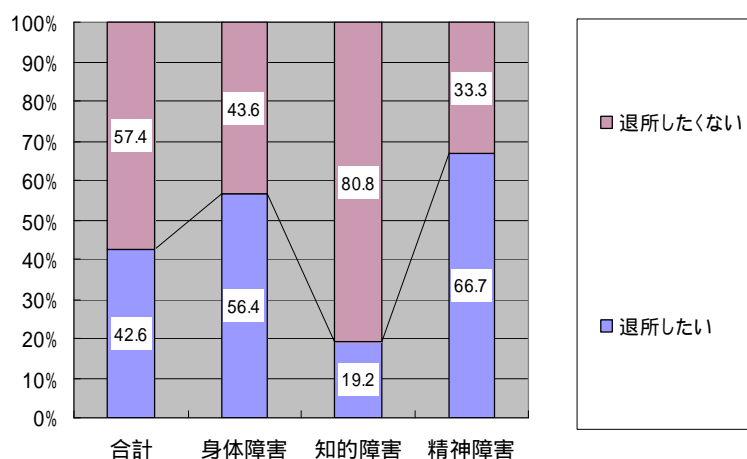
なお、現状の「(9)入所、退所の希望」と比較すると下表のとおりとなる。

障害区分	希望	問9(現状A)	問11(解消後)	通算B	増減(B-A)
身体障害	入所したい	74.5%	43.6%	32.7%	42.8
	退所したい	23.6%	56.4%	67.3%	43.7
	(母数)	(55)	(39)		
知的障害	入所したい	62.2%	80.8%	48.8%	13.4
	退所したい	37.8%	19.2%	51.2%	13.4
	(母数)	(45)	(26)		
精神障害	入所したい	28.6%	33.3%	12.5%	16.1
	退所したい	71.4%	66.7%	87.5%	16.1
	(母数)	(7)	(3)		
全体	入所したい	66.4%	57.4%	37.9%	28.5
	退所したい	32.7%	42.6%	62.1%	29.4
	(母数)	(107)	(68)		

全体では、「入所したい」が66.4%から37.9%へと28.5ポイント減少し、逆に「退所したい」が32.7%から62.1%へと29.4ポイント増加している。

特に「身体障害」は、「退所したい」が23.6%から67.3%へと43.7ポイントの大幅にアップとなっている。また「知的障害」は37.8%から51.2%、「精神障害」は71.4%から87.5%へといずれもアップしている。

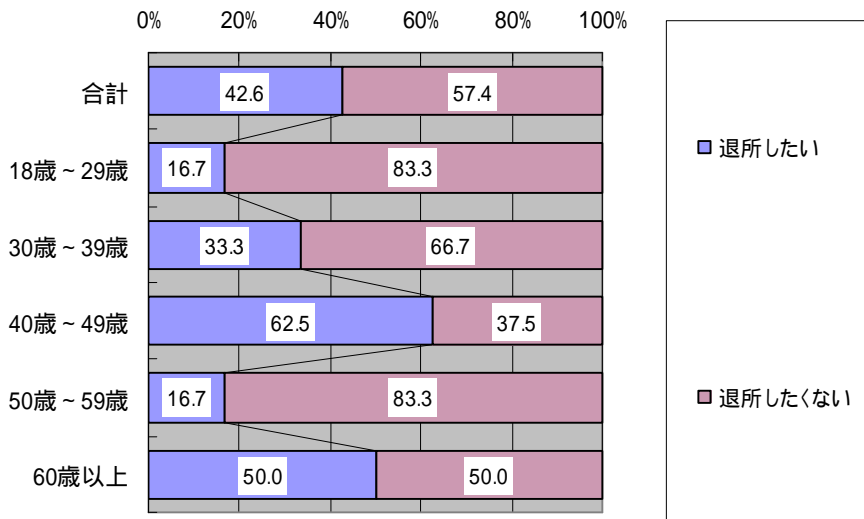
解消したら退所したいか



		全体	問11 解消したら退所したいか(SA)		
			退所したい	退所したくない	不明
合計		68 100.0	29 42.6	39 57.4	0 0.0
障害別	身体障害	39 100.0	22 56.4	17 43.6	0 0.0
	知的障害	26 100.0	5 19.2	21 80.8	0 0.0
	精神障害	3 100.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0

「解消した場合の退所希望」を「年齢区分」別にみると、「退所したい」は「18～29歳」と「50～59歳」ではいずれもと16.7%にとどまっているのに対し、「40～49歳」については「退所したい」が62.5%と、過半数を大幅に超えるなど、年齢区分別で較差がみられる。

解消したら退所したいか(年齢別)



		全体	問11 解消したら退所したいか(SA)		
			退所したい	退所したくない	不明
合計		68 100.0	29 42.6	39 57.4	0 0.0
問3 年齢	18歳～29歳	6 100.0	1 16.7	5 83.3	0 0.0
	30歳～39歳	12 100.0	4 33.3	8 66.7	0 0.0
	40歳～49歳	24 100.0	15 62.5	9 37.5	0 0.0
	50歳～59歳	12 100.0	2 16.7	10 83.3	0 0.0
	60歳以上	14 100.0	7 50.0	7 50.0	0 0.0

(12)退所後の行き先

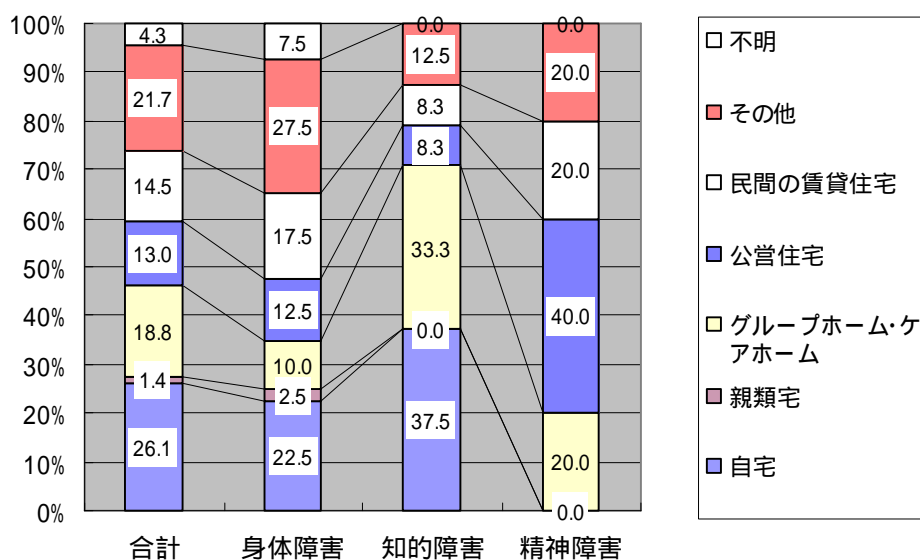
問 12 退所する場合にはどこに行きたいですか。つぎのうち一つだけ選んで番号に つけてください。

1. 自宅 2. 親類宅 3. グループホーム・ケアホーム 4. 公営住宅 5. 民間の賃貸住宅
6. その他()

「退所後に行きたい先」を「障害別」にみると、全体では「自宅」が 26.1%で最も多く、以下「その他」の 21.7%、「GH・CH」の 18.8%、「民間の賃貸住宅」の 14.5%、「公営住宅」の 13.0%と続いている。なお、「その他」の具体的な先としては、作業所・ホーム(回答4)、会社の寮(同2)、病院(同1)、息子・兄弟宅(同2)、バリアフリーのアパート(同3)などがあげられている。

「障害」別にみると、「知的障害」では「自宅」や「GH・CH」、「精神障害」では「公営住宅」を希望する割合が比較的多いようだ。

退所後の希望先



		全体	問12 退所後の希望先(SA)						
			自宅	親類宅	グループホーム・ケアホーム	公営住宅	民間の賃貸住宅	その他	不明
合計		69	18	1	13	9	10	15	3
		100.0	26.1	1.4	18.8	13.0	14.5	21.7	4.3
障害別	身体障害	40	9	1	4	5	7	11	3
		100.0	22.5	2.5	10.0	12.5	17.5	27.5	7.5
	知的障害	24	9	0	8	2	2	3	0
		100.0	37.5	0.0	33.3	8.3	8.3	12.5	0.0
	精神障害	5	0	0	1	2	1	1	0
		100.0	0.0	0.0	20.0	40.0	20.0	20.0	0.0

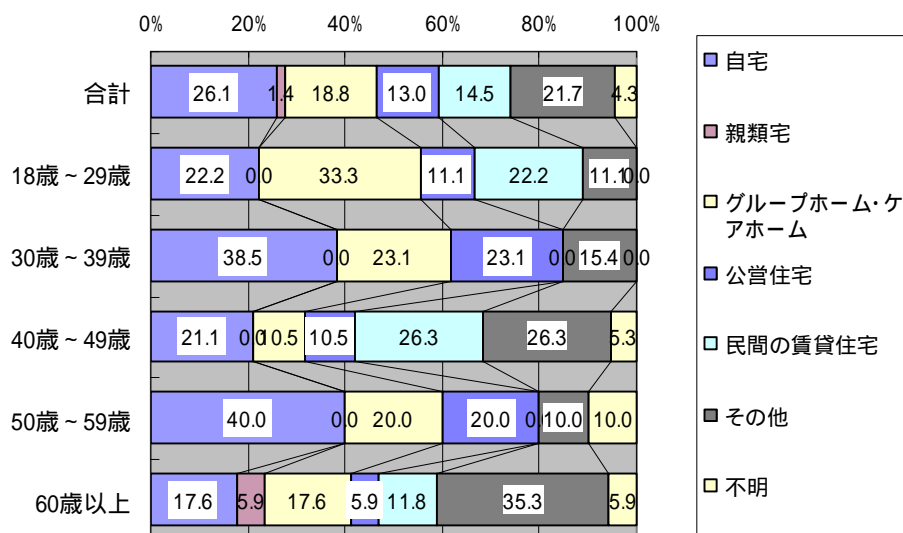
その他の主な内容

- ・作業所・ホーム 4、会社の寮 2、病院 1、息子・兄弟宅 2、バリアフリーのアパート 3

「退所後に行きたい先」を「年齢区分」別にみると、「18～29歳」では「GH・CH」が33.3%で特に多くなっている。また「30～39歳」と「50～59歳」では「自宅」がそれぞれ38.5%、40.0%と4割程度を占めている。

なお、「民間の賃貸住宅」を希望する割合は「40～49歳」が23.1%で、年齢区分中で最も高くなっている。

退所後の希望先(年齢別)

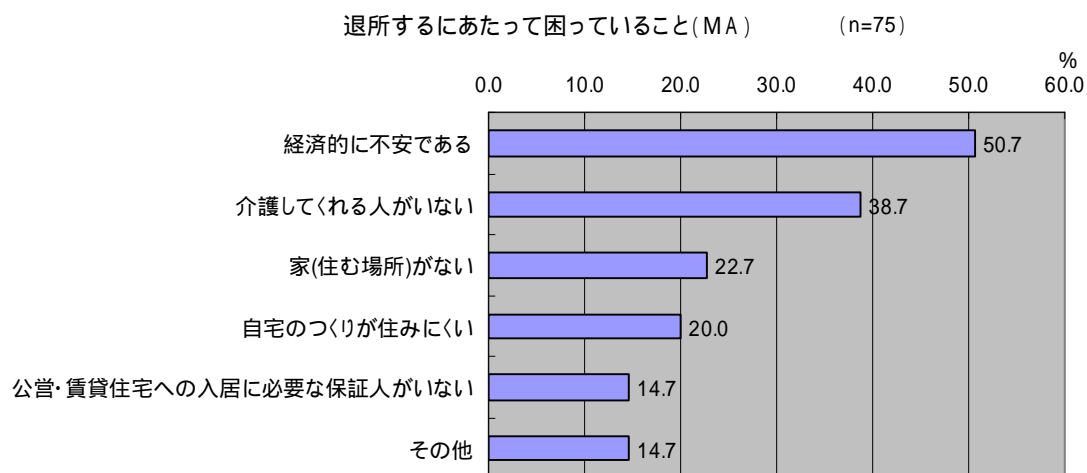


		問12 退所後の希望先(SA)							
		全体	自宅	親類宅	グループホーム・ケアホーム	公営住宅	民間の賃貸住宅	その他	不明
合計		69	18	1	13	9	10	15	3
		100.0	26.1	1.4	18.8	13.0	14.5	21.7	4.3
問3 年齢	18歳～29歳	9	2	0	3	1	2	1	0
		100.0	22.2	0.0	33.3	11.1	22.2	11.1	0.0
	30歳～39歳	13	5	0	3	3	0	2	0
		100.0	38.5	0.0	23.1	23.1	0.0	15.4	0.0
	40歳～49歳	19	4	0	2	2	5	5	1
		100.0	21.1	0.0	10.5	10.5	26.3	26.3	5.3
50歳～59歳	10	4	0	2	2	0	1	1	
	100.0	40.0	0.0	20.0	20.0	0.0	10.0	10.0	
60歳以上	17	3	1	3	1	2	6	1	
	100.0	17.6	5.9	17.6	5.9	11.8	35.3	5.9	

(13)退所するにあたって困っていること

問 13 退所するにあたって、困っていることはありますか。あてはまるものをいくつでも選んで番号に つけてください。

1. 自宅のつくりが住みにくい(床に段差がある、ろうかが狭いなど)
 2. 経済的に不安である 3. 公営・賃貸住宅への入居に必要な保証人がいない
 4. 家(住む場所)がない 5. 介護してくれる人がいない 6. その他()



「退所するにあたり困っていること」を「障害別」にみると、全体では「経済的に不安である」が50.7%で半数に達し、以下「介護してくれる人がいない」の38.7%、「家(住む場所)がない」の22.7%、「自宅のつくりが住みにくい」の20.0%、「公営・賃貸住宅への入居に必要な保証人がいない」の14.7%と続いている。

「身体障害」では「介護してくれる人がいない(45.7%)」と「経済的に不安である(47.8%)」が、他の住まいに関する項目を大きく上回っている。

また「知的障害」、「精神障害」では、「経済的に不安である」を、それぞれ過半数を超える54.2%、60.0%の方があげており、「身体障害」に比べ多くなっている。

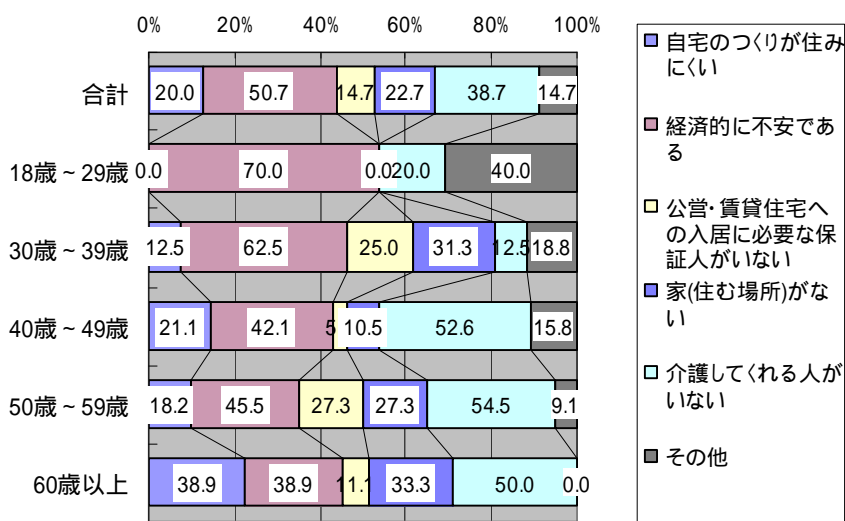
	全体	問13 退所するにあたって困っていること(MA)							
		自宅のつくりが住みにくい	経済的に不安である	公営・賃貸住宅への入居に必要な保証人がいない	家(住む場所)がない	介護してくれる人がいない	その他	不明	
合計	75 100.0	15 20.0	38 50.7	11 14.7	17 22.7	29 38.7	11 14.7	3	
障害別	身体障害	46 100.0	11 23.9	22 47.8	6 13.0	7 15.2	21 45.7	7 15.2	3
	知的障害	24 100.0	3 12.5	13 54.2	3 12.5	6 25.0	8 33.3	4 16.7	0
	精神障害	5 100.0	1 20.0	3 60.0	2 40.0	4 80.0	0 0.0	0 0.0	0

その他の主な内容 ・受入施設、体調、両親、仕事の有無

「退所するにあたり困っていること」を「年齢区分」別にみると、最若年の「18～29歳」では「経済的に不安である」が70.0%と飛びぬけて高くなっている。ただし、これは年齢に反比例するかたちで減少し、「60歳以上」では、36.8%にまで低下している。逆に「介護してくれる人がいない」は、40歳を境に急増し50%以上に達している。

「公営・賃貸住宅への入居に必要な保証人がいない」「家(住む場所)がない」といった住宅関連の項目も(18～29歳を除く)各年齢区分で高い比率となっている。特に、「自宅のつくりが住みにくい」は、「60歳以上」で36.8%と、他の年齢層に比べ非常に高い。

退所にあたって困っていること(年齢別)

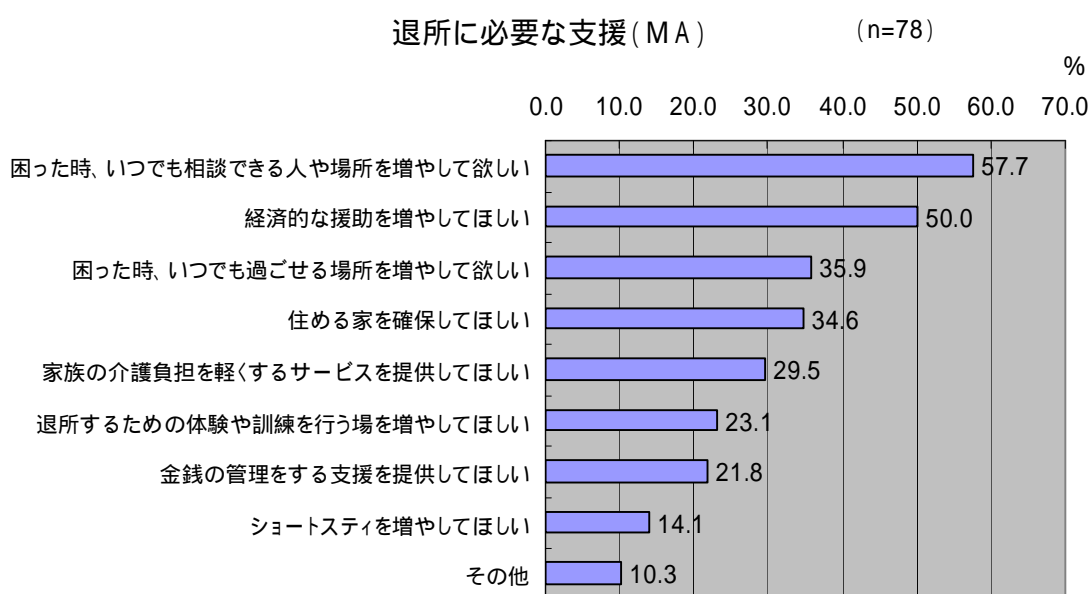


		問13 退所するにあたって困っていること(MA)							
		全体	自宅のつくりが住みにくい	経済的に不安である	公営・賃貸住宅への入居に必要な保証人がいない	家(住む場所)がない	介護してくれる人がいない	その他	不明
合計		78 100.0	15 20.0	38 50.7	11 14.7	17 22.7	29 38.7	11 14.7	3
問3 年齢	18歳～29歳	10 100.0	0 0.0	7 70.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0	4 40.0	0
	30歳～39歳	16 100.0	2 12.5	10 62.5	4 25.0	5 31.3	2 12.5	3 18.8	0
	40歳～49歳	19 100.0	4 21.1	8 42.1	1 5.3	2 10.5	10 52.6	3 15.8	1
	50歳～59歳	11 100.0	2 18.2	5 45.5	3 27.3	3 27.3	6 54.5	1 9.1	1
	60歳以上	18 100.0	7 38.9	7 38.9	2 11.1	6 33.3	9 50.0	0 0.0	1

(14)退所に必要な支援

問 14 どういった支援があれば退所できると思いますか。あてはまるものをいくつでも選んで番号に つけてください。

1. 困った時、いつでも相談できる人や場所を増やしてほしい
2. 困った時、いつでもすごせる場所を増やしてほしい
3. ショートステイ(2～3日の間いつでも泊まれるところ)を増やしてほしい
4. 家族の介護負担を軽くするサービスを提供してほしい
5. 経済的な援助(お金がない)を増やしてほしい
6. 金銭の管理をする支援(お金の管理ができにくい)を提供してほしい
7. 退所するための体験や訓練を行う場を増やしてほしい
8. 住める家を確保してほしい
9. その他()



「退所に必要な支援」をみると、全体では「困った時、いつでも相談できる人や場所を増やしてほしい」が 57.7%で過半数を超え最も多く、その他「経済的な援助を増やしてほしい(50.0%)」、「困った時、いつでも過ごせる場所を増やしてほしい(35.9%)」、「住める家を確保してほしい(34.6%)」が 3 割を超えている。

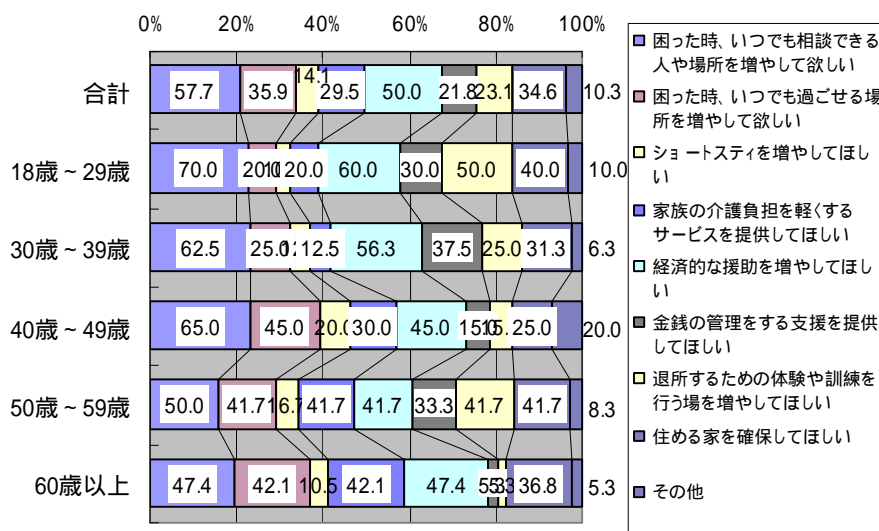
「身体障害」では「経済的な援助を増やして欲しい」が 51.1%で最も多くなっている。また「知的障害」では、「困った時、いつでも相談できる人や場所を増やしてほしい」が 76.9%と、他の2障害を大きく上回っている。また、「精神障害」では「住める家を確保してほしい」が 80.0%と、他の2障害を大きく上回っている。

		全体	問14 退所に必要な支援(MA)									
			困った時、いつでも相談できる人や場所を増やしてほしい	困った時、いつでも過ごせる場所を増やしてほしい	ショートステイを増やしてほしい	家族の介護負担を軽くするサービスを提供してほしい	経済的な援助を増やしてほしい	金銭の管理をする支援を提供してほしい	退所するための体験や訓練を行う場を増やしてほしい	住める家を確保してほしい	その他	不明
合計		78 100.0	45 57.7	28 35.9	11 14.1	23 29.5	39 50.0	17 21.8	18 23.1	27 34.6	8 10.3	3
障害別	身体障害	47 100.0	23 48.9	18 38.3	7 14.9	16 34.0	24 51.1	5 10.6	9 19.1	14 29.8	7 14.9	3
	知的障害	26 100.0	20 76.9	8 30.8	3 11.5	6 23.1	13 50.0	11 42.3	7 26.9	9 34.6	1 3.8	0
	精神障害	5 100.0	2 40.0	2 40.0	1 20.0	1 20.0	2 40.0	1 20.0	2 40.0	4 80.0	0 0.0	0

「退所に必要な支援」を「年齢」別にみると、「困った時、いつでも相談できる人や場所を増やしてほしい」「経済的な援助を増やしてほしい」をあげた比率は若年層ほど高くなっている。

また、「困った時、いつでも過ごせる場所を増やしてほしい」や「家族の介護負担を軽くするサービスを提供してほしい」は年齢層が高くなるにつれ増加する傾向がみられる。

退所に必要な支援(年齢別)



		全体	問14 退所に必要な支援(MA)									
			困った時、いつでも相談できる人や場所を増やして欲しい	困った時、いつでも過ごせる場所を増やして欲しい	ショートステイを増やしてほしい	家族の介護負担を軽くするサービスを提供してほしい	経済的な援助を増やしてほしい	金銭の管理をする支援を提供してほしい	退所するための体験や訓練を行う場を増やしてほしい	住める家を確保してほしい	その他	不明
合計		81 100.0	45 57.7	28 35.9	11 14.1	23 29.5	39 50.0	17 21.8	18 23.1	27 34.6	8 10.3	3
問 3 年 齢	18歳～29歳	10 100.0	7 70.0	2 20.0	1 10.0	2 20.0	6 60.0	3 30.0	5 50.0	4 40.0	1 10.0	0
	30歳～39歳	16 100.0	10 62.5	4 25.0	2 12.5	2 12.5	9 56.3	6 37.5	4 25.0	5 31.3	1 6.3	0
	40歳～49歳	21 100.0	13 65.0	9 45.0	4 20.0	6 30.0	9 45.0	3 15.0	3 15.0	5 25.0	4 20.0	1
	50歳～59歳	13 100.0	6 50.0	5 41.7	2 16.7	5 41.7	5 41.7	4 33.3	5 41.7	5 41.7	1 8.3	1
	60歳以上	20 100.0	9 47.4	8 42.1	2 10.5	8 42.1	9 47.4	1 5.3	1 5.3	7 36.8	1 5.3	1

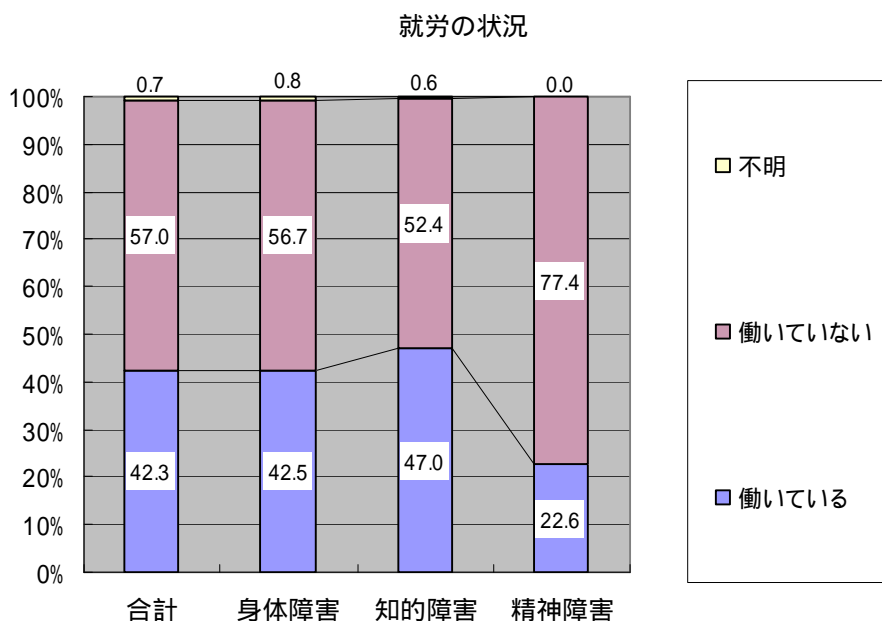
(15) 就労の状況

問 15 あなたは現在働いていますか。一つだけ選んで番号に をつけてください。

1. 働いている 2. 働いていない

「就労の状況」をみると、全体では「働いていない」が57.0%で、「働いている」の42.3%を14.7ポイント上回っている。

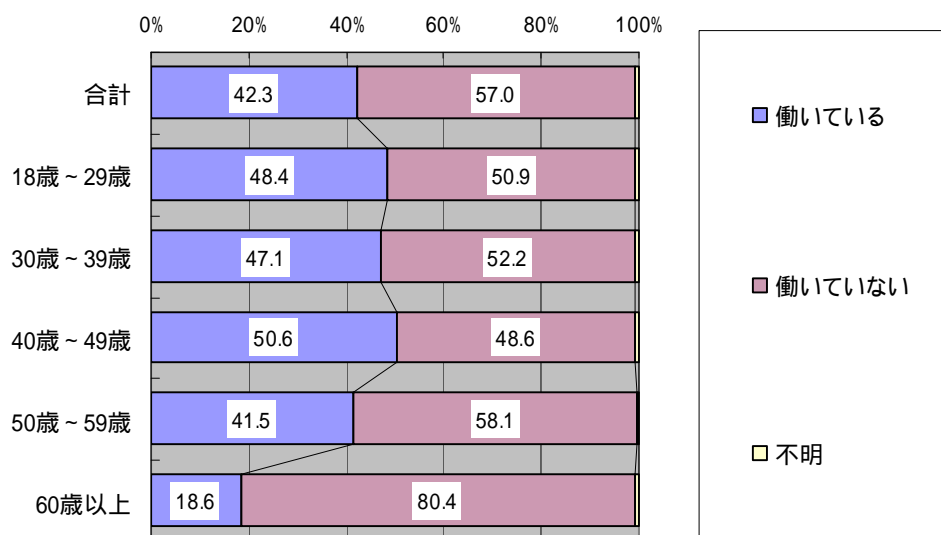
「障害」別にみると、「働いている」の比率は「知的障害」が47.0%で最も高く、これに「身体障害」が42.5%が続いている。「精神障害」が3障害中最も低く、22.6%にとどまっている。



	全体	問15 就労の状況(SA)			
		働いている	働いていない	不明	
合計	1234	522	703	9	
	100.0	42.3	57.0	0.7	
障害別	身体障害	431	574	8	
		100.0	42.5	56.7	0.8
	知的障害	168	79	88	1
	100.0	47.0	52.4	0.6	
	精神障害	53	12	41	0
	100.0	22.6	77.4	0.0	

「就労の状況」を「年齢区分」別にみると、「働いている」の比率が最も高いのは「40～49歳」で半数の50.6%に達しており「18～29歳」が48.4%でこれに続いている。「60歳」以上の最高齢区分では大幅に低下し18.6%にとどまっている。

就労の状況(年齢別)



	全体	問15 就労の状況(SA)			
		働いている	働いていない	不明	
合計	1234	522	703	9	
	100.0	42.3	57.0	0.7	
問 3 年 齢	18歳～29歳	159	77	81	1
		100.0	48.4	50.9	0.6
	30歳～39歳	255	120	133	2
		100.0	47.1	52.2	0.8
	40歳～49歳	352	178	171	3
		100.0	50.6	48.6	0.9
	258	107	150	1	
	100.0	41.5	58.1	0.4	
	204	38	164	2	
	100.0	18.6	80.4	1.0	

(16)働いている者の働き方

問 16 働いている方にお伺いします。どのような働き方をしていますか。つぎのうち一つだけ選んで番号に をつけてください。

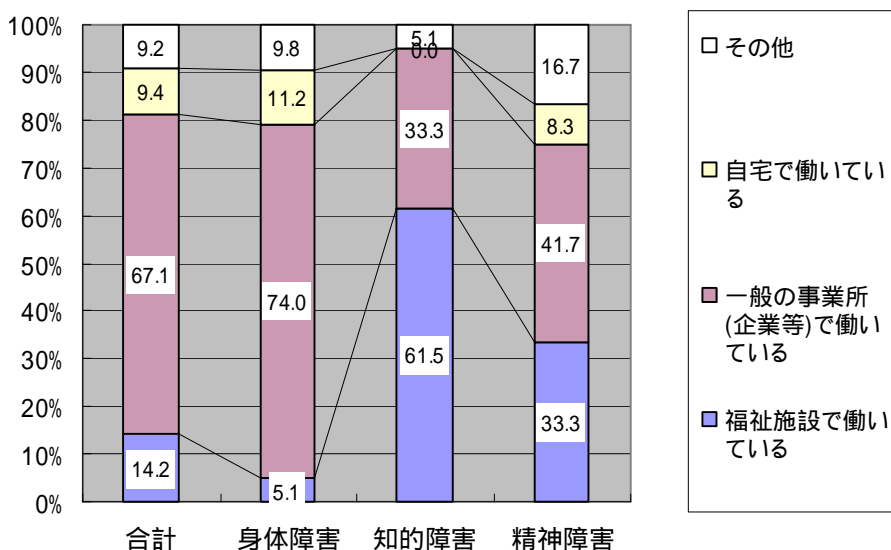
1. 福祉施設で働いている 2. 一般の事業所(企業等)で働いている
3. 自宅で働いている(内職など) 4. その他()

「働いている者の働き方」をみると、全体では「一般の事業所」の比率が67.1%で最も高く2/3強を占めている。以下、「福祉施設(14.2%)」、「自宅(9.4%)」と続いている。

ただし「障害」別にみると、「知的障害」では「福祉施設」が61.5%と6割強を占め「一般の事業所(33.3%)」を大きく上回っている。

また「精神障害」でも「福祉施設」が33.3%と1/3を占めている。

現在の働き方



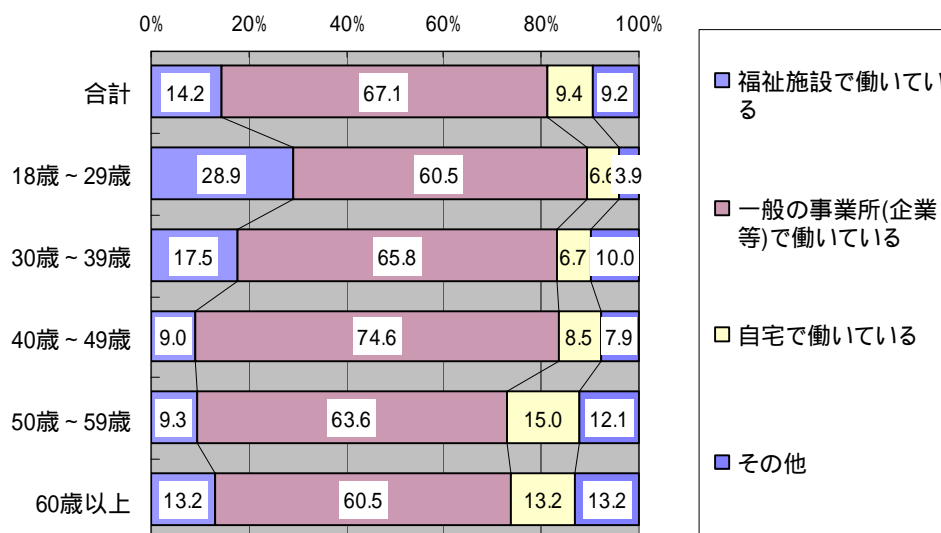
		全体	問16 現在の働き方(SA)				
			福祉施設で働いている	一般の事業所(企業等)で働いている	自宅で働いている	その他	不明
合計		520	74	349	49	48	0
		100.0	14.2	67.1	9.4	9.2	0.0
障害別	身体障害	430	22	318	48	42	0
		100.0	5.1	74.0	11.2	9.8	0.0
	知的障害	78	48	26	0	4	0
		100.0	61.5	33.3	0.0	5.1	0.0
	精神障害	12	4	5	1	2	0
		100.0	33.3	41.7	8.3	16.7	0.0

その他の主な内容

- ・ 自営(自営業、アパート経営、農業、家事)である 30
- ・ アルバイト 1
- ・ NPO法人 1
- ・ 公務員 2

「働いている者の働き方」を「年齢区分」別にみると、「福祉施設」の比率は「18～29歳」が最も高く28.9%に達している。年齢区分が上がるに従い（「55～59歳」まで）その比率は徐々に低下し、代わって「一般の事業」や「自宅」、「その他」が増加する傾向がみられる。

現在の働き方(年齢別)



		全体	問16 現在の働き方(SA)				
			福祉施設 で働いて いる	一般の事 業所(企業 等)で働い ている	自宅で働 いている	その他	不明
合計		520 100.0	74 14.2	349 67.1	49 9.4	48 9.2	0 0.0
問 3 年 齢	18歳～29歳	76 100.0	22 28.9	46 60.5	5 6.6	3 3.9	0 0.0
	30歳～39歳	120 100.0	21 17.5	79 65.8	8 6.7	12 10.0	0 0.0
	40歳～49歳	177 100.0	16 9.0	132 74.6	15 8.5	14 7.9	0 0.0
	50歳～59歳	107 100.0	10 9.3	68 63.6	16 15.0	13 12.1	0 0.0
	60歳以上	38 100.0	5 13.2	23 60.5	5 13.2	5 13.2	0 0.0

(17) 福祉施設で働いている者の一般事業所での就労希望

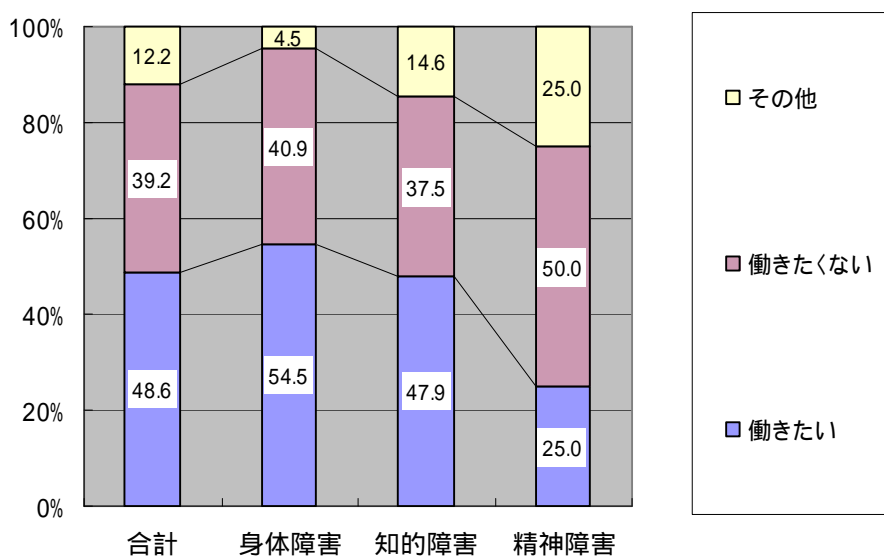
問 17 福祉施設で働いている方におたずねします。一般の事業所(企業等)で働くことを希望しますか。つぎのうち一つだけ選んで番号に をつけてください。

1. 働きたい 2. 働きたくない 3. その他()

「福祉施設で働いている者の一般事業所での就労希望」をみると、全体では「働きたい」の比率が48.6%で「働きたくない」の39.2%を9.4ポイント上回っている。

「障害」別にみると、「働きたい」の比率は「身体障害」で最も高く、過半数を上回る54.5%に達している。また「知的障害」も47.9%と半数近くに達している。半面「精神障害」では1/4の25.0%にとどまっている。

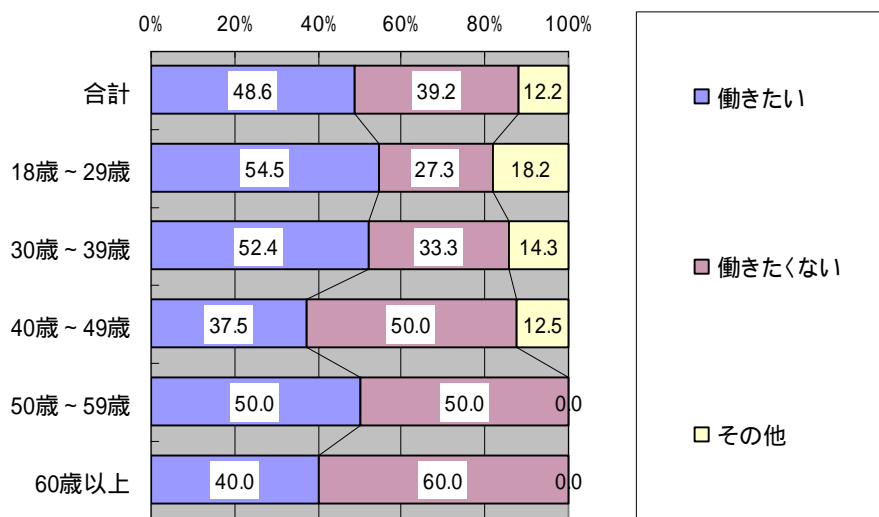
一般就労の希望



		全体	問17 一般就労の希望 (S A)			
			働きたい	働きたくない	その他	不明
合計		74	36	29	9	0
		100.0	48.6	39.2	12.2	0.0
障害別	身体障害	22	12	9	1	0
		100.0	54.5	40.9	4.5	0.0
	知的障害	48	23	18	7	0
	100.0	47.9	37.5	14.6	0.0	
	精神障害	4	1	2	1	0
		100.0	25.0	50.0	25.0	0.0

「福祉施設で働いている者の一般事業所での就労希望」を「年齢区分」別にみると、若年層ほど「働きたい」が多く、「30～39歳」までは半数を超えている。逆に、年齢区分が上がるほど「働きたくない」の比率が高くなる傾向がみられ、「40～49歳」で半数を超えている。

一般就労の希望(年齢別)



		全体	問17 一般就労の希望(SA)			
			働きたい	働きたくない	その他	不明
合計		74	36	29	9	0
		100.0	48.6	39.2	12.2	0.0
問 3 年 齢	18歳～29歳	22	12	6	4	0
		100.0	54.5	27.3	18.2	0.0
	30歳～39歳	21	11	7	3	0
		100.0	52.4	33.3	14.3	0.0
	40歳～49歳	16	6	8	2	0
		100.0	37.5	50.0	12.5	0.0
	50歳～59歳	10	5	5	0	0
		100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	60歳以上	5	2	3	0	0
		100.0	40.0	60.0	0.0	0.0

(18)働きたい場所

すべての方におたずねします。

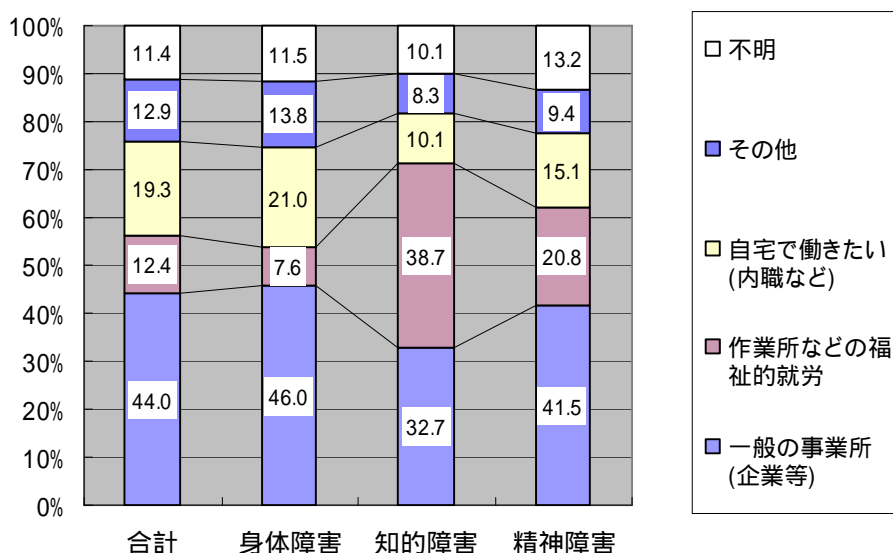
問 18 どのような場所で働きたいですか。つぎのうち一つだけ選んで番号に をつけてください。

1. 一般の事業所(企業等) 2. 作業所などの福祉的就労 3. 自宅で働きたい(内職など)
4. その他()

「働きたい場所」を聞いたところ、全体では「一般の事業所」の比率が 44.0%で最も多く、以下「自宅で働きたい(19.3%)」、「その他(12.9%)」、「作業所などの福祉的就労(12.4%)」の順となっている。なお「その他」の具体的内容としては「本人の体調、家族の事情で働けない(61)」、「老齢で働きたくない(8)」などがあつた。

「障害」別に見ると、「一般の事業所」が「身体障害」では 46.0%と半数近くを占め、また「精神障害」でも 41.5%で 4 割を超えている。一方、「知的障害」では「作業所などの福祉的就労」が 38.7%で最も多くなっている。

働きたい場所



		全体	問18 働きたい場所 (SA)				
			一般の事業所(企業等)	作業所などの福祉的就労	自宅で働きたい(内職など)	その他	不明
合計		1234	543	153	238	159	141
		100.0	44.0	12.4	19.3	12.9	11.4
障害別	身体障害	1013	466	77	213	140	117
		100.0	46.0	7.6	21.0	13.8	11.5
	知的障害	168	55	65	17	14	17
		100.0	32.7	38.7	10.1	8.3	10.1
	精神障害	53	22	11	8	5	7
		100.0	41.5	20.8	15.1	9.4	13.2

その他の主な内容

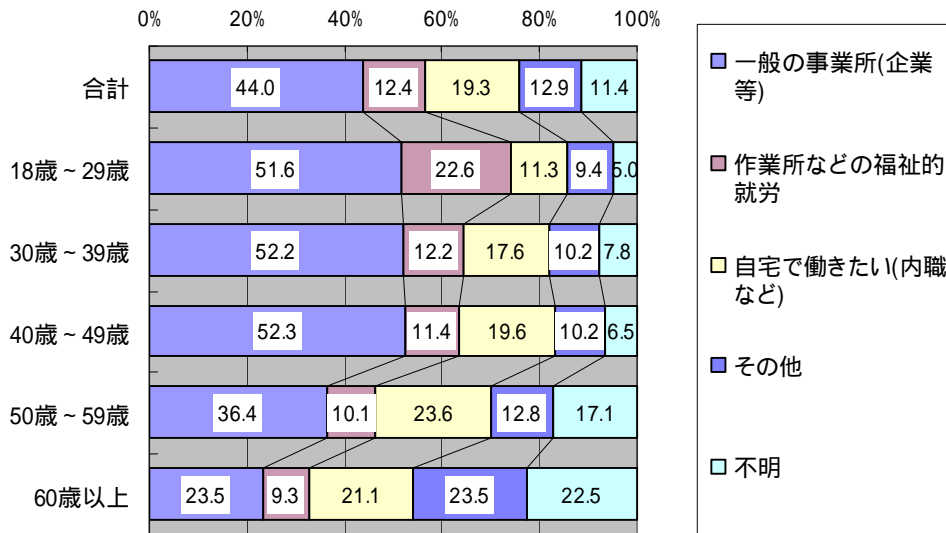
- ・働けない(本人の体調、家族の事情)61
- ・働きたくない(老齢)8

「働きたい場所」を「年齢」別にみると、「一般の事業所」は「18～49歳」では半数を超えているのに対し、「40～49歳」以上になると大幅に低下、「60歳以上」では23.5%にとどまっている。

「作業所などの福祉的就労」は最若年の「18～29歳」で22.6%と最も高いが、年齢区分が上がるに従い減少し、「60歳以上」では9.3%となっている。一方「自宅で働きたい(内職)」は年齢区分が上がるに従って増加し「18～29歳」の11.3%が、「50～59歳」では23.6%となっている。

また、「50～59歳」以上では、「その他(働けない、働きたくない)」や「不明」が大幅に増加しており、「60歳以上」では両者の合計が46.0%と半数近くに達している。

働きたい場所(年齢別)



		全体	問18 働きたい場所(SA)				
			一般の事業所(企業等)	作業所などの福祉的就労	自宅で働きたい(内職など)	その他	不明
合計		1234	543	153	238	159	141
		100.0	44.0	12.4	19.3	12.9	11.4
問 3 年 齢	18歳～29歳	159	82	36	18	15	8
		100.0	51.6	22.6	11.3	9.4	5.0
	30歳～39歳	255	133	31	45	26	20
		100.0	52.2	12.2	17.6	10.2	7.8
	40歳～49歳	352	184	40	69	36	23
		100.0	52.3	11.4	19.6	10.2	6.5
	50歳～59歳	258	94	26	61	33	44
		100.0	36.4	10.1	23.6	12.8	17.1
	60歳以上	204	48	19	43	48	46
		100.0	23.5	9.3	21.1	23.5	22.5

(19) ほしい給料の月額

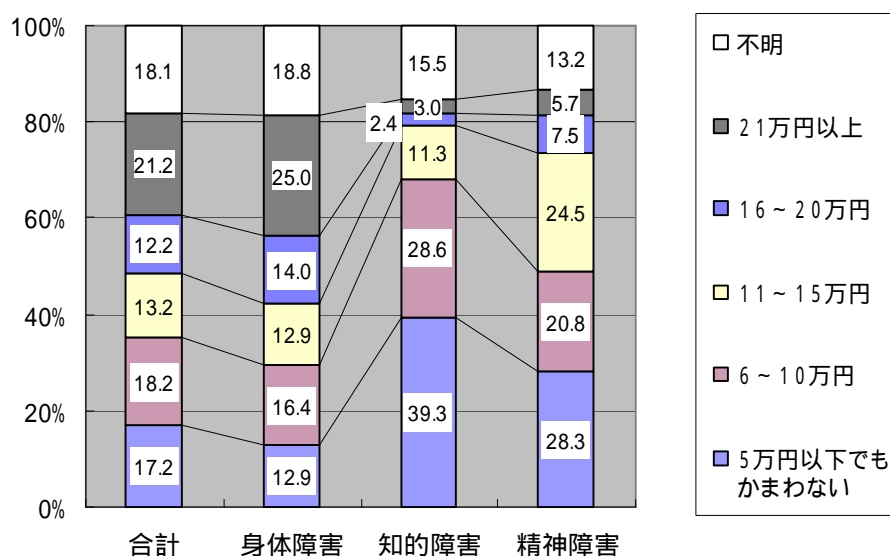
問 19 働く場合、月にどれくらい給料がほしいですか。つぎのうち一つだけ選んで番号にをつけてください。

1. 5万円以下でもかまわない 2. 6～10万円 3. 11～15万円 4. 16～20万円
5. 21万円以上

「ほしい給料の月額」に関しては、全体では「21万円以上」の比率が21.2%で最も多いものの、「5万円以下でもかまわない」も3番目の17.2%あり、二極化の傾向が多少みられる。

「障害」別にみると、「身体障害」では「21万円以上」が25.0%と1/4を占め最も多くなっているが、「知的障害」では「5万円以下でもかまわない」が39.3%と4割弱を占めるなど、金額が小さいカテゴリーほど比率が高くなっており、「身体障害」に比べ希望月額はかなり低い。また「精神障害」も「知的障害」ほどではないものの、総じて低目の希望月額となっている。

ほしい給料の額

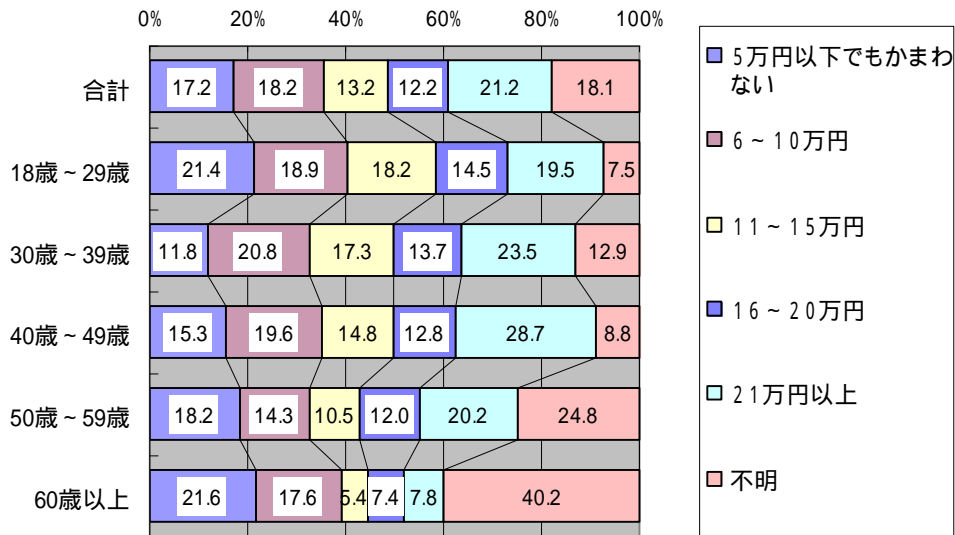


	全体	問19 ほしい給料の額 (SA)						
		5万円以下でもかまわない	6～10万円	11～15万円	16～20万円	21万円以上	不明	
合計	1234	212	225	163	150	261	223	
	100.0	17.2	18.2	13.2	12.2	21.2	18.1	
障害別	身体障害	1013	131	166	131	142	253	190
		100.0	12.9	16.4	12.9	14.0	25.0	18.8
	知的障害	168	66	48	19	4	5	26
		100.0	39.3	28.6	11.3	2.4	3.0	15.5
	精神障害	53	15	11	13	4	3	7
		100.0	28.3	20.8	24.5	7.5	5.7	13.2

「ほしい給料の月額」を「年齢区分」別にみると、49歳までは高年齢層ほど希望金額は多くなる傾向がみられる。

しかし、50歳を境に「不明」の比率が急増、「60歳以上」では40.2%に達している。その一方、「21万円以上」が大幅に下がるなど、希望金額も少なくなっている。

ほしい給料の額(年齢別)



	全体	問19 ほしい給料の額(SA)						
		5万円以下でもかまわない	6~10万円	11~15万円	16~20万円	21万円以上	不明	
合計	1234	212	225	163	150	261	223	
	100.0	17.2	18.2	13.2	12.2	21.2	18.1	
問3 年齢	18歳~29歳	159	34	30	29	23	31	12
		100.0	21.4	18.9	18.2	14.5	19.5	7.5
	30歳~39歳	255	30	53	44	35	60	33
		100.0	11.8	20.8	17.3	13.7	23.5	12.9
	40歳~49歳	352	54	69	52	45	101	31
		100.0	15.3	19.6	14.8	12.8	28.7	8.8
	258	47	37	27	31	52	64	
	100.0	18.2	14.3	10.5	12.0	20.2	24.8	
	204	44	36	11	15	16	82	
	100.0	21.6	17.6	5.4	7.4	7.8	40.2	

(20)1日に働ける時間と1週間に働ける日数

問20 働く場合、1日に何時間、1週間に何日くらい働けそうですか。()内に時間数と日数をお書きください。

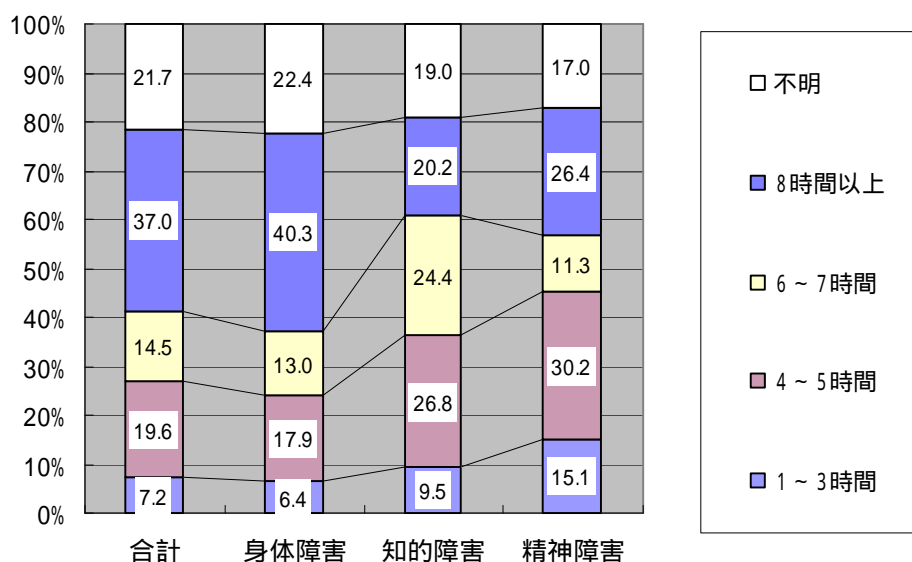
・1日に()時間 ・1週間に()日

(集計は、回答数値をカテゴリー化した)

「1日に働ける時間」については、全体では「8時間以上」が37.0%で最も多く、「4～5時間」が19.6%で2番目に多かった。

「障害」別にみると、「身体障害」では「8時間以上」が40.3%と約4割を占め最も多くなっているのに対し、「知的障害」では「4～5時間」が26.8%で最も多くなっているなど、「身体障害」に比べると時間はかなり短くなっている。また「精神障害」も「4～5時間」が30.2%を占めるなど、「身体障害」に比べると短くなっている。

1日に働ける時間

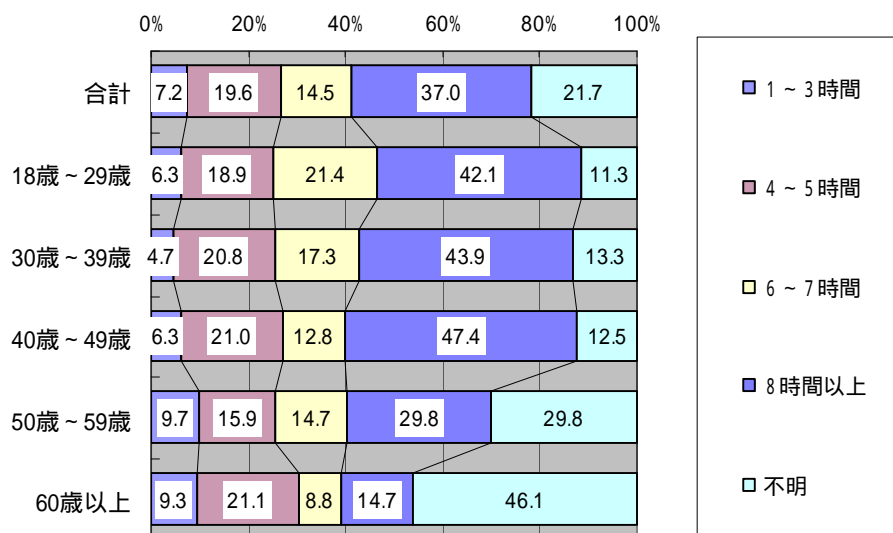


		全体	問20(1)1日に働ける時間(SA)				
			1～3時間	4～5時間	6～7時間	8時間以上	不明
合計		1234	89	242	179	456	268
		100.0	7.2	19.6	14.5	37.0	21.7
障害別	身体障害	1013	65	181	132	408	227
		100.0	6.4	17.9	13.0	40.3	22.4
	知的障害	168	16	45	41	34	32
		100.0	9.5	26.8	24.4	20.2	19.0
	精神障害	53	8	16	6	14	9
		100.0	15.1	30.2	11.3	26.4	17.0

「1日に働ける時間」を「年齢区分」別にみると、「40～49歳」以下の層はいずれも「8時間以上」が4割を超え、それより短いカテゴリーを大幅に上回っている。

これに対し「50～59歳」を超えると「8時間以上」が急減するなど、「働ける時間」は大幅に短くなっている。

1日に働ける時間(年齢別)

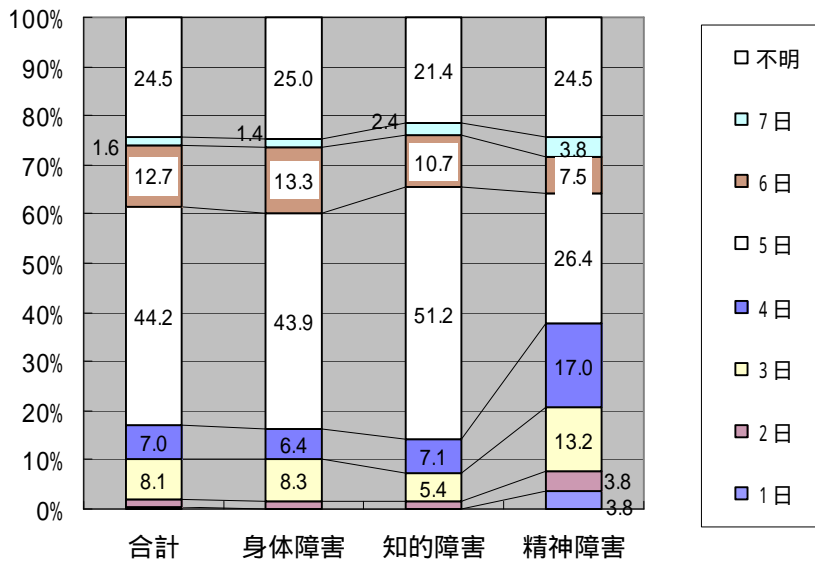


		全体	問20(1)1日に働ける時間(SA)				
			1～3時間	4～5時間	6～7時間	8時間以上	不明
合計		1234	89	242	179	456	268
		100.0	7.2	19.6	14.5	37.0	21.7
問3 年齢	18歳～29歳	159	10	30	34	67	18
		100.0	6.3	18.9	21.4	42.1	11.3
	30歳～39歳	255	12	53	44	112	34
		100.0	4.7	20.8	17.3	43.9	13.3
	40歳～49歳	352	22	74	45	167	44
		100.0	6.3	21.0	12.8	47.4	12.5
	50歳～59歳	258	25	41	38	77	77
	100.0	9.7	15.9	14.7	29.8	29.8	
	60歳以上	204	19	43	18	30	94
	100.0	9.3	21.1	8.8	14.7	46.1	

「1週間に働ける日数」については、全体では「5日」が44.2%で最も多く、「6日」が12.7%で2番目に多かった。また、「4日」以下は合わせて17.0%となっている。

「障害」別にみると、「知的障害」では「5日」が過半数の51.2%を占めるなど、働ける日数はかなり他の2障害に比べると長くなっている。また、「精神障害」は「4日」が17.0%、「3日」も13.2%を占めるなど、最も短くなっている。

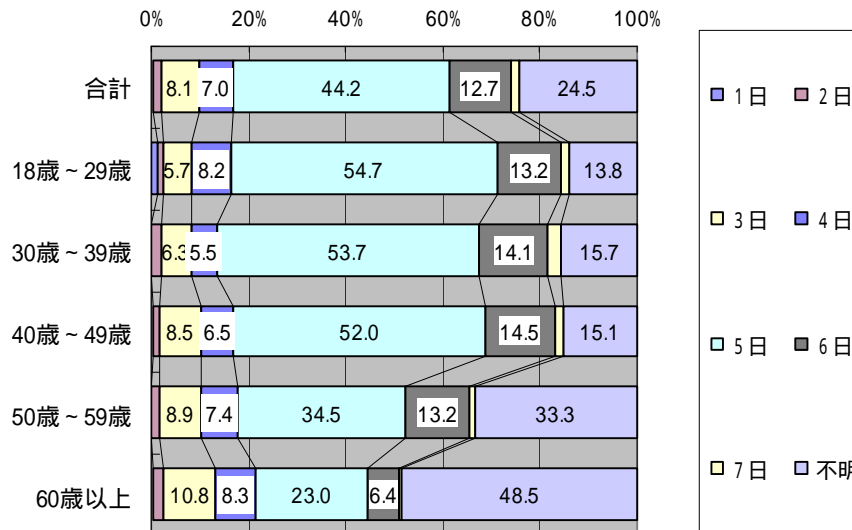
1週間に働ける日数



		全体	問20(2)1週間に働ける日数(SA)							不明
			1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	
合計		1234	4	20	100	86	545	157	20	302
		100.0	0.3	1.6	8.1	7.0	44.2	12.7	1.6	24.5
障害別	身体障害	1013	2	15	84	65	445	135	14	253
		100.0	0.2	1.5	8.3	6.4	43.9	13.3	1.4	25.0
	知的障害	168	0	3	9	12	86	18	4	36
		100.0	0.0	1.8	5.4	7.1	51.2	10.7	2.4	21.4
	精神障害	53	2	2	7	9	14	4	2	13
		100.0	3.8	3.8	13.2	17.0	26.4	7.5	3.8	24.5

「1週間に働ける日数」を「年齢区分」別にみると、「1日に働ける時間数」と同様に、「40～49歳」以下と、「50～59歳」以上で較差がみられ、前者の若年層の方が、日数はかなり多くなっている。

1週間に働ける日数(年齢別)



		全体	問20(2) 1週間に働ける日数(SA)							不明
			1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	
合計		1234	4	20	100	86	545	157	20	302
		100.0	0.3	1.6	8.1	7.0	44.2	12.7	1.6	24.5
問 3 年 齢	18歳～29歳	159	2	2	9	13	87	21	3	22
		100.0	1.3	1.3	5.7	8.2	54.7	13.2	1.9	13.8
	30歳～39歳	255	0	5	16	14	137	36	7	40
		100.0	0.0	2.0	6.3	5.5	53.7	14.1	2.7	15.7
	40歳～49歳	352	1	5	30	23	183	51	6	53
		100.0	0.3	1.4	8.5	6.5	52.0	14.5	1.7	15.1
50歳～59歳	258	0	4	23	19	89	34	3	86	
	100.0	0.0	1.6	8.9	7.4	34.5	13.2	1.2	33.3	
60歳以上	204	1	4	22	17	47	13	1	99	
	100.0	0.5	2.0	10.8	8.3	23.0	6.4	0.5	48.5	

(21)一般の事業所で働きたくても働けない理由

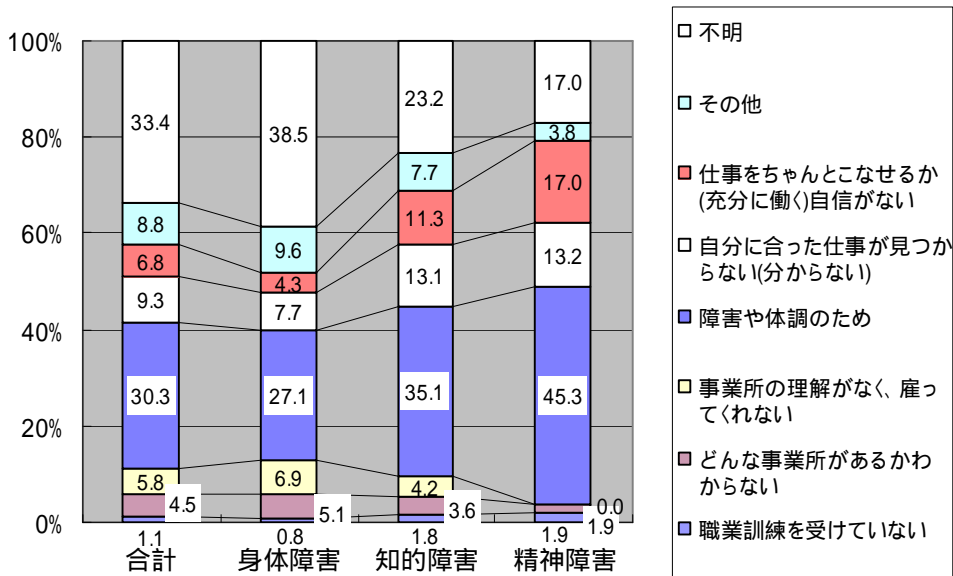
問 21 一般の事業所で働きたいのに働けない理由はありますか。一番近いものを一つだけ選んで番号に をつけてください。

1. 職業訓練を受けていない 2. どんな事業所があるかわからない 3. 事業所の理解がなく、やとってくれない 4. 障害や体調のため 5. 自分に合った仕事が見つからない(分からない) 6. 仕事をちゃんこなせる(充分に働く)自信がない 7. その他()

「一般の事業所で働きたくても働けない理由」については、全体では「障害や体調のため」が 30.3%で最も多くなっている。以下、「自分に合った仕事が見つからない(9.3%)」、「仕事をちゃんこなせる自信がない(6.8%)」が続いている。なお、「その他」の具体的内容としては「体調が悪い」「職場環境が整っていない」などがあつた。

「障害」別にみると、「知的障害」や「精神障害」は、「障害や体調のため」「仕事をちゃんこなせる(充分に働く)自信がない」など、「身体障害」に比べ自身の能力的な点を理由に上げる比率が高い。

一般の事業所で働けない理由

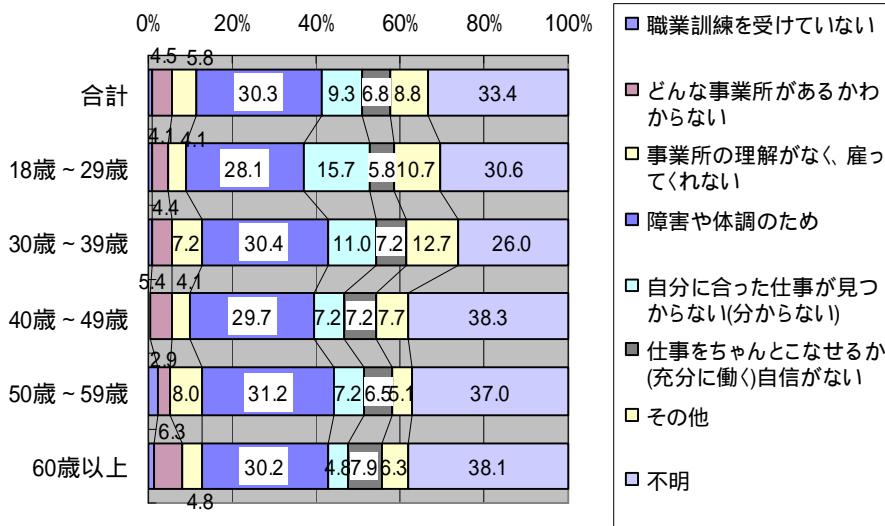


		全体	問21 一般の事業所で働けない理由(SA)							
			職業訓練を受けていない	どんな事業所があるかわからない	事業所の理解がなく、雇ってくれない	障害や体調のため	自分に合った仕事が見つからない(分からない)	仕事をちゃんとこなせるか(充分に働く)自信がない	その他	不明
合計		730	8	33	42	221	68	50	64	244
		100.0	1.1	4.5	5.8	30.3	9.3	6.8	8.8	33.4
障害別	身体障害	509	4	26	35	138	39	22	49	196
		100.0	0.8	5.1	6.9	27.1	7.7	4.3	9.6	38.5
	知的障害	168	3	6	7	59	22	19	13	39
		100.0	1.8	3.6	4.2	35.1	13.1	11.3	7.7	23.2
	精神障害	53	1	1	0	24	7	9	2	9
		100.0	1.9	1.9	0.0	45.3	13.2	17.0	3.8	17.0

その他の主な内容 ・体調が悪い ・職場環境が整っていない

「一般の事業所で働きたくても働けない理由」を「年齢」別にみると、若年層ほど「自分に合った仕事が見つからない(分からない)」ことを、理由としてあげる割合が高い。

一般事業所で働けない理由(年齢別)

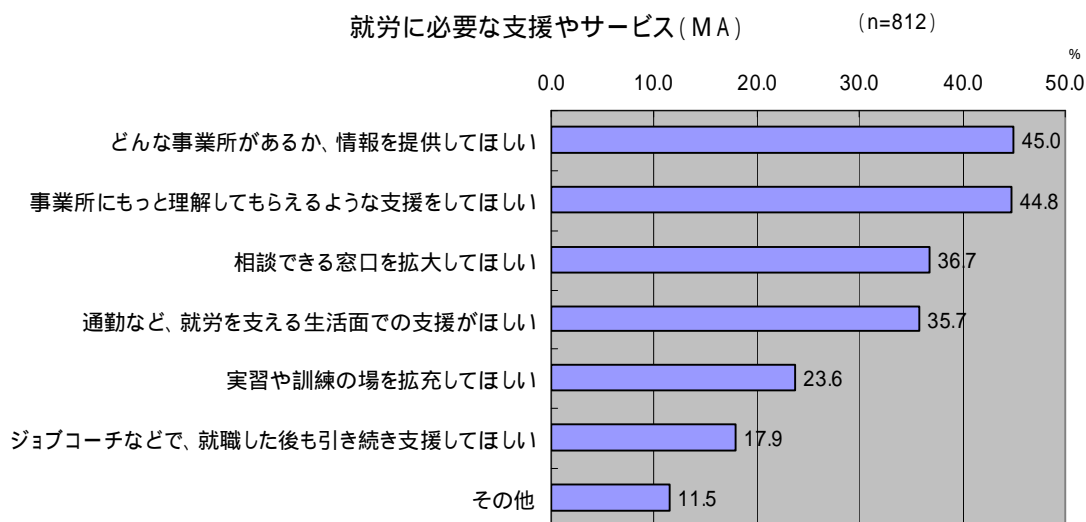


		問21 一般の事業所で働けない理由(SA)								
		全体	職業訓練を受けていない	どんな事業所があるかわからない	事業所の理解がなく、雇って欲しくない	障害や体調のため	自分に合った仕事が見つからない(分からない)	仕事をちゃんとこなせるか(充分に働く)自信がない	その他	不明
合計		730	8	33	42	221	68	50	64	244
		100.0	1.1	4.5	5.8	30.3	9.3	6.8	8.8	33.4
問3 年齢	18歳～29歳	121	1	5	5	34	19	7	13	37
		100.0	0.8	4.1	4.1	28.1	15.7	5.8	10.7	30.6
	30歳～39歳	181	2	8	13	55	20	13	23	47
		100.0	1.1	4.4	7.2	30.4	11.0	7.2	12.7	26.0
	40歳～49歳	222	1	12	9	66	16	16	17	85
		100.0	0.5	5.4	4.1	29.7	7.2	7.2	7.7	38.3
50歳～59歳	138	3	4	11	43	10	9	7	51	
	100.0	2.2	2.9	8.0	31.2	7.2	6.5	5.1	37.0	
60歳以上	63	1	4	3	19	3	5	4	24	
	100.0	1.6	6.3	4.8	30.2	4.8	7.9	6.3	38.1	

(22) 就労に必要な支援やサービス

問 22 どういった支援やサービスがあれば就労ができると思いますか。いくつでも選んで番号にをつけてください。

1. どのような事業所があるか、情報を提供してほしい
2. 相談できる窓口を拡大してほしい
3. 事業所にもっと理解してもらえるような支援をしてほしい
4. 実習や訓練の場の拡充をしてほしい
5. ジョブコーチなどで、就職したあとも引き続き支援してほしい
6. 通勤など、就労を支える生活面での支援がほしい
7. その他()



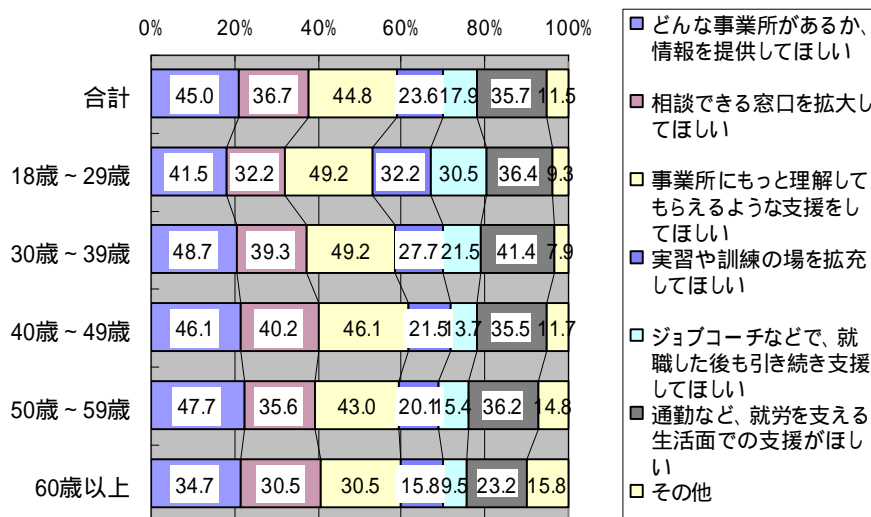
「就労に必要な支援やサービス」については、全体では「どんな事業所があるか、情報を提供してほしい」が 45.0%で最も多く、以下「事業所にもっと理解してもらえるような支援をしてほしい (44.8%)」、「相談できる窓口を拡大してほしい(36.7%)」、「通勤など、就労を支える生活面での支援がほしい(35.7%)」と続いており、総合的な支援を求める声は強い。

「障害」別みると、「知的障害」や「精神障害」では、「身体障害」に比べ「実習や訓練の場の拡充をしてほしい」「ジョブコーチなどで、就職したあとも引き続き支援してほしい」といった、自身のスキルアップのための支援を求める声も相対的に多い。

		問22 就労に必要な支援やサービス (MA)								
	全体	どんな事業所があるか、情報を提供してほしい	相談できる窓口を拡大してほしい	事業所にもっと理解してもらえるような支援をしてほしい	実習や訓練の場を拡充してほしい	ジョブコーチなどで、就職した後も引き続き支援してほしい	通勤など、就労を支える生活面での支援がほしい	その他	不明	
		合計	812 100.0	365 45.0	298 36.7	364 44.8	192 23.6	145 17.9	290 35.7	93 11.5
障害別	身体障害	643 100.0	307 47.7	239 37.2	294 45.7	136 21.2	97 15.1	220 34.2	74 11.5	370
	知的障害	126 100.0	40 31.7	41 32.5	50 39.7	44 34.9	41 32.5	52 41.3	16 12.7	42
	精神障害	43 100.0	18 41.9	18 41.9	20 46.5	12 27.9	7 16.3	18 41.9	3 7.0	10

「就労に必要な支援やサービス」を「年齢」別にみると、若年層ほど多岐にわたる「各種の支援やサービス」を求める声が強い。

就労に必要な支援やサービス(年齢別)



		全体	問22 就労に必要な支援やサービス(MA)							不明
問	年齢		どんな事業所があるか、情報を提供してほしい	相談できる窓口を拡大してほしい	事業所にもっと理解してもらえよう支援してほしい	実習や訓練の場を拡充してほしい	ジョブコーチなどで、就職した後も引き続き支援してほしい	通勤など、就労を支える生活面での支援がほしい	その他	
合計		812 100.0	365 45.0	298 36.7	364 44.8	192 23.6	145 17.9	290 35.7	93 11.5	422
問3	18歳～29歳	118 100.0	49 41.5	38 32.2	58 49.2	38 32.2	36 30.5	43 36.4	11 9.3	41
	30歳～39歳	191 100.0	93 48.7	75 39.3	94 49.2	53 27.7	41 21.5	79 41.4	15 7.9	64
	40歳～49歳	256 100.0	118 46.1	103 40.2	118 46.1	55 21.5	35 13.7	91 35.5	30 11.7	96
	50歳～59歳	149 100.0	71 47.7	53 35.6	64 43.0	30 20.1	23 15.4	54 36.2	22 14.8	109
	60歳以上	95 100.0	33 34.7	29 30.5	29 30.5	15 15.8	9 9.5	22 23.2	15 15.8	109

(23) 障害者自立支援法施行後のサービスや負担について

問23 平成18年4月から障害者自立支援法が施行されましたが、あなたはどのようにお感じでしょうか。次のうち一つだけ選んで番号にをつけてください。

(1) サービスについて

1. サービスが多くなり、選べるようになった
2. サービスの種類がまだ足りない
3. 手続きが簡単になって、利用しやすくなった
4. 手続きがややこしくなって、利用しにくい
5. その他()

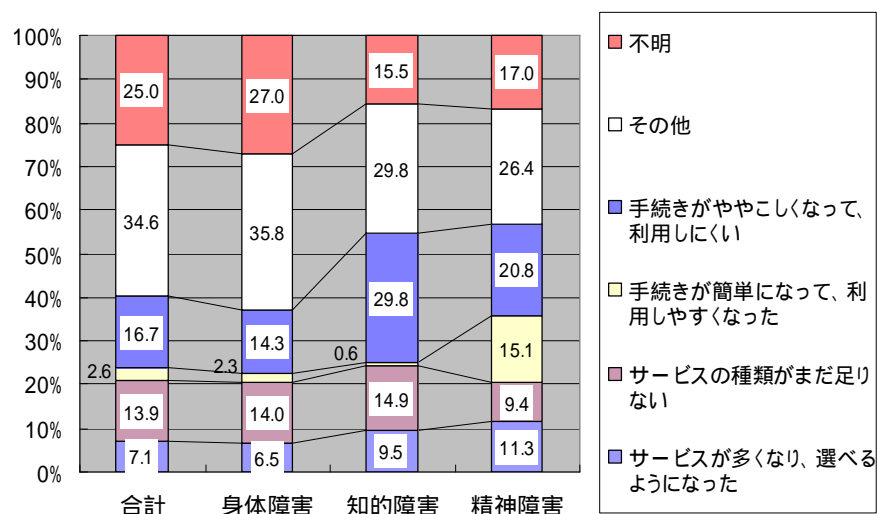
(2) 利用者の負担について

1. 軽くなった
2. 重くなった
3. 変わらない
4. その他

「障害者自立支援法施行後のサービスや負担について」については、全体では「手続きがややこしくなって、利用しにくい」、「サービスの種類がまだ足りない」といった比較的否定的な意見が、「手続きが簡単になって、利用しやすくなった」「サービスが多くなり、選べるようになった」といった好意的な意見を上回っている。また、「その他」の具体的な内容に関しても「わからない、知らない」が多くを占めている。

「障害」別にみると、「知的障害」や「精神障害」では、「身体障害」に比べ「手続きがややこしくなって、利用しにくい」との声が多くなっている。

自立支援法のサービスについて

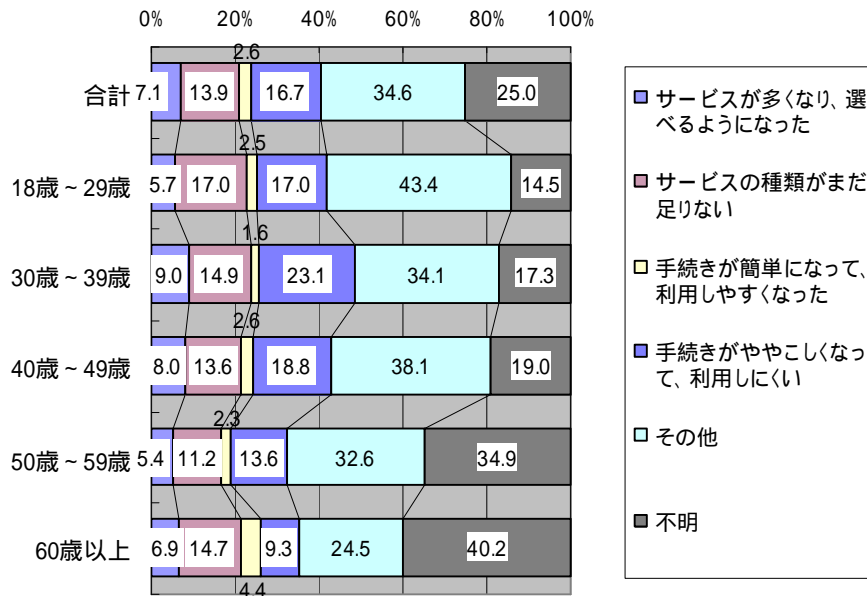


		全体	問23(1) 自立支援法のサービスについて (SA)					不明
			サービスが多くなり、選べるようになった	サービスの種類がまだ足りない	手続きが簡単になって、利用しやすくなった	手続きがややこしくなって、利用しにくい	その他	
合計		1234	88	172	32	206	427	309
		100.0	7.1	13.9	2.6	16.7	34.6	25.0
障害別	身体障害	1013	66	142	23	145	363	274
		100.0	6.5	14.0	2.3	14.3	35.8	27.0
	知的障害	168	16	25	1	50	50	26
		100.0	9.5	14.9	0.6	29.8	29.8	15.5
	精神障害	53	6	5	8	11	14	9
		100.0	11.3	9.4	15.1	20.8	26.4	17.0

その他の主な内容 ・わからない、知らない201

「年齢区分」別にみると、「手続きがややこしくなって、利用しにくい」、「サービスの種類がまだ足りない」といった比較的否定的な意見は、「30～39歳」で最も多く、両者合わせて38.0%と4割近く、また「18～29歳」でも34.0%に達している。

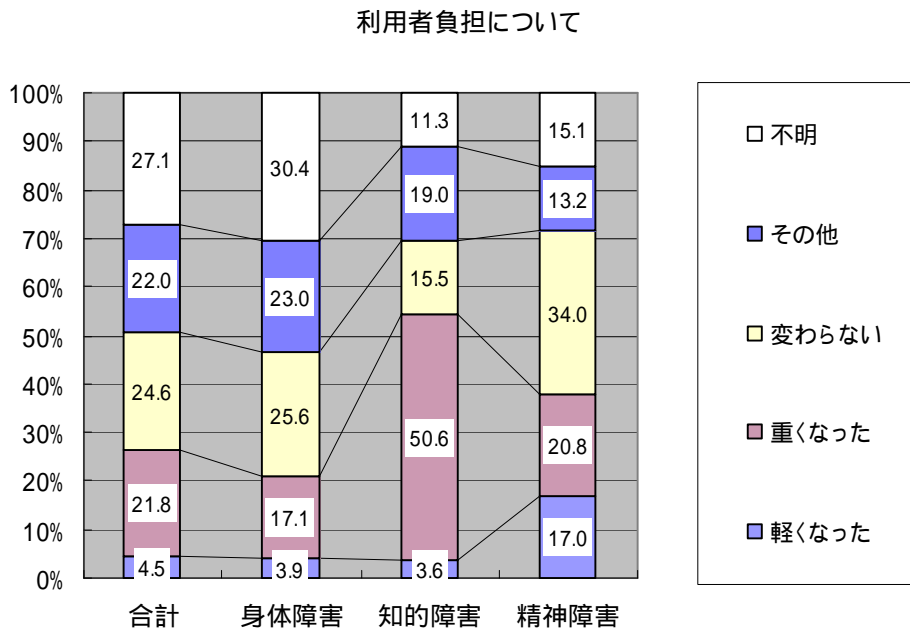
自立支援法のサービスについて(年齢別)



		全体	問23(1)自立支援法のサービスについて(SA)					
			サービスが多くなり、選べるようになった	サービスの種類がまだ足りない	手続きが簡単になって、利用しやすくなった	手続きがややこしくなって、利用しにくい	その他	不明
合計		1234	88	172	32	206	427	309
		100.0	7.1	13.9	2.6	16.7	34.6	25.0
問 3 年 齢	18歳～29歳	159	9	27	4	27	69	23
		100.0	5.7	17.0	2.5	17.0	43.4	14.5
	30歳～39歳	255	23	38	4	59	87	44
		100.0	9.0	14.9	1.6	23.1	34.1	17.3
	40歳～49歳	352	28	48	9	66	134	67
		100.0	8.0	13.6	2.6	18.8	38.1	19.0
	50歳～59歳	258	14	29	6	35	84	90
		100.0	5.4	11.2	2.3	13.6	32.6	34.9
	60歳以上	204	14	30	9	19	50	82
		100.0	6.9	14.7	4.4	9.3	24.5	40.2

「利用者負担について」については、全体では「重くなった(21.8%)」が、「軽くなった(4.5%)」を大きく上回っている。また、「その他」の具体的な内容に関する「わからない、知らない」が多くを占めている。

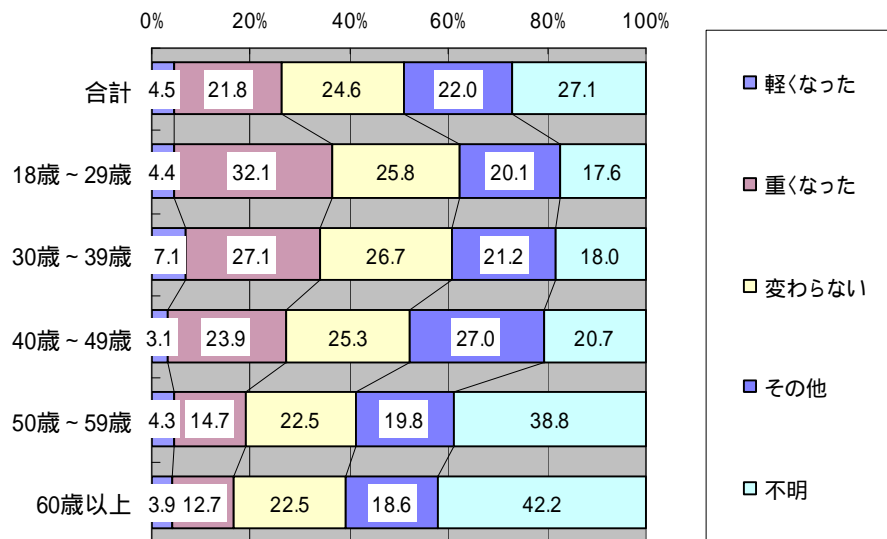
「障害」別にみると、「知的障害」では、「重くなった」が過半数の 50.6%に達しており、特に負担感が増していると思われる。



		全体	問23(2)利用者負担について(SA)				
			軽くなった	重くなった	変わらない	その他	不明
合計		1234	55	269	303	272	335
		100.0	4.5	21.8	24.6	22.0	27.1
障害別	身体障害	1013	40	173	259	233	308
		100.0	3.9	17.1	25.6	23.0	30.4
	知的障害	168	6	85	26	32	19
		100.0	3.6	50.6	15.5	19.0	11.3
	精神障害	53	9	11	18	7	8
		100.0	17.0	20.8	34.0	13.2	15.1

「年齢区分」別にみると、「60歳以上」では「重くなった」は12.7%にとどまっている。しかし年齢区分が下がるに従いその比率は高くなり、「18～29歳」では約1/3の32.1%に達していることから、若年層ほど、負担感が増していると思われる。

利用者負担について(年齢別)



		全体	問23(2)利用者負担について(SA)				
			軽くなった	重くなった	変わらない	その他	不明
合計		1234	55	269	303	272	335
		100.0	4.5	21.8	24.6	22.0	27.1
問 3 年 齢	18歳～29歳	159	7	51	41	32	28
		100.0	4.4	32.1	25.8	20.1	17.6
	30歳～39歳	255	18	69	68	54	46
		100.0	7.1	27.1	26.7	21.2	18.0
	40歳～49歳	352	11	84	89	95	73
		100.0	3.1	23.9	25.3	27.0	20.7
	50歳～59歳	258	11	38	58	51	100
		100.0	4.3	14.7	22.5	19.8	38.8
	60歳以上	204	8	26	46	38	86
		100.0	3.9	12.7	22.5	18.6	42.2

2 松山市障害者計画策定検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項の規定に基づく松山市障害者計画(以下「計画」という。)に市民の意見を反映させるために必要な措置の一環として、松山市障害者計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し協議・検討し、その結果を市長に提言する。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 教育関係者
- (3) 障害福祉関係者
- (4) 障害のある市民又はその親族
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 委員長は、第2条の協議・検討に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補完組織)

第8条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に調査研究会及び幹事会を置く。

(調査研究会)

第9条 調査研究会は、研究員7人以内をもって組織する。

2 研究員は、市長が別に委嘱する。

3 調査研究会に代表研究員を置き、研究員の互選によってこれを定める。

(幹事会)

第10条 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって組織する。

2 幹事は、市長が別に指定する職にある者をもって充てる。

3 代表幹事は、障害福祉課長の職にある者をもって充てる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、障害福祉課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会の会議は、市長が招集する。

3 この要綱は、第2条の提言があった日に、その効力を失う。

松山市障害者計画策定検討委員会委員名簿

氏名	役職
畔地 利枝	聖カタリナ大学准教授
阿部 真理	松山公共職業安定所職員
今村 高博	社会福祉法人あゆみ学園職員
岡部 國男	松山手をつなぐ育成会会長
門田 雅行	公募
信田 基	松山市身体障害者協会会長
園田 順二	園田医院院長
武智 幸男	松山市障害者団体連絡協議会会長
竹本 小緒里	松山市社会福祉事業団職員
玉置 修	愛媛県立第三養護学校教諭
徳永 隆子	松山市肢体不自由児(者)父母の会会長
平田 富美香	社会福祉法人きらりの森職員(施設長)
三瀬 健二	松山市精神障害者地域家族会会長
宮崎 靖	しげのぶ特別支援学校教諭
吉松 靖文	愛媛大学教育学部准教授

松山市障害者計画調査研究会研究員名簿

氏名	所属
井上 信彦	県立第三養護学校
今村 高博	(福)あゆみ学園
白石 憲征	(福)宗友福祉会
恒岡 夕貴子	(有)松山サービス
西村 幸	(福)金亀会
本田 秀明	NPO アクティブボランティア二十一
森 純子	(福)きらりの森

松山市障害者計画幹事会名簿

氏名	職
村上 勝利	障害福祉課長
宮内 一夫	保健福祉政策課長
岡本 栄次	子育て支援課長
篠原 正史	地域保健課長
平岡 陽一	財政課長
吉野 隆彦	地域経済課長
中西 真也	学校教育課(教職員担当準備室長)
武田 穂積	防災対策課長

3.用語解説

ア

一般就労

労働関係法の適用を受けて企業や事業所で雇用されること。

移動支援

障害のある方の地域における自立生活や社会参加を目的に屋外での移動が困難な障害のある方に対して外出のための支援を行うこと。

NPO 団体

Nonprofit Organization の略。継続的、自発的に社会活動を行う、営利を目的としない組織・団体。

愛媛県発達障害者支援センター

愛媛県立子ども療育センター内に設置している、発達障害がある方とその家族等を支援するための機関。

カ

学習障害

全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、書く、計算する、推論する能力のうち、特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す障害。

居住サポート事業

障害のある方の地域生活への移行を推進するために、一般住宅への入居が困難な障害のある方に対して賃貸住宅への入居支援等を行う事業。

居宅介護

居宅において障害のある方の入浴や食事等の介護、調理、洗濯や掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行う福祉サービス。

グループホーム

数人の障害のある方が共同で生活する形態で、専任の世話人により食事や日常生活に必要なサービスを提供する地域社会にある住居。

ケアホーム

グループホームの入居対象者よりも介護を必要とする障害のある方を対象に地域社会において共同生活を営む住居。

言語療法士(ST)

話す、人の話を理解する、書く、読むなどの言語機能が障害され、正常なコミュニケーションが困難な患者に対して、言語機能の評価を行い、訓練と指導を行う技術者。

高次脳機能障

外傷性の脳損傷や脳血管障害の後遺症として、記憶障害、注意障害などの認知障害がある障害。身体障害等を伴わない場合が多く外見上はその障害がわかりにくい特徴がある。

行動援護

常時介護を要する障害のある方に対し、外出時の行動中の介護、排泄及び食事等の介護その他の行動する際の必要な援助を行う福祉サービス。

広汎性発達障害

対人的相互関係やコミュニケーション、限局した反復的な行動といった領域に発達上の異常が認められる障害。

高齢者障害者移動円滑化促進法

高齢の方や障害のある方の移動や施設の利用の利便性、安全性の向上の促進を図り公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。

サ

サービス管理責任者

障害福祉サービス事業所や障害者支援施設等において、利用者に対する福祉サービスの提供サービスを管理する者。

作業療法士(OT)

障害のある方やそれが予測される方に対してその主体的な活動が行えるように機能の回復や維持などを促す作業活動を用いて治療・指導・援助を行う技術者。

支援費制度

障害のある方自らが、サービスを提供する指定事業者や施設等を選び、直接契約を結んでサービスを利用する仕組み。

児童委員

児童や妊産婦の生活や環境の状況を把握し、保健その他福祉に関して援助や指導を行う地域の民間の委員。

自閉症

脳の中樞神経の機能障害を原因として環境の情報を正しく意味づけられない、言葉の意味が理解できず共感的コミュニケーションがとれないなどの症状が見られる障害。

社会福祉施設巡回支援事業

施設利用者の虐待防止や人権保護を目的に社会福祉施設に訪問し、現状の調査や利用者や保護者からの相談を受ける事業

社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とした団体。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に定めるところにより設立された法人。

重度訪問看護利用補助事業

経管栄養やたんの吸引など訪問看護師の派遣を必要とする重度障害児の保護者の負担の軽減を図るために訪問看護の利用に要した費用の一部を助成する事業。

重度障害者在宅就労促進特別事業

在宅の障害のある方の就労の促進を図ることを目的に情報機器やインターネット等を活用し在宅で就労するための訓練等を実施する事業。

就労移行支援

就労を希望する障害のある方を対象に生産活動や就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行い就労につなげるサービス。

就労継続支援

就労を希望する障害のある方を対象に生産活動、職場体験その他の活動の機会を通じて就労のために必要な知識や能力の向上を図る訓練等を実施する福祉サービス。

重度訪問介護

重度の障害のある方に対して、居宅において入浴、食事等の介護、その他生活等に関する相談など生活全般にわたる援助を行うとともに、外出時における移動中の介護を総合的に行う福祉サービス。

手話通訳者

手話通訳者研修等を終了し、聴覚に障害のある方の理解力に応じた手話通訳の技能を有する者。

障害者週間

障害者基本法により広く障害のある方の福祉についての関心と理解を深める期間として定められた12月3日(国際障害者デー)から12月9日(障害者の日)までの1週間。

小規模作業所

一般の企業等で働くことが困難な障害のある方の働く場として、親、ボランティアをはじめとする関係者の共同の事業として地域の中で運営されている施設。

ジョブコーチ制度

就職または職場適応に課題がある知的や精神に障害のある方の雇用の促進や職業の安定を図るために指導員が事業所において障害のある方や事業者に対して援助を行う制度。

自立訓練

障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための必要な訓練を行う福祉サービス。

自立支援協議会

障害のある人の地域生活を支援するために、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係者によって地域の実態や課題等を把握し、問題の解決に向けて協議を行う会議。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、様々な福祉サービス等を受けることができる者であることを証明する手帳。

生活介護

障害者支援施設等において入浴、食事等の介護、調理、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の必要な日常生活上の支援等を行う福祉サービス。

精神保健福祉手帳

交付を受けたものに対して各種の支援策を講じることによって精神障害者の社会復帰及び自立並びに社会参加の促進を図ることを目的とする手帳。

成年後見人制度

知的や精神に障害のある方など判断能力が十分でない人の代わりに財産管理や契約締結等の法律行為を行うための制度。

タ

タイムケア事業

障害のある子どもの持つ親の一時的な休息や就労支援を目的に障害のある子どもの放課後や夏休み期間に活動する場を確保する事業。

短期入所事業

障害のある方を施設に短期間の入所をさせ、入浴や排泄及び食事の介護などの必要な支援を行う福祉サービス。

地域活動支援センター

地域の実情に応じて創作的な活動や生産活動の機会の提供や社会との交流促進等を行い障害者の自立した地域生活を支援する施設。

注意欠陥多動性障害

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

テレワーク在宅就労促進事業

在宅でしか働くことが出来ない方の雇用機会の創出・拡大を目的に、情報通信技術を活用して在宅就労を促進する事業。

特別支援教育

従来の特殊教育が対象だけでなく、学習障害、高機能自閉症等を含めて、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

特別支援教育支援員

障害のある児童生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するため、学校で教育上支援が必要な児童・生徒に対し日常生活の介助や学習活動のサポートを行う者。

ナ

日常生活用具

在宅で重度の障害のある人がその障害を軽減し日常生活を容易にするための用具。

日常生活自立支援事業

障害により判断能力が不十分な方に対し福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域における自立した生活を支援する事業。

日中一時支援事業

障害者の家庭の就労支援や一時的な休息のために障害者等の日中における活動の場を確保する事業。

ノーマライゼーション

高齢者も若年者も、障害のある人もない人も、すべての人が人間として普通(ノーマル)の生活を送り、共に生きる社会こそが通常な社会であるという考え方。

ハ

発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業 14

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、巡回相談等を通して、幼稚園・保育所等及び学校の特別支援教育を総合的に支援する事業。

バリアフリー

障害のある人が社会生活していく上で、段差等の物理的障壁(バリア)となるものを除去するという意味。広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁(バリア)の除去という意味でも用いられる。

福祉的就労

自立や更生を促進し、生きがいを目的に授産施設や福祉工場、小規模作業所等で働くこと。

放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して、授業の終了後に児童更生施設等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業。

法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体が「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づきそれぞれ一定以上の障害者を雇用しなければならないとされている率。

マ

民生委員

社会福祉の増進を図ることを目的に住民の相談に応じて必要な援助を行う地域の委員。

ラ

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢等にかかわらず、すべての人に使いやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

理学療法士 (PT)

医師の指示のもとに身体に障害のあるものに対し、動作能力の回復を図るために、治療体操その他の運動や電気刺激、マッサージなどの物理療法を行う技術者。

リハビリテーション

心身に障害のある人の人間的復権を理念として、その人のもつ能力を最大限に発揮して自立を促すために行われる専門的技術。

療育手帳

知的障害のある人や子どもが一貫した指導・相談を受けられるように、児童相談所、障害者更生相談所において知的障害と判断された人に県知事から交付される手帳。

療養介護

主として昼間、施設等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活上の世話を行う福祉サービス。

松山市保健福祉部障害福祉課

〒790 - 8571

松山市二番町四丁目7番地2

電 話 (089)948 - 6353

ファックス (089)932 - 7553

アドレス shougai@city.matsuyama.ehime.jp